

事務事業の概要と現況

—令和4年5月—

地 域 振 興 部
区 民 部
生 活 環 境 部

目 次

（地域振興部）

地 域 振 興 部 組 織 図	-----	1 頁
地域振興部職員配置状況	-----	2 頁
分 掌 事 務	-----	3 頁
地 域 振 興 課	-----	7 頁
副参事（都市交流推進担当）	-----	29 頁
副参事（区民施設担当）	-----	29 頁
文 化 施 策 担 当 課 長	-----	30 頁
産 業 振 興 課	-----	31 頁
副参事（観光振興担当）	-----	55 頁
ス ポ ー ツ 推 進 課	-----	57 頁

（区民部）

区 民 部 組 織 図	-----	81 頁
区民部職員配置状況	-----	82 頁
分 掌 事 務	-----	83 頁
戸 籍 住 民 課	-----	91 頁
税 務 課	-----	105 頁
収 納 推 進 課	-----	110 頁
国 保 年 金 課	-----	117 頁

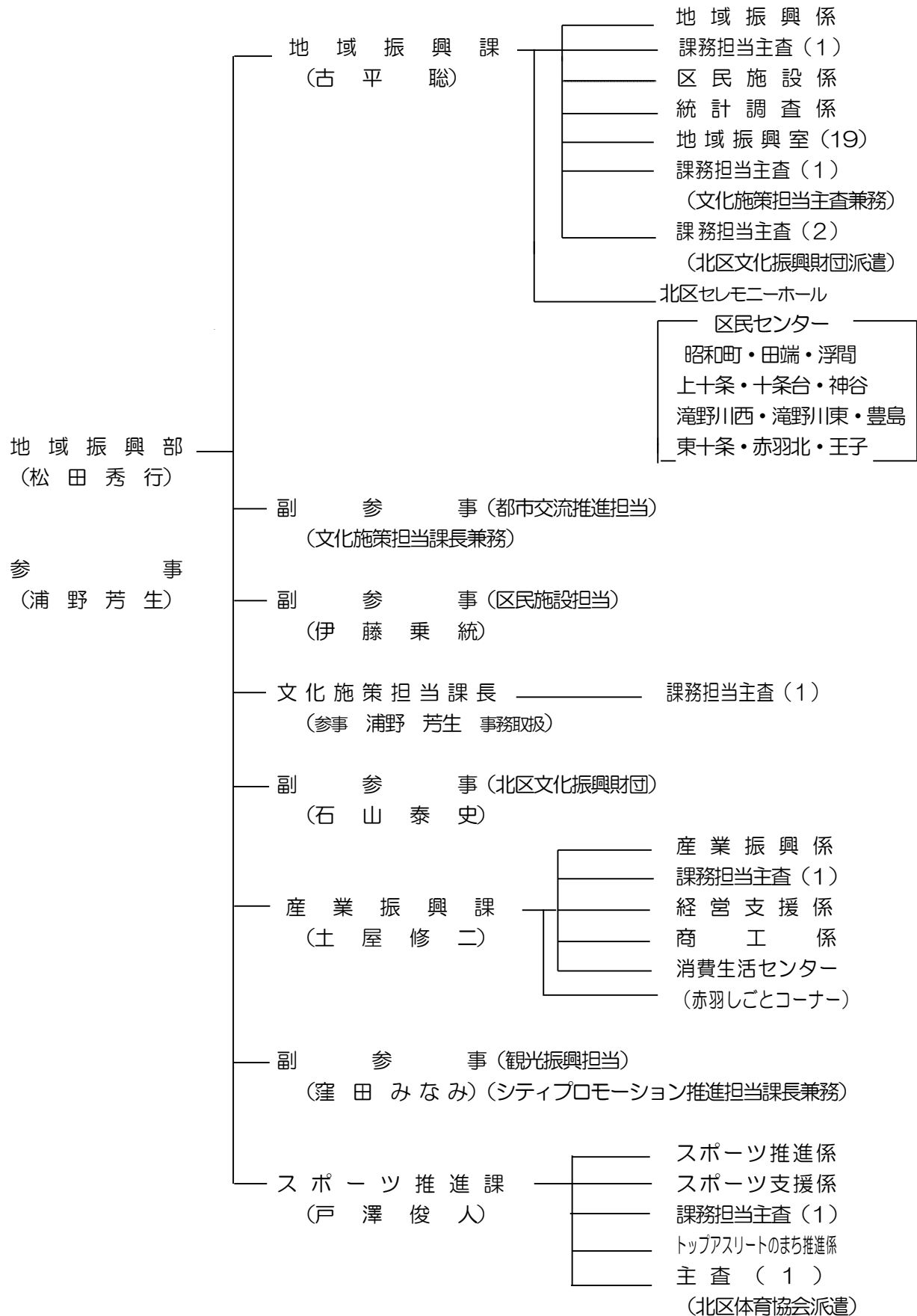
（生活環境部）

生 活 環 境 部 組 織 図	-----	131 頁
生活環境部職員配置状況	-----	132 頁
分 掌 事 務	-----	133 頁
リ サ イ ク ル 清 掃 課	-----	138 頁
環 境 課	-----	140 頁
北 区 清 掃 事 務 所	-----	152 頁

地 域 振 興 部

地 域 振 興 部 組 織 図

令和4年4月1日現在



地 域 振 興 部 職 員 配 置 状 況

令和4年4月1日現在

	係 名	部 長	課 長	係長・主査	係員	再任用	計	備 考
地 域 振 興 課	地域振興係	1	1	4 (1)	7 (2)		13	会計年度任用職員 1名 兼務3名（文化施策担当課）
	【文化振興財団】		【1】	【2】	【4】		【7】	派遣（（公財）北区文化振興財団）
	地域振興室			19	2	38	59	
	区民施設係			4	4 (1)		8	課内兼務1名
	統計調査係			1	4		5	
	セシモニーホール			(1)				兼務1名（区民施設係長）
	ふれあい館			(1)		2	2	兼務1名（区民施設係長）
	計 4 係	1	1 【1】	28 【2】	17 【4】	40	87 【7】	
副参事（都市交流推進担当）		(1)						兼務1名（文化施策担当課長）
副参事（区民施設担当）			1				1	
文化施策担当課長		1		1	2		4	参事（文化施策担当課長事務取扱）
産 業 振 興 課	産業振興係		1	3	4		8	
	【東京北区観光協会】				【1】		【1】	派遣（（一社）東京北区観光協会）
	赤羽しごと コーナー					1	1	会計年度任用職員 4名
	経営支援係			2	3		5	会計年度任用職員 2名
	商工係			2	4		6	
	消費生活 センター			1	2	1	4	会計年度任用職員 6名
	計 4 係		1	8	13 【1】	2	24 【1】	
副参事（観光振興担当）			(1)					兼務1名（シティプロモーション推進担当課長）
ス ポ ー ツ 推 進 課	スポーツ推進係		1	1	4		6	
	【北区体育協会】			【1】	【1】		【2】	派遣（（公財）北区体育協会）
	スポーツ支援係			2	4		6	
	トップアスリートのまち推進係			1	3		4	
	計3係		1	4 【1】	11 【1】		16 【2】	
部計	3 課4 担 当	2	4 【1】	41 【3】	43 【6】	42	132 【10】	【】は派遣職員数で別掲

分 掌 事 務

地 域 振 興 部

地域振興課

地域振興係

1. 地域振興室の連絡調整に関する事。
2. 住民自治団体に関する事。
3. 地縁による団体の認可に関する事。
4. 赤十字奉仕団に関する事。
5. 自衛官募集に関する事。
6. 区が所有する掲示板の管理に関する事。
7. 区民まつりに関する事。
8. 地域のきずなづくりに関する事。
9. コミュニティ活動及びNPO・ボランティア活動の推進に関する事。
10. 協働の推進に関する事。
11. 文化振興財団に関する事。
12. 部の庶務に関する事。
13. 部の歳入歳出予算及び決算の資料に関する事。
14. 部内他の課、係に属しない事。

区民施設係

1. 区民センターに関する事。
2. ふれあい館に関する事。
3. 斎場に関する事。
4. 自然休暇村事業施設に関する事。
5. 元気ぶらざに関する事。
6. 北とぴあに関する事。
7. 滝野川会館に関する事。
8. 赤羽会館に関する事。
9. コミュニティアリーナに関する事。

統計調査係

1. 統計法第二条の規定に基づく基幹統計及びその他の統計調査に関する事。

地域振興室 19 室

1. 担当区域におけるコミュニティ活動の推進に関すること。
2. 担当する地域振興室の会議室及び活動コーナーの使用に関すること。
3. 担当区域における区民に対する各種情報の提供等に関すること。
4. 担当区域における区民の要望及び苦情の窓口相談に関すること。
5. ふれあい館の管理に関すること（十条台地域振興室、王子地域振興室、豊島地域振興室、神谷地域振興室、志茂地域振興室、赤羽北地域振興室、滝野川西地域振興室、滝野川東地域振興室、昭和町地域振興室、浮間地域振興室、田端地域振興室、東十条振興室に限る）。
6. その他担当区域におけるコミュニティに関すること。

区民センター 12 施設

1. 区民センターの運営及び施設管理に関すること。
2. ふれあい館の使用承認に関すること。
3. ふれあい館の使用料等の徴収及び還付に関すること。

単独ふれあい館 9 施設

1. ふれあい館の運営及び施設管理に関すること。
2. ふれあい館の使用承認に関すること。
3. ふれあい館の使用料等の徴収及び還付に関すること。

副参事（都市交流推進担当）

1. 友好都市（国内）交流及び都市間連携の推進に関すること。

副参事（区民施設担当）

1. 区民施設の整備計画に関すること。
2. 区民施設の改修及び維持管理に関すること。

文化施策担当課長

課務担当主査

1. 区の文化施策に関すること。

産業振興課

産業振興係

1. 産業の振興に関する調査、計画及び調整に関すること（他に規定するものを除く）。
2. 産業団体との連携及び支援に関すること。
3. 産業関連情報の収集及び発信に関すること。
4. 勤労者サービスセンターに関すること。
5. 浮間ヶ原桜草の保存事業に関すること。
6. 農地の転用に関すること。
7. 観光の振興に関すること。
8. 景気対策及び就労支援に係る総合的推進に関すること。
9. 内職相談に関すること。
10. 雇用に係る施策の調整及び推進に関すること。
11. 赤羽しごとコーナーに関すること。
12. 課内他の係に属しないこと。

経営支援係

1. 中小企業の振興に関すること。
2. 中小企業の経営相談に関すること。
3. 中小企業の事業資金等の融資あっせんに関すること。
4. 起業家支援に関すること。
5. ネスト赤羽に関すること。
6. コミュニティビジネスに関すること。

商工係

1. 商業の振興に関すること。
2. 商店街振興組合に関すること。
3. 商業関係団体との連絡調整に関すること。
4. 大規模小売店舗に関すること。
5. ものづくりの振興に関すること。
6. 工業関係団体との連絡調整に関すること。

消費生活センター

1. 消費者安全法第八条第二項各号に掲げる事業に関すること。
2. 消費者教育に関すること。
3. 消費者行政指導事務等に関すること。

副参事（観光振興担当）

1. 観光の振興に関する事。

スポーツ推進課

スポーツ推進係

1. スポーツ推進に関する事。
2. スポーツ推進計画に関する事。
3. 総合型地域スポーツクラブに関する事。
4. スポーツ推進委員に関する事。
5. 体育協会に関する事。
6. 障害者スポーツの充実に関する事。
7. スポーツ行事に関する事。
8. 課内他の係に属しない事。

スポーツ支援係

1. スポーツ施設の管理に関する事。
2. スポーツ施設の使用承認並びに使用料の徴収及び還付に関する事。
3. スポーツ施設の整備計画及び建設に関する事。
4. スポーツ施設のバリアフリー化に関する事。
5. スポーツ団体及びレクリエーション団体に関する事。

トップアスリートのまち推進係

1. 「トップアスリートのまち・北区」の推進に関する事。
2. 東京オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーに関する事。

地 域 振 興 部

地 域 振 興 課

1. 住民自治団体

(1) 住民自治団体の組織

地域住民相互の連絡、生活環境の整備、良好な地域社会の形成及び維持などを目的に、区内には182の町会・自治会が結成されている。また、これらの団体は、各地域振興室を単位として連合会があり、さらに、王子、赤羽、滝野川の各地区の連合会と区内町会・自治会を一つにした北区町会自治会連合会を結成している。

町 会 ・ 自 治 会 数 一 覧 表

令和4年4月1日現在

地域振興室管内別町会自治会連合会	地域振興室	町会・自治会数	
		北自連加入	未加入
十 条 台 地 区 連 合 町 会	十 条 台	13	
王 子 町 会 自 治 会 連 合 会	王 子	11	
豊 島 連 合 町 会	豊 島	10	
十 条 地 区 町 会 連 合 会	十 条	7	
神 谷 連 合 町 会	神 谷	8	1
赤羽西地区町会自治会連合会	赤 羽 西	11	3
志 茂 町 会 自 治 会 連 合 会	志 茂	5	
赤 羽 管 内 連 合 自 治 会	赤 羽	5	
赤羽北地区町会自治会連合会	赤 羽 北	11	
滝 野 川 西 部 自 治 連 合 会	滝 野 川 西	9	2
滝野川東地区自治会連合会	滝 野 川 東	10	
西ヶ原東地区自治会連合会	西ヶ 原 東	7	
昭和町地区自治会連合会	昭 和 町	5	
浮間地区町自治会連合会	浮 間	14	
桐ヶ丘地区自治会連合会	桐 ヶ 丘	18	
田 端 地 区 自 治 会 連 合 会	田 端	9	
東 十 条 町 会 連 合 会	東 十 条	6	
堀 船 町 会 自 治 会 連 合 会	堀 船	10	
東 田 端 連 合 自 治 会	東 田 端	6	1
計		175	7

地 区 別 自 治 会 連 合 会	町会・自治会連合会数	町会・自治会数
王子地区町会自治会連合会	6	57
赤羽地区町会自治会連合会	7	72
滝 野 川 自 治 会 連 合 会	6	46
計	19	175

(2) 住民自治団体への委託等

ア. 町会・自治会委託料 令和4年度予算 157,259千円

区民にお知らせするポスターの掲示及びチラシ等の配布委託料

イ. 町会・自治会館建設費等補助費 令和4年度予算 15,000千円

新築 助成割合 1/2 (限度額 1,000 万円) 1 件

改修 助成割合 1/2 (限度額 500 万円) 1 件

2. 区営掲示板設置及び補修費 令和4年度予算 27,130千円

区及びその他公共団体・公益団体が行う事業について、地域住民に広く情報を提供するため、区営掲示板を設置している。掲示物を風雨から避けるため、令和元年度からアクリル引き戸付の掲示板を導入した。

令和3年度実績 板交換 71 件

移設及び撤去 24 件

新設等 48 件 (うちアクリル引き戸付掲示板 43 件)

3. 赤十字奉仕団

(1) 赤十字奉仕団の目的

赤十字奉仕団は、赤十字の原則である人道、博愛の精神に基づき、災害救護、社会福祉等の諸活動について必要な奉仕活動を実践するものである。

(2) 赤十字奉仕団の組織

北区赤十字奉仕団のもとに分団を地域振興室ごとに設けている。

北区赤十字奉仕団 委員長 1名

副委員長 6名

分 団 委員長 19名

副委員長 78名

(3) 令和3年度の活動

ア. 会 費 募 集 募集実績 25,656,687円

イ. 献 血 活 動 実施回数 10回

(新型コロナウイルス感染症拡大の影響により1回中止した。)

奉仕者数 89名

ウ. 都立北療育医療 実施回数 6回

センター裁縫奉仕 (新型コロナウイルス感染症拡大の影響により6回中止した。)

奉仕者数 12名

4. 区民まつり 令和4年度予算 20,950千円

区民が主催し、区民が主役となって第39回「ふるさと北区 区民まつり」を実施する。北区町会自治会連合会及び北区青少年地区委員会が主催し、区が共催する形で合同運営委員会を組織し運営する。また、王子・赤羽・滝野川地区の各実行委員会で、それぞれの地区の個性を生かした内容を検討していく。例年10月の第1土曜日・日曜日に実施しているが、令和2年度・3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止した。

会 場	王 子 地 区	飛鳥山公園
	赤 羽 地 区	赤羽公園・赤羽会館・赤羽駅前
	滝野川地区	滝野川公園・滝野川体育館

5. 地域のきずなづくり推進プロジェクト事業 令和4年度予算 3,413千円

地域への愛着や関心を深めるきっかけづくり、町会・自治会活動の活性化、地域のさまざまな活動団体同士が連携する仕組みづくりなど、「地域のきずなづくり」に取り組んでいる。

(1) 地域円卓会議の開催（19地域）

地域活動団体同士の相互理解とゆるやかな協力体制の構築を図ることを目的とする。令和3年度は19地域で各2回開催予定だったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により2地域のみ開催した。引き続き開催方法等を検討しながら、令和4年度は、19地域で開催する。

(2) 地域の担い手育成のための講座の開催

地域の新たな担い手の発掘・育成のため、地域活動に役立つ講座を開催する。令和3年度は、町会・自治会活動のICT活用について、区内で先進的取り組みを行う町会・自治会の事例発表を交えたオンライン講演会を開催した。

(3) 「北区きずなづくり月間」の普及啓発

例年区民まつりが開催される10月を「きずなづくり月間」と設定し、PR活動を行う。

(4) 地域情報の積極的な発信

区ホームページの地域振興室のページに、連合会や青少年地区委員会をはじめとする地域活動団体等のイベント情報を掲載し、地域情報を積極的に発信していく。

(5) 町会・自治会の加入促進支援

町会・自治会の活性化を図るため、町会・自治会加入促進リーフレットの配布等を行う。

(6) 町会・自治会 ICT 活用支援事業

区と町会・自治会との円滑な情報伝達を実現するため、令和4年度は引き続き北区町会自治会連合会を対象に、ICTの活用を推進するための環境整備を行う。

6. 協働の推進

(1) 協働推進員の設置

年度ごとに協働推進員を設置し、協働を推進するためのネットワークの整備、充実を図る。

(2) 協働総合相談窓口の設置

NPO・ボランティアぷらざに協働総合相談窓口を設置し、協働に関する提案・相談などに対して、庁内外の協働関連部署と連携して対応を進める。

(3) 令和3年度協働取組事例の募集・活用

令和3年度における協働取組事例をデータベース化し、迅速・的確な活用を図る。

(4) 協働の担い手づくり支援事業 令和4年度予算 873千円

政策提案協働事業をはじめとした協働事業を進めるために必要な情報や活動環境の提供、協働事業の担い手育成のための研修等を実施する。

(5) NPO・ボランティアぷらざ運営事業 令和4年度予算 49,813千円

市民活動推進機構への事業委託、施設管理委託を通じて、区民の視点に立ったNPO・ボランティア活動推進のための事業実施とともに活動環境の整備を図る。

また、団塊世代を中心とする人々（アクティブシニア）のネットワークづくり、地域で活躍するための場、きっかけをつくるための情報提供、支援を行う。

ア. 令和3年度施設利用状況 (単位：人)

施設名	利用者数
サロンコーナー	831
情報コーナー	256
相談コーナー	6,212
交流コーナー	2,020
会議室	345
合計	9,664

(令和3年度開所日数 289日)

※情報コーナー（印刷機、丁合機、紙折り機、パソコン利用、図書貸し出し）

イ. 令和3年度講座・イベント参加者数 1,459人

※講座内容【傾聴ボランティア講座、傾聴ボランティアスキルアップ講座、連続講座（災害ボランティア養成講座一般編）、NPO 法人入門講座、NPO 法人専門講座、城北ブロック研修、夏！体験ボランティア、協働担い手づくり研修、出張講座（学校）、避難所運営 HUG ゲーム講座、災害ボランティア養成講座リーダー編、環境展、やってみよう！ボランティア、傾聴交流会】

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した講座【ファーストステップ、ぷらざdeおしゃべり、ぷらざ劇場、基礎講演会】

(6) 協働による地域づくりの推進 令和4年度予算 9,444千円

ア. 地域づくり応援団事業 NPOやボランティア団体、グループが独自に企画、実施するまちづくり事業を支援する。

令和3年度助成実績

(20万円上限)

(受付順) (単位：円)

NO	事業名	団体名	助成金額
1	北区夏休みこども農業体験	一般社団法人 SHOIN	200,000
2	依存症女性の子育て支援事業	特定非営利活動法人 ダルク女性ハウス	200,000

(50万円上限)

(受付順) (単位:円)

NO	事業名	団体名	助成金額
1	SNS を通して北区のイメージアップにつながる動画作成及び公開	特定非営利活動法人 うきま.jp	500,000
2	大災害から、「いのちを守る@体験型防災 Live」 in 北区 Part3	一般社団法人 いのちを守る at プロジェクト JAPAN	500,000
3	ひよこママのオンライン相談(産前・産後ママのオンライン相談)	一般社団法人 はあとほっと	500,000
4	産後女性の筋力回復と啓発、疾病予防事業	一般社団法人 日本産後ダイエット協会	500,000
5	北区岩淵町における「宿場町まるしえ」関連催事運営事業	宿場町まるしえ実行委員会	500,000
6	ゲーム・スマホ・ネット依存から子どもを守る	NPO 法人青少年健康カサポトラボ・ジャパン	460,000

イ. 政策提案協働事業 NPOやボランティア団体と区が協働で事業を行う。

令和3年度実施事業

(単位:円)

NO	事業名	団体名	助成金額
1	障がい児・者の外出、外食を支援する共生の街づくり事業	重度心身障がい児親子の会 スマイリーサン	1,489,000
2	自然体験講座や生物調査活動から広がる持続可能な自然環境保全意識の高揚事業	東京都北区環境教育を進める会	1,798,000

※令和3年度の事業募集(令和4年度実施分)については、決定事業なし。

7. 地 域 振 興 室

町会・自治会連合会等の地域団体の活動支援やその他コミュニティ活動推進のために必要な事業を実施している。

地 域 振 興 室 の 現 況

名 称	所 在 地	土 地	
		面 積 (㎡)	所 有
十条台 地域振興室	中十条1丁目2番18号		
王 子 地域振興室	豊島1丁目14番12		
豊 島 地域振興室	豊島3丁目27番22号		
十 条 地域振興室	十条仲原1丁目20番10号	296.87	区
神 谷 地域振興室	神谷3丁目35番17号		
赤羽西 地域振興室	西が丘1丁目5番2号	308.42	区
志 茂 地域振興室	志茂1丁目34番17号		
赤 羽 地域振興室	赤羽南1丁目13番1号		
赤羽北 地域振興室	赤羽北2丁目25番8-201号		
滝野川西地域振興室	滝野川6丁目21番25号		
滝野川東地域振興室	滝野川1丁目46番7号		
西ヶ原東地域振興室	西ヶ原1丁目23番3号		
昭和町 地域振興室	昭和町3丁目10番7号		
浮 間 地域振興室	浮間2丁目10番2号		
桐ヶ丘 地域振興室	桐ヶ丘2丁目7番22号		都
田 端 地域振興室	田端3丁目16番2号		
東十条 地域振興室	東十条3丁目2番14号		
堀 船 地域振興室	堀船2丁目16番11号	314.74	区
東田端 地域振興室	東田端1丁目12番14号	330.24	借 地

令和4年4月1日現在

建 面積（地域振興室部分）	物 構 造	備 考	開設年月日
185.26		十条台区民センター内	S.22. 4. 1
162.48	鉄筋5階建	王子区民センター内	S.22. 4. 1
258.75	鉄筋3階建	豊島区民センター内	S.22. 4. 1
322.48	鉄筋3階建		S.22. 4. 1
226.21	鉄筋3階建	神谷区民センター内	S.22. 4. 1
338.73	鉄筋2階建		S.22. 4. 1
141.50		なでしこ小学校校舎内	S.22. 4. 1
171.02		赤羽会館内	S.22. 4. 1
297.26	鉄 筋	赤羽北区民センター内	S.22. 4. 1
222.85	鉄筋8階建	滝野川西区民センター内	S.22. 4. 1
275.88	鉄筋4階建	滝野川東区民センター内	S.22. 4. 1
109.70		滝野川会館内	S.22. 4. 1
150.22	鉄筋3階建	昭和町区民センター内	S.22. 4. 1
164.37	鉄筋3階建	浮間区民センター内	S.38. 4. 1
320.00	鉄筋3階建	桐ヶ丘授産場2階	S.38. 4. 1
264.64	鉄筋4階建	田端区民センター内	S.39. 4. 1
304.77	鉄筋5階建	東十条区民センター内	S.41. 4. 1
353.28	鉄筋3階建		S.48. 4. 16
369.00	鉄筋3階建	児童室併設（154.00㎡）	S.48. 11. 12

開設年月日は旧出張所の開設の日付
（地域振興室は平成13年4月1日付開設）

8. 北区文化振興財団

令和4年度予算 390,518千円

北区における文化の振興を目的として北区が設置した（公財）北区文化振興財団の担当課としての事務を行っている。

（１）財団補助

財団運営の安定に資することを目的として助成を行っている。

ア. 文化の振興に関する事業の企画及び実施

（北とぴあホール事業・北とぴあ国際音楽祭事業・田端文士村記念館普及啓発事業等、9事業）

イ. 芸術・文化活動に関する調査、育成及び普及

（北区民オーケストラ及び合唱団育成事業、区民文化活動支援事業等、5事業）

ウ. その他、目的を達成するために必要な事業

（２）財団委託

文化振興事業及び文化施設等の管理運営を財団に委託している。

ア. （仮称）彫刻アトリエ館管理運営事業

イ. 子どもかがやき文化芸術事業

ウ. 北区所蔵美術品展示事業

エ. 文化芸術の「卵」育成事業

オ. パイプオルガン演奏会事業

（３）田端文士村記念館工事

田端文士村記念館の環境改善のため、改修工事を行う。

ア. 空調機改修工事

イ. 収蔵庫その他改修工事

ウ. トイレ洋式化改修工事

（４）文化芸術活動拠点

旧豊島北中学校校舎1階の一部及び2階から4階を文化芸術活動拠点（愛称：ココキタ）として開設し、施設を財団に無償で貸し付け、財団と協定を締結し文化芸術活動拠点事業を行う。

※（１）、（２）、（４）について、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、一部事業を中止や縮小した。

(白 紙)

9. 区民センター・ふれあい館の管理

令和4年度予算 621,047千円

地域コミュニティ活動の拠点施設、また高齢者の娯楽・教養の向上の場として、区民センター及びふれあい館を設置し、集会施設等の貸出しを行っている。（平成8年5月1日に従来の区民館、福祉館を統合し、ふれあい館となった。）

なお、区民センター内の児童館、保育園、図書館等の運営は、それぞれの所管課で行っている。平成18年度から一部ふれあい館に指定管理者制度を導入した。

ふ れ あ い 館 施 設 一 覧

施 設 名	所 在 地	敷 地 面 積	延 床 面 積 (ふれあい館部分)
浮 間 ふ れ あ い 館	浮間2-10-2 (浮間区民センター内)	888.47 ^{m²}	688.95 ^{m²}
昭 和 町 ふ れ あ い 館	昭和町3-10-7 (昭和町区民センター内)	1,159.71	769.87
田 端 ふ れ あ い 館	田端3-16-2 (田端区民センター内)	668.35	762.37
上 十 条 ふ れ あ い 館	上十条3-3-9 (上十条区民センター内)	659.02	667.64
十 条 台 ふ れ あ い 館	中十条1-2-18 (十条台区民センター内)	2,960.23	536.35
神 谷 ふ れ あ い 館	神谷3-35-17 (神谷区民センター内)	1,791.42	752.99
滝 野 川 西 ふ れ あ い 館	滝野川6-21-25 (滝野川西区民センター内)	1,042.36	1,868.02
滝 野 川 東 ふ れ あ い 館	滝野川1-46-7 (滝野川東区民センター内)	1,239.32	543.04
豊 島 ふ れ あ い 館	豊島3-27-22 (豊島区民センター内)	1,994.66	835.67
東 十 条 ふ れ あ い 館	東十条3-2-14 (東十条区民センター内)	2,191.08	748.19
赤 羽 北 ふ れ あ い 館	赤羽北2-25-8-201 (赤羽北区民センター内)	762.88	829.38
王 子 ふ れ あ い 館	豊島1-14-12 (王子区民センター内)	360.05	222.89

令和4年4月1日現在

構 造	施 設 内 容	開設年月日
鉄筋 3階建	1階 事務室 2階 和室3、ホール2 3階 ホール1	S51.12.1
鉄筋鉄骨 3階建	1階 事務室、ホール1 2階 和室2、洋間1、ホール2	S59.1.23
鉄筋 4階建	1階 事務室 2階 ホール3 4階 和室2、洋間1	S59.6.4
鉄筋 3階建	1階 事務室、和室1、ホール1 2階 和室3、ホール1	S60.7.15
本館 鉄骨鉄筋 4階建 別館 鉄骨 2階建	本館2階 事務室 本館4階 和室3、ホール1 別館1階 ホール1 別館2階 和室2	S63.6.1
鉄筋・一部鉄骨鉄筋 3階建	地下 ホール1、音楽練習室1 1階 事務室 2階 和室4、ホール2	H6.4.25
鉄筋 9階建	6階 和室1、ホール1、音楽練習室1 7階 事務室、和室4、ホール1 8階 ホール1	H8.6.3
鉄筋 4階建	1階 事務室 ※2階…昼間は老人いこいの家、 夜間はふれあい館として使用 (2階 和室3) 3階 和室1、ホール2	H9.8.4
鉄筋 3階建	2階 事務室、和室4、ホール2、音楽練習室1	H10.8.3
鉄筋 5階建	1階 事務室、展示コーナー 3階 和室4、ホール1 4階 ホール1、音楽練習室1	H13.9.3
鉄骨鉄筋13階建の 1～3階の一部	2階 事務室、ホール2 3階 和室3、娯楽室1、音楽練習室1	H14.9.10
鉄筋 5階建	1階 事務室 3階 和室1、ホール1 4階 ホール1	H21.4.1

施 設 名	所 在 地	敷 地 面 積	延 床 面 積 (ふれあい館部分)
赤 羽 ふ れ あ い 館	赤羽1-59-9 (ネスト赤羽3階)	_____m ²	225.00m ²
桐ヶ丘ふれあい館	桐ヶ丘2-7-43 (桐ヶ丘中央公園敷地内)	_____	188.01
島 下 ふ れ あ い 館	赤羽西6-10-12 (島下公園敷地内)	_____	150.00
稲 付 ふ れ あ い 館	赤羽西3-19-5 (稲付公園敷地内)	_____	169.23
西が丘ふれあい館	西が丘1-47-15	331.90	441.43
堀 船 ふ れ あ い 館	堀船3-7-12	414.58	497.71
東田端ふれあい館	東田端2-20-51 (新田端大橋高架下)	698.17	401.96
岸 町 ふ れ あ い 館	岸町1-6-17	976.51	926.94
志 茂 ふ れ あ い 館	志茂1-34-17 (なでしこ小学校校舎内1階)	_____	531.57

構 造	施 設 内 容	開設年月日
鉄筋 3階建	3階 事務室、和室2、集会室1 ※赤羽ふれあい館自主管理運営委員会を指定管理者に指定 (H18.4.1～)	S53.10.17
鉄筋 2階建	1階 事務室、和室2 2階 和室2 ※桐ヶ丘ふれあい館自主管理運営委員会を指定管理者に指定 (H18.4.1～)	S53.4.20
鉄筋 3階建	1階 和室1 2階 事務室、和室1 3階 和室1 ※島下ふれあい館自主管理委員会を指定管理者に指定 (H18.4.1～)	S48.11.1
鉄筋 2階建	1階 事務室、和室2 2階 和室1 ※稲付ふれあい館自主管理運営会を指定管理者に指定 (H18.4.1～)	S48.8.1
鉄筋 2階建	1階 事務室、和室1 2階 ホール2 ※西が丘ふれあい館自主管理委員会を指定管理者に指定 (H18.4.1～)	H元.4.1
鉄筋 2階建	1階 事務室、ホール1 2階 集会室2、和室3	H22.4.1
鉄筋 1階建	1階 事務室、和室2、ホール1 ※東田端ふれあい館自主管理運営委員会を指定管理者に指定 (H29.4.1～)	H4.4.23
鉄筋（一部軽量鉄骨造） 3階建	1階 事務室、集会室1 2階 集会室2、和室1 3階 集会室1	H19.4.1
鉄筋（一部鉄骨造） 4階建	1階 事務室、ホール1、和室1	H30.4.23

令和3年度 ふれあい館使用実績表

施設名		集 会 コ ー ナー					
		和 室		ホ ー ル		音 楽 練 習 室	
		件 数	利用人員	件 数	利用人員	件 数	利用人員
区民センター内ふれあい館	浮間ふれあい館	2	7	1,118	12,545	—	—
	昭和町ふれあい館	41	365	636	12,995	—	—
	田端ふれあい館	93	490	798	12,801	—	—
	上十条ふれあい館	313	2,281	467	7,608	—	—
	十条台ふれあい館	270	1,008	617	15,812	—	—
	神谷ふれあい館	174	1,271	456	8,339	114	403
	滝野川西ふれあい館	417	3,976	1,350	38,762	554	1,393
	滝野川東ふれあい館	160	887	902	9,438	—	—
	豊島ふれあい館	215	1,943	573	7,529	141	301
	東十条ふれあい館	2	20	619	6,882	423	1,134
	赤羽北ふれあい館	218	1,296	1,416	16,234	452	1,698
	王子ふれあい館	339	3,365	551	6,407	—	—
単独ふれあい館	赤羽ふれあい館	43	200	42	204	—	—
	桐ヶ丘ふれあい館	—	—	—	—	—	—
	島下ふれあい館	—	—	—	—	—	—
	稲付ふれあい館	—	—	—	—	—	—
	西が丘ふれあい館	123	1,540	671	12,198	—	—
	堀船ふれあい館	142	587	827	9,340	—	—
	志茂ふれあい館	162	1,131	964	19,115	—	—
	東田端ふれあい館	206	2,285	996	16,876	—	—
	岸町ふれあい館	155	1,331	560	3,887	—	—
合 計		3,075	23,983	13,563	216,972	1,684	4,929

1. 表中、貸出施設としての設置がない箇所は「—」で表示。
2. 西が丘・王子ふれあい館の高齢者福祉コーナーは、月・水・金曜日のみ開設。
3. 志茂ふれあい館の高齢者福祉コーナーは、水・木・金曜日のみ開設。
4. 赤羽・桐ヶ丘・島下・稲付・西が丘・東田端ふれあい館は指定管理者制度を導入。
5. 赤羽・桐ヶ丘・島下・稲付・堀船ふれあい館は旧福祉館ふれあい館。
6. 昭和町・田端ふれあい館の和室には洋間を含む。
7. 赤羽北ふれあい館のホールには娯楽室を含む。
8. 新型コロナウイルス感染症拡大防止策により利用休止要請期間あり。

令和3.4.1～令和4.3.31

ナ						高齢者福祉コーナー	
展示コーナー		合 計		減免件数（再掲）		利用人員	一 日 平 均
件 数	利用人員	件 数	利用人員	減額件数	免除件数		
件	人	件	人	件	件	人	人
—	—	1,120	12,552	78	206	594	1.7
—	—	677	13,360	117	114	388	1.1
—	—	891	13,291	6	62	3,302	9.9
—	—	780	9,889	0	50	3,918	11.9
—	—	887	16,820	17	416	921	2.8
—	—	744	10,013	55	167	5,648	16.6
—	—	2,321	44,131	737	299	1,432	4.2
—	—	1,062	10,325	124	136	—	—
—	—	929	9,773	50	154	521	1.5
372	4,469	1,416	12,505	9	59	0	0
—	—	2,086	19,228	31	109	2,901	8.8
—	—	890	9,772	0	59	20	0.1
—	—	85	404	0	0	2,906	8.5
—	—	—	—	—	—	418	1.2
—	—	—	—	—	—	1,245	3.6
—	—	—	—	—	—	4,234	12.4
—	—	794	13,738	101	82	2,246	15.8
—	—	982	10,008	12	86	235	0.7
—	—	1,126	20,257	95	211	996	6.1
—	—	1,202	19,161	0	94	371	1.1
—	—	715	5,218	0	69	0	0
372	4,469	18,707	250,445	1,432	2,373	32,296	108

10. 斎場の管理

令和4年度予算 54,536千円

区民が安心して葬儀を行う場として、斎場「北区セシモニーホール」の貸出を行っている。なお、平成30年度から区外利用者の受付を開始した。

- (1) 所在地 北区浮間1丁目13番6号
開設年月日 平成6年8月1日
- (2) 敷地面積 1,252.59㎡
- (3) 延床面積 2,288.91㎡
- (4) 構造規模 鉄筋コンクリート造
地下1階、地上3階建
- (5) 施設内容 地下1階 事務室、機械式駐車場（20台）
1階 受付、ロビー、柩保管室
2階 式場、通夜控室、家族控室、式師控室
3階 式場、通夜控室、家族控室、式師控室

(6) 利用実績（令和3年度）

有効日数（※） （2室の延べ日数）	式場（2室） 利用件数	柩保管室（4室） 利用件数
602	181	109

※12月31日、1月1・2日、友引の前日を除く。

11. 北区民自然休暇村事業

令和4年度予算 12,131千円

北区民自然休暇村事業施設「甘楽ふるさと館」の管理業務を行っている。

本施設は、昭和62年に北区が群馬県甘楽町と共同施工で建設し、北区分建物を甘楽町に無償貸付して、甘楽町の公の施設として運営している。なお、甘楽町は一般財団法人甘楽町都市農村交流協会に管理委託し運営をしている。

- (1) 所在地 群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡2014-1
開設年月日 昭和63年4月1日
- (2) 敷地面積 12,143.92 ㎡（甘楽町所有）
- (3) 施設面積 ① 北区民自然休暇村事業施設（北区分建物）
- | | |
|-------|---------------------|
| 宿泊棟 | 702.11㎡ |
| 管理人棟 | 46.47㎡ |
| 屋外炊事場 | 24.30㎡ |
| 屋外トイレ | 6.21㎡（平成19年7月18日設置） |
| 計 | 779.09㎡ |
- ② 甘楽町農業体験実習施設（甘楽町分建物）
- | | |
|-------|----------------------|
| 体験実習棟 | 501.50㎡ |
| 風除室 | 16.75㎡（平成26年1月11日設置） |
| 計 | 518.25㎡ |
- ③ 甘楽町総合交流ターミナル施設（甘楽町分建物）

		宿泊研修棟	430.80㎡
④	研修施設（甘楽町分建物）	研修棟（もみじの間）	251.61㎡（平成26年5月24日設置）
⑤	浴室（甘楽町分建物）		168.00㎡
(4)	構 造	宿 泊 棟〔本館〕	鉄筋コンクリート造2階建
		管 理 人 棟	鉄筋コンクリート造平屋建
		屋外炊事場	鉄筋コンクリート造平屋建
		屋外トイレ	木造平屋建
		体験実習棟	鉄筋コンクリート造平屋建
		風 除 室	本館玄関軒下に増築
		宿泊研修棟〔新館〕（総合交流ターミナル）	鉄筋コンクリート造2階建
		研 修 棟	鉄筋コンクリート造1階建
(5)	主 要 施 設	宿泊室 和室（10畳）	10室（トイレ付）
		和室（10畳）	2室（バス・トイレ付）
		和室（6畳）	3室（トイレ付）
		洋室（ツイン）	1室（バス・トイレ付）
		洋室（シングル）	2室（バス・トイレ付）
		研修室3室、食堂、浴室（男女各1）、屋外バーベキューガーデン	
		屋外炊事場	

(6) 利 用 実 績（令和3年度）

種 別		大 人（人）	子 供（人）	計
宿 泊	北 区	464	153	617
	その他	4,105	630	4,735
	小 計	4,569	783	5,352
休 憩	北 区	285	60	345
	その他	14,332	1,001	15,333
	小 計	14,617	1,061	15,678
総合計		19,186	1,844	21,030

12. 北とぴあの管理

令和4年度予算 348,807千円

平成27年度から指定管理者制度を導入し、2期目は北とぴあマネジメント共同事業体を指定管理者に指定した。

- (1) 所 在 地 北区王子1丁目11番1号
開設年月日 平成2年9月17日
- (2) 敷地面積 6,981.94 ㎡
- (3) 延床面積 35,128.45 ㎡（スペースゆう所管分 633.59 ㎡を含む）

- (4) 構造規模 鉄骨鉄筋コンクリート造
地下3階、地上18階建
- (5) 施設内容 地下3階 駐車場(111台収容)
地下2階 備蓄倉庫、電気室、舞台事務所
地下1階 音楽スタジオ、展示ホール、救護室、多目的ルーム
1階 区民プラザ、総合案内、施設受付、チケット売場、店舗
赤ちゃん休けい室、東京北区観光協会
2階 さくらホール
3階 つつじホール
4階 北区NPO・ボランティアプラザ
5階 アストロプラザ、多様性社会推進課、スペースゆう
6階 スターロード、ドームホール、601会議室
7階 701会議室、第1・第2研修室
8階 801～808会議室
9階 901・902会議室、茶室、第1・第2和室、幼児室
10階 地域振興課、文化施策担当課、北区文化振興財団、
北とぴあ管理事務所、スポーツ推進課
11階 産業振興課、消費生活センター、
東京広域勤労者サービスセンター(北区営業所)
12階 産業関係団体事務室
13階 飛鳥ホール
14階 スカイホール、カナリアホール、喫煙室
15階 ペガサスホール
16階 1601・1602会議室(令和4年1月～)
17階 展望ロビー
18階 機械室
- (6) 使用実績(令和3年度)

種 別	会議室・研修室・幼児室・和室・茶室・音楽スタジオ・多目的ホール・ドームホール・講師控室	小ホール (ペガサス・スカイ・カナリア・飛鳥・展示) リハーサル室・楽屋含む	大ホール (さくら・つつじ) リハーサル室・楽屋含む	合 計
件 数	7,887	1,937	2,666	12,490
使用人数	135,316	114,260	322,838	572,414

※新型コロナウイルス感染症拡大防止策による利用休止要請期間あり。なお、利用料金収入減収のため、指定管理料の補てんを行った。

13. 滝野川会館の管理 令和4年度予算 200,504千円

平成21年度から指定管理者制度を導入し、4期目は株式会社旺栄を指定管理者に指定した。

- (1) 所 在 地 北区西ヶ原1丁目23番3号
開設年月日 平成4年10月5日
- (2) 敷 地 面 積 3,797.06 m²
- (3) 延 床 面 積 12,269.53 m²
- (4) 構 造 規 模 鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)
地下2階(一部地下3階)、地上5階、塔屋1階

(5) 施設内容	地下2階	駐車場（40台収容）、空調機械室、中央監視室、音楽スタジオ2室、活動コーナー
	地下1階	滝野川図書館、レストラン・喫茶、サンクンガーデン
	1階	滝野川会館管理事務所、滝野川区民事務所、赤ちゃん休けい室、西ヶ原東地域振興室、広報コーナー、大ホール、ロビー
	2階	大ホール、リハーサル室2室、ComCom スペース、喫煙室、滝野川文化センター（料理室、和洋裁室、学習室、和室2室）
	3階	集会室4室、幼児室、滝野川文化センター（学習室2室、視聴覚室）
	4階	集会室3室、和室3室
	5階	小ホール

※ 滝野川文化センターは平成19年度から指定管理者制度を導入した。

(6) 使用実績（令和3年度）

種 別	集会室・和室・幼児室・リハーサル室・音楽スタジオ	小ホール	大ホール	合 計	減免件数（再掲）	
					減額	免除
件 数	3,930	382	379	4,691	14	177
使用人数	50,555	13,364	59,287	123,206		

※新型コロナウイルス感染症拡大防止策による利用休止要請期間あり。なお、利用料金収入減収のため、指定管理料の補てんを行った。

14. 赤羽会館の管理

令和4年度予算 185,932千円

平成29年度から指定管理者制度を導入し、2期目は赤羽会館マネジメントグループを指定管理者に指定した。

(1) 所在地	北区赤羽南1丁目13番1号
	開設年月日 昭和57年7月12日
(2) 敷地面積	2,600.03 m ²
(3) 延床面積	12,718.22 m ²
(4) 構造規模	鉄筋コンクリート造（一部鉄骨） 地下2階、地上7階、塔屋1階
(5) 施設内容	地下2階 空調機械室、電気室、総合監視室
	地下1階 駐車場（30台収容）、巡視室
	1階 講堂、軽食堂、PRコーナー、ロビー
	2階 赤羽会館管理事務所、赤羽地域振興室、リハーサル室、講堂、赤ちゃん休けい室
	3階 集会室2室・和室4室
	4階 大・小ホール、集会室5室、喫煙室
	5階 赤羽図書館
	6階 赤羽健康支援センター、赤羽障害相談係、赤羽高齢者あんしんセンター、赤羽図書館（閉架書庫）
	王子健康支援センター（令和3年9月～）
	7階 赤羽健康支援センター

(6) 使用実績(令和3年度)

種 別	集会室・和室・リハーサル室	大・小ホール	講 堂	合 計	減免件数(再掲)	
					減額	免除
件 数	4,825	1,074	299	6,198	39	329
使用人数	66,052	62,546	72,761	201,359		

※新型コロナウイルス感染症拡大防止策による利用休止要請期間あり。なお、利用料金収入減収のため、指定管理料の補てんを行った。

15. 元気ぷらざの管理

令和4年度予算 162,437千円

平成20年度から指定管理者制度を導入し、3期目はFH 元気パートナーズを指定管理者に指定した。

- (1) 所在地 北区志茂1丁目2番22号
開設年月日 平成10年10月8日
- (2) 敷地面積 4,958.33 m²
- (3) 延床面積 5,041.67 m²
- (4) 構造規模 鉄筋鉄骨コンクリート造
地下1階、地上2階
- (5) 施設内容
- | | |
|------|---|
| 地下1階 | 温水プール(25mプール、流水プール、ウォータースライダー、子ども用プール、ジャグジー、採暖室)、機械室、電気室 |
| 1 階 | 元気ぷらざ管理事務所、志茂老人いこいの家、〔大広間(第三和室)、娯楽室(第五和室)、男女浴室、休養室、機能回復訓練室)、介助浴室、相談室、エントランスホール、ラウンジ、空調機械室 |
| 2 階 | 第一ホール、第二ホール、第一和室、第二和室、志茂老人いこいの家多目的室、ホワイエ、空調機械室、発電機室 |
| 別 棟 | 自転車置場、廃棄物保管場所 |

(6) 使用実績(令和3年度)

●温水プール

利用人数			免除件数(再掲)		
大人(人)	子供(人)	合計(人)	大人(人)	子供(人)	合計(人)
47,705	46,782	94,487	1,275	0	1,275

●集会施設

和室		ホール		合計		減免件数	
使用件数	使用人数	使用件数	使用人数	使用件数	使用人数	減額	免除
200	1,421	737	18,947	937	20,368	25	75

※新型コロナウイルス感染症拡大防止策による施設貸出休止期間あり。なお、利用料金収入減収のため、指定管理料の補てんを行った。

16. コミュニティアリーナの管理

令和4年度予算 49,128千円

コミュニティ活動の場を提供することにより、区民の福祉の増進を図るため、コミュニティアリーナを設置し、アリーナ（体育館）、ホールの貸出しを行っている。

平成25年7月から新町コミュニティアリーナは指定管理者制度を導入し、新町コミュニティアリーナ自主管理運営委員会を指定管理者に指定した。

(1) 施設概要

施設名	豊島北コミュニティアリーナ	新町コミュニティアリーナ
所在地	豊島5-3-13	田端新町2-27-17
開設年月日	平成24年10月1日	平成25年7月1日
敷地面積	659.46㎡	1,975.79㎡
延床面積	717.21㎡	1,546.66㎡
施設内容	1階事務室、アリーナ	1階事務室、ホール2 2階アリーナ

(2) 使用実績（令和3年度）

豊島北コミュニティアリーナ	アリーナ		減免件数 (再掲)					
	件数	人数	減額	免除				
	935	19,886	0	12				
新町コミュニティアリーナ	アリーナ		ホール		総合計		減免件数 (再掲)	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	減額	免除
	1,000	20,204	1,324	13,741	2,324	33,945	33	31

※新型コロナウイルス感染症拡大防止策による施設貸出休止期間あり。

※新町コミュニティアリーナは天井安全対策作業のため令和4年2月1日から2月12日まで体育館部分のみ貸出休止。

17. 統計調査員報酬
基幹統計調査

令和4年度予算 3,677千円
令和4年度予算 1,349千円

統計法に基づく基幹統計調査等として、下記の調査を実施する。これらの統計調査結果については、国や都道府県、区市町村、研究機関等で幅広く利用されている。

令和4年度 統計調査一覧

調査名 区分	基 幹 統 計 調 査 等		
	学校基本調査	令和4年就業構造 基本調査	令和5年住宅・土地統計 調査単位区設定
目 的	学校に関する基本的事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料を得る。	国民の就業及び不就業の状態を調査し、全国及び地域別の就業構造に関する基礎資料を得る。	令和5年に実施を予定している住宅・土地統計調査の一環として行うもので、調査員の担当する調査地域を明確にし、調査の円滑な実施と結果精度の向上を図るために抽出された調査区について、調査単位区を設定する。
調 査 対 象	区内すべての私立の小学校、中学校、幼稚園、専修学校及び各種学校	区内全域から抽出された区域の世帯及び、その世帯に常住する15歳以上の世帯員	区内全域から抽出された指定区域
調 査 事 項	名称、所在地、種別 学科、課程又は学級に関する事項 教員及び職員の数、児童、生徒、幼児の在籍及び出席状況 卒業者の進学、就職等の状況 等	氏名・男女の別及び配偶者の有無、世帯主との続柄、出生の年月、教育、居住地について、収入の種類、普段の就業・不就業の状態、前職、初職、訓練・自己啓発、育児・介護の状況等	指定区域内の住宅及び住宅以外で、人が居住している建物の確認と把握をする。そのうえで調査単位区を基準に従い設定する。
調 査 期 日	令和4年5月1日	令和4年10月1日	令和5年2月1日
調 査 周 期	毎年	5年	5年
所 管 庁	文部科学省	総務省・経済産業省	総務省
根 拠 法 令	統 計 法 学校基本調査規則	統 計 法 就業構造基本調査規則	統 計 法 住宅・土地統計調査規則
対象件数 (予定)	66件	600世帯程度	指定区域 約500調査区
調査員人数 (予定)		40人	40人

副参事（都市交流推進担当）

1. 友好都市（国内）交流事業

令和4年度予算 921千円

北区は、平成29年度に山形県酒田市・群馬県甘楽町・群馬県中之条町と「友好都市交流協定」締結20周年をむかえた。今後も、文化、教育、産業、スポーツなど、さまざまな交流事業を推進していくとともに、4都市間で新たな連携の促進を図っていく。

また、新たな都市との友好都市交流協定締結に向け検討を進める。

副参事（区民施設担当）

1. 区民施設の整備計画に関すること

北とぴあの大規模改修、十条駅西口公益施設整備、桐ヶ丘区民センター整備をはじめとした、今後予定されている区民施設の整備・改修に関して整備計画を策定し、計画的に事業を推進する。

2. 区民施設の改修及び維持管理に関すること。

区民施設の改修や維持管理に関して、施設が安心・安全に利用できるよう、長寿命化を図りながら、適正な保全を実施する。

文化施策担当課長

1. 東京都北区文化芸術ビジョン 2020

北区の文化芸術に関して、これからの文化振興のあり方、方向性について、学識経験者・区民等の意見を踏まえ、令和2年度に策定された東京都北区文化芸術ビジョン2020の進行管理を行う。

2. (仮称) 芥川龍之介記念館整備費 令和4年度予算 5,231千円

芥川龍之介が大正3(1914)年から昭和2(1927)年に亡くなるまで居住した田端の旧居跡地に、芥川龍之介単独では日本初となる(仮称)芥川龍之介記念館を建設するため、開館に向けた準備を行う。

3. 北区ゆかりの文化人事業 令和4年度予算 500千円

北区にゆかりのある文化人ドナルド・キーン氏等の功績と北区のつながりを広く発信していく事業を行う。

産 業 振 興 課

1. 産業活性化推進

令和4年度予算 193千円

北区産業振興会議の運営

区内産業団体代表・行政関係者等による北区産業振興会議を設置し、北区の産業活性化の推進を図る。平成30年3月に策定した北区産業活性化ビジョン2018、令和3年3月に策定した行動計画第2期の具現化や進捗に必要な事項を協議する。

2. 商工相談事業

令和4年度予算 14,715千円

区内中小企業の安定と健全な育成を図るため、中小企業経営アドバイザー（中小企業診断士）による各種商工相談、専門相談員によるIT・IoT相談、デザイン相談を行っている。

また、令和3年6月から、オンラインによる相談を開始した。

(1) 相談業務

経営相談・・・金融、開業、財務、取引、店舗・施設改善等に関すること。企業経営診断、下請け相談、商店街振興組合の設立・総会・決算関係書類の受理・指導。（経営アドバイザー2名を週5日配置）

IT・IoT相談・・・業務システム、IoT導入、web活用、補助金獲得、情報セキュリティ対策等に関すること。（専門相談員1名を週1日配置）
令和3年度相談実績17件（令和2年度20件）

デザイン相談・・・新製品のデザイン・パッケージ、集客力アップのための効果的なチラシ、店舗ディスプレイ等に関すること。（専門相談員1名を週1日配置）

令和3年度相談実績8件（令和2年度18件）

令和3年度経営相談及び団体指導実績（ ）は令和2年度

単位：件

	金 融	認 定※	経 営	商店街運営	企業巡回	合 計
商 業	555 (1,116)	252 (1,914)	228 (201)	3 (1)		1,038 (3,232)
工 業	253 (478)	155 (862)	32 (14)		0 (0)	440 (1,354)
計 ※	808 (1,594)	407 (2,776)	260 (215)	3 (1)	0 (0)	1,478 (4,586)

※セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証

(2) 経営支援セミナー

IT・IoT相談員及びデザイン相談員によるWEBセミナーを実施する。（年4回）

令和3年度実績

開催日 令和3年4月20日（火） 受講者 57名

テーマ IT・IoT補助金活用セミナー

開催日 令和3年8月5日（木） 受講者 79名

テーマ SNS活用セミナー

開催日 令和3年11月2日（火） 受講者 42名

テーマ ネットショップ開設講座

開催日 令和3年12月9日（木） 受講者 49名

テーマ 写真の撮り方講座

（３）社会保険労務士出張相談

企業が抱える人事労務関係及び助成金申請などの問題に対して、専門知識を有するアドバイザーを１企業あたり、年度内３回まで派遣する。

令和３年度実績 １１企業 １８回（令和２年度 １４企業 ３０回）

（４）事業継続支援事業

ア 事業継続力強化計画策定セミナー

感染症の流行や自然災害の発生等不測の事態が生じた場合に備える事業継続計画の策定セミナーを開催する。

令和３年度実績

開催日 令和４年３月１０日（木） 受講者 １名

イ リスク対応セミナー

経営者の不測の事態など身近な経営上の危機に備えたリスク対応セミナーを開催する。

令和３年度実績

開催日 令和３年１１月２９日（月） 受講者 ７名

テーマ 病気治療と仕事を両立できる会社づくり講座

ウ 事業継続支援事業補助金

コロナ禍における事業継続に有効なテレワーク等を導入する際に必要となる就業規則作成・見直しに要する経費の一部を補助する。

補助内容 補助対象経費の２／３で、上限１０万円

令和３年度実績

補助件数 ２件 金額１５９，０００円

３．中小企業金融対策

令和４年度予算 ２，２７８，９４４千円

中小企業者の円滑な事業資金の調達を図るため、区は契約金融機関と低利な融資制度を設定し、信用保証料及び利子の一部を補給する融資あっせんを行っている。また、融資の実効性を担保するため、貸付資金の呼び水として契約金融機関に預託金を預けている。

令和４年度も、「不況対策資金」「緊急景気対策借換資金」「夏季・年末資金」に加えて、「新型コロナウイルス感染症対策緊急資金」を引き続き実施し、中小企業者の円滑な資金繰りを支援する。また、令和４年度から新型コロナウイルス感染拡大の長期化により、事業活動に影響を受けている小規模事業者を支援するため、マル経融資（小規模事業者経営改善資金）の利子補助（補助期間：３年間、補助率：事業者が負担する支払利息の３割）を開始する。

令和４年度預託金 一般融資 ２，０００，０００千円（令和３年度 ２，０００，０００千円）

預託先金融機関 １９行（令和３年度 １９行）

令和3年度北区中小企業融資実績

() は令和2年度

【単位】 件数：件／金額：千円

制 度 名		融資あっせん		融 資 実 行	
		件 数	金 額	件 数	金 額
一 般 融 資	事 業 資 金	44 (13)	306,800 (88,690)	29 (15)	199,300 (72,790)
	小口零細企業資金	157 (82)	809,690 (458,138)	122 (96)	518,760 (378,688)
	起業家支援資金	24 (20)	177,410 (116,516)	16 (16)	101,800 (96,800)
	緊 急 資 金	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	団 体 事 業 資 金	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	事業活性化支援資金	4 (1)	32,500 (5,000)	3 (1)	17,500 (5,000)
	事業承継支援資金	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	新型コロナウイルス感染症 対 策 緊 急 資 金 ※	405 (1,377)	2,122,660 (9,511,650)	336 (1,393)	1,595,600 (9,593,450)
小 計		634 (1,493)	3,449,060 (10,179,994)	506 (1,521)	2,432,960 (10,146,728)
特 別 融 資	事 業 資 金	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (2,000)
	起業家支援資金	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
小 計		0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (2,000)
不 況 対 策	不 況 対 策 資 金 ※	28 (6)	218,300 (24,500)	23 (17)	170,300 (125,000)
	不 況 対 策 借 換 資 金 ※	7 (1)	60,000 (5,000)	5 (2)	47,000 (7,100)
小 計		35 (7)	278,300 (29,500)	28 (19)	217,300 (132,100)
緊急 経済 対策	緊急景気対策借換資金 ※	1 (1)	19,000 (6,000)	0 (1)	0 (6,000)
短 期	夏 季 ・ 年 末 資 金 ※	28 (11)	102,500 (39,500)	27 (11)	97,500 (39,500)
合 計		698 (1,512)	3,848,860 (10,254,994)	561 (1,553)	2,747,760 (10,326,328)

※ 令和4年度も1年間再延長

別 表 令和４年度北区制度融資一覧表

制 度 名		融資限度額	融 資 期 間	利 率（年）	利子補給 （年）	保証料補助 ※１
一 般 融 資	事業資金 （運転・設備）	2,000万円 運転・設備 各1,000万円	運転５年以内 設備８年以内 据置６か月 以内を含む	1.9% 以内	0.4%	平均的保証 料の半額 ※２
	小口零細企業資金 （全国統一保証制度）※３ （運転・設備）	2,000万円	運転７年以内 設備１０年以内 据置６か月 以内を含む	1.8% 以内	0.8%	な し ※４
	起業家支援資金 （運転・併用・設備）	1,500万円 （特定創業支援等 事業による支援 を受けたことの 証明がある場合 2,000万円）	運転７年以内 併用７年以内 設備１０年以内 据置１年 以内を含む	1.8% 以内	1.5%	平均的保証 料の半額
	緊急資金 （運転・設備）	1,000万円	５年以内 据置１年 以内を含む	1.9% 以内	1.5% *罹災証明等の 要件がある場 合は実行後 １年間1.9% ２年目以降 1.5%	平均的保証 料の全額
	事業活性化支援資金 （運転・併用・設備）	1,000万円	５年以内 据置１年 以内を含む	1.9%以内 セーフティ ネット保証 ５号認定に 係るものは 1.8%以内	1.5%	平均的保証 料の半額
	事業承継支援資金 （運転・併用・設備）	1,500万円	運転７年以内 併用７年以内 設備１０年以内 据置１年 以内を含む	1.9% 以内	1.5%	平均的保証 料の半額
	団体事業資金 （運転・転貸）	2,000万円 商店街振興 組合 １億円 ※５	３年以内 据置２か月 以内を含む *商店街振興組合 は５年以内 据置６か月以 内を含む	1.9% 以内	0.4%	な し
	団体事業資金 （共同施設）		５年以内 据置６か月 以内を含む	1.9% 以内	1.3% *商店街振興 組合1.7%	な し

	新型コロナウイルス感染症 対策緊急資金 ※6	1,000万円 *創業3か月以 上1年未満 500万円	5年以内 据置1年 以内を含む	1.9% 以内	実行後1年間 1.9%、2年目 以降1.5%	実際の支払 額の全額
不 況 対 策	不況対策資金 (運転資金) ※6	1,000万円	5年以内 据置1年 以内を含む	1.9% 以内	実行後1年 間1.9% 2年目以降 1.5%	平均的保証 料の半額
	不況対策借換資金 (運転資金) ※6	1,500万円 *不況対策資金 との併用にな る場合は合計 して1,000万 が限度額	7年以内 据置期間 なし			な し
緊急 経 済 対 策	緊急景気対策借換資金 (運転資金) ※6	2,000万円	10年以内 据置期間 なし	2.0% 以内	1.0%	な し
短 期	夏季・年末資金 (運転資金) ※7	500万円	1年以内 据置6か月 以内を含む	1.6% 以内	1.3%	平均的保証 料の全額

※1 北区ビジネスプランコンテスト入賞者には、実際の保証料の全額（小口零細企業資金は東京都の補助を除いた額の全額）を補助する。ただし認定日から2年以内にあっせんされた融資に限る。

※2 保証協会が企業業績で定める保証料率5ランク（1～9ランク）による保証料

※3 責任共有制度対象外制度（全国统一保証制度による100%保証）

※4 東京都から1/2補助あり

※5 運転資金・転貸資金・共同施設資金の合計

※6 新型コロナウイルス感染症対策緊急資金、不況対策・不況対策借換資金、緊急景気対策借換資金のあっせん期間は令和4年4月1日～令和5年3月31日

※7 夏季資金のあっせん期間は令和4年6月1日～7月29日

年末資金のあっせん期間は令和4年10月3日～11月30日

4. ものづくり推進事業

(1) 北区ブランド

ものづくり企業の製品等を「北区ブランド」として選定し、PR冊子や北区観光HPにより、区内外に広く発信することで、産業都市としての価値をさらに高めていく。

令和4年度は、事業概要の検討および委託業者の選定、審査委員会の設置検討などの制度設計に取り組む。

(2) ものづくり革新事業

令和4年度予算 29,083千円

ア 新製品・新技術開発支援事業

新規市場開拓等に向けて、新製品や新技術を開発する場合に、その研究開発に要する経費の一部を助成する。令和4年度は通常枠とは別に、脱炭素社会の実現に貢献する開発を対象とした枠を設ける。

助成内容 通常枠：助成対象経費の3/4で、上限300万円

脱炭素化事業枠：助成対象経費の4/5で、上限300万円

令和3年度実績 4件（令和2年度：3件）

イ 産学連携研究開発支援事業

大学・公的研究機関等の有する研究成果や技術等を活用して技術開発や製品開発を行う場合、これに要する経費の一部を助成する。

助成内容 助成対象経費の3/4で、上限200万円

令和3年度実績 1件（令和2年度：0件）

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で大学等での活動が困難となったため、当事業の申請は無かった。

ウ AI・ロボット・IoT等先端技術活用支援セミナー

中小企業の視点に立った先端技術活用セミナーを開催する。区内企業の生産性の向上や製品・サービス等の高付加価値化に向けた取組みを促進する。

令和3年度実績

・第1回

開催日 令和3年12月1日（水）

テーマ 「脱属人化を実現、中小製造業のスマート工場への道」

受講者 18名

・第2回

開催日 令和4年1月19日（水）

テーマ 「町工場のIT利活用モデル事例“誰でも使える”システムの構築を目指して」

受講者 27名

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のためオンラインで実施した。

エ IT・IoT導入チャレンジ支援事業

中小企業者が、生産性向上のためにIT・IoT等を導入する際に、簡単かつ少額の費用の補助を行うことで、IT・IoT等の導入を促進し、生産性向上を通じた企業の成長と競争力の強化を図る。令和4年度は交付上限額を50万円から100万円に拡充し実施する。

補助内容 補助対象経費の2/3で、上限100万円

令和3年度実績 5件（令和2年度：4件）

オ 渋沢翁関連商品等開発事業

渋沢プロジェクトの一環として、渋沢翁関連商品開発を支援するため、開発費用等を助成する。令和2年度事業開始。

補助内容 補助対象経費の2/3で、上限30万円

令和3年度実績 14件（令和2年度：20件）

なお、令和4年度はこれまでに渋沢翁関連商品等開発事業を活用して開発された商品のPR冊子を作成するとともに、「東京北区渋沢栄一プロジェクト推進事業助成の普及啓発に係る協定」を締結している城北信用金庫と連携し広報を強化することで、より効果的に渋沢翁関連商品のPRを図る。

(3) ものづくり助成事業 令和4年度予算 12,300千円

ア 知的所有権活用支援事業

知的所有権を取得する中小企業者に対しその経費の一部を補助する。

補助内容 補助対象経費の1/2で、上限10万円

令和3年度実績 12件（令和2年度：13件）

イ 自主交流グループ活動支援事業

区内の業種の異なる複数の企業者で構成されたグループが行う研究及び交流等の活動の一部を補助する。

補助内容 補助対象経費の1/2で、上限10万円

令和3年度実績 1件（令和2年度：1件）

ウ 見本市等出展支援事業

国内外の見本市等に出展する中小企業者に対し、経費の一部を補助する。

補助内容 補助対象経費の1/2で、国内：上限25万円、海外：上限30万円

令和3年度実績 20件（令和2年度：3件）

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で多数の見本市が中止されたため、当事業の申請が減少した。

エ ISO・プライバシーマーク取得支援事業

経営基盤の強化などを目的にISO認証取得またはプライバシーマーク付与・登録をする経費の一部を補助する。

補助内容 補助対象経費の1/2で、上限30万円

令和3年度実績 0件（令和2年度：1件）

オ 依頼試験等補助事業

技術開発及び製品開発等に係る課題の解決又は技術革新を図るため、企業が試験研究機関を利用する際に要する費用の一部を補助する。

補助内容 補助対象経費の1/2で、上限10万円

令和3年度実績 17件（令和2年度：14件）

カ ものづくり人材育成支援事業

企業の中核となる人材の育成を支援するため、研修に参加及び外部講師を招いて開催する研修の経費の一部を補助する。

令和3年度以降は隔年利用の制限を廃止し、補助対象経費にIT技能の取得を目的とした経費が含まれる場合は補助率を2/3に拡充。

補助内容 補助対象経費の1/2で、上限20万円（IT技能取得を含む場合は2/3）

令和3年度実績 6件（令和2年度：4件）

(4) ものづくりトータルサポート事業 令和4年度予算 12,606千円

ア きたくなるMONOづくりセミナー

産業団体、大学等と連携して、企業ニーズのあるセミナーを定期的を開催することで、区内ものづくり中小企業の技術力、新製品の開発力やマーケティング力などを向上させ、若手経営者によるグループ、異業種、同業種企業の連携を促す。

開催日 令和4年2月9日(水)

テーマ 「中小製造業のデザイン経営セミナー～利用者の声を聞く、「人」中心のビジネスの創造とは～」

受講者 11名

イ 板橋区・北区ものづくり企業商談会

北区及び板橋区のものづくり企業を対象とした事前マッチング形式による「ものづくり企業商談会」を、令和3年度から板橋区と共催で実施した(令和2年度までは板橋区が単独で開催)。参加社数:56社。内、北区内事業者は公募発注企業1社、招致発注企業1社、受注企業12社。

ウ 産学連携事業

東洋大学などの大学との連携を図り、シーズ紹介・技術講座・交流事業の開催など、区内ものづくり企業と大学をマッチングさせる機会を提供する。平成28年度から商工業の魅力をPRする大学生のプレゼン大会を実施している。

令和3年度実績 新型コロナウイルス感染症拡大のため開催を中止

エ 技術相談事業

区内ものづくり企業の技術高度化・高付加価値化を促進するとともに平成23年度に北区西が丘から江東区青海に移転した東京都立産業技術研究センターの技術相談機能を補完するため、技術相談員を配置する。(相談員1名を週4日配置)

令和3年度実績 204件(令和2年度:202件)

オ 販路拡大支援事業

企業の受発注機会の創出と企業間連携、産学公連携を促進するため、販路拡大コーディネーターを配置する。(コーディネーター1名を週4日配置)

令和3年度実績 252件(令和2年度:158件)

カ ものづくり企業ガイドブックの作成(3年に1回)

区内ものづくり企業の情報をまとめたPR冊子を作成・配布し、区内外に北区のものづくり企業情報を発信するとともに、販路開拓・企業間連携につなげる。

令和4年度 多色刷 1,500部作成(予定)

5. 商業・商店街振興事業

(1) 商店街法人化支援

商店街が環境整備事業や販売促進事業など、共同事業をより積極的に展開していくための組織の法人化について、相談・助言等を行う。

また、商店街振興組合法に基づく届出及び申請等の事務を行っている。

商店街振興組合法数 13組合(令和2年度:14組合)

(2) 商店街支援事業

令和4年度予算 88,379千円

ア 商店街イベント支援事業

商店街が行うイベント事業に対し、経費の一部を補助する。

補助内容 補助対象経費の2/3で、上限500万円（ただし2事業目は50万円）

令和3年度実績 32件（令和2年度：22件）

※令和3年度は、令和2年度に引き続き新型コロナウイルス感染拡大の影響により20件のイベントが中止となったが、追加交付申請6件を受け付け、合計では前年度から10件増となった。

【小額支援事業】

防災や環境などテーマにあげた事業に対して、支援を行う（他の補助事業との重複不可）。

補助内容 補助対象経費の8/9で、上限32万円

令和3年度実績 0件（令和2年度：0件）

イ 街を彩る商店街イルミネーション事業

駅前広場に続く商店街が、当該広場にイルミネーション装飾を施す事業に対し、経費の一部を補助する。

補助内容 補助対象経費の4/5で、上限300万円

令和3年度実績 4件（令和2年度：6件）

- ・赤羽商店街連合会 (JR赤羽駅東口駅前広場)
- ・西赤羽商店街連合会 (JR赤羽駅西口駅前広場)
- ・アクトピア北赤羽商店会 (JR北赤羽駅赤羽口駅前広場)
- ・滝野川さくら通り商栄会 (JR板橋駅東口駅前広場)

ウ 商店街環境整備事業

(ア) 商店街が設置している街路灯等の改修及び共同設備の設置等、商業環境の整備を図る事業に対し、経費の一部を補助する。

補助内容 補助対象経費の2/3で、上限1億円

令和3年度実績 0件（令和2年度：2件）

【小額支援事業】

防災や環境などテーマにあげた事業に対して、支援を行う（他の補助事業との重複不可）。

補助内容 補助対象経費の8/9で、上限32万円

令和3年度実績 0件（令和2年度：0件）

(イ) 商店街等の解散により街路灯撤去のみを行う場合、経費の一部を補助する。

補助内容 補助対象経費の1/2で、1基上限7万5千円

令和3年度実績 0件（令和2年度：0件）

(ウ) 自然災害等の理由により緊急性を伴う事業について経費の一部を補助する。

補助内容 補助対象経費の1/2で、街路灯改修の場合上限一基あたり4万円

令和3年度実績 0件（令和2年度：0件）

エ 商店街街路灯電気料金補助

商店街が設置・管理している街路灯等に係る前年度分の電気料金の一部を補助している。

補助内容

(ア) 前々年度までに街路灯をLED照明に交換した商店街

A (定額1,800円×基数) + B (前年度街路灯電気料－A) × 1 / 3

(イ) 上記 (ア) に該当しない商店街

A (定額3,600円×基数) + B (前年度街路灯電気料－A) × 1 / 3

令和3年度実績 60件 (3,075基) (令和2年度：60件 (3,008基))

オ 商店街街路灯LED化推進事業

(令和3年度末現在、街路灯を保有する61商店街中57商店街がLED化実施済み。ただし、環境整備事業にてLED化した商店街を含む)

(ア) 商店街が、装飾街路灯のランプをLED化する事業に対し、経費の一部を補助する。

補助内容 補助対象経費の1/10で、上限1,500万円

令和3年度実績 1件 (令和2年度：0件)

・十条中央商店街振興組合

(イ) 商店街が装飾街路灯をLED化へ建て替え又は新設する事業に対し、経費の一部を補助する。

補助内容 補助対象経費の1/10で、上限1,500万円

令和3年度実績 1件 (令和2年度：1件)

・赤羽本町通り商店街

カ 商店街にぎわい再生プロジェクト推進事業

商店街のにぎわいを再生するため、再生アドバイザーを派遣するとともに、商店街の今後の方向性や取り組みを取り入れた計画の策定及び事業実施の支援を行う。

令和3年度実績 2件 (令和2年度：3件)

・田端銀座商店街振興組合 (3年目)

・赤羽中央街商店街振興組合 (5年目)

キ がんばる商店街支援事業

商店街等が行う意欲的・先進的な事業に対し、経費の一部を補助する。

補助内容 補助対象経費の2/3で、上限500万円

令和3年度実績 1件 (令和2年度：0件)

・北区商店街連合会

【小額支援事業】

防災や環境などテーマにあげた事業に対して、支援を行う (他の補助事業との重複不可)。

補助内容 補助対象経費の8/9で、上限32万円

令和3年度実績 0件 (令和2年度：0件)

ク 商店街顧問アドバイザー派遣事業

会長の相談相手となって役員会等の活動をサポートし、商店街活動を活性化することを目的に、専門家を商店街へ派遣する。

令和3年度実績 1件（令和2年度：2件）

・梶原銀座商店会

ケ 商店街魅力発信サポート事業

「魅力発見！北区東京学生プレゼンコンテスト」で提案されたアイデアの実現について商店街等に経費の一部を補助する。

補助内容 補助対象経費の2/3で、上限は、1回目は30万円、2回目は20万円、3回目は10万円

令和3年度実績 0件（令和2年度：1件）

(3) 魅力ある個店づくり支援事業

令和4年度予算 11,940千円

ア 個店の売上アップ実践講座

北区内で店舗・会社等を経営している方、またはお勤めの方を対象に、個店の売上向上を図る目的で講演会及び実践講座を実施する。

令和3年度実績 講演会参加者50名 実践講座参加者42名

イ 商店街空き店舗活用支援事業

区内商店街の空き店舗を活用して、小売業等を行う起業家に対し、店舗賃借料の一部を補助するとともに、専門家を派遣して助言・指導を行う。また、不動産業団体と連携し、団体の有するノウハウやネットワークを活用することにより、空き店舗所有者や起業予定者の相談・マッチング等を支援する。

補助内容 補助対象経費の1/2で、上限5万円/月×12か月間

※平成19年度から実施のチャレンジショップ支援事業について、事業再検討のため令和3年度募集を休止。名称等を当事業へ改め、令和4年度から募集を開始する。

ウ 個店連携支援事業

個店グループによる新たな事業の創出に向けた経費を助成するとともに、「若手支援枠」を設けている。

(ア) 個店グループが行うイベントや、マップ・HP作成などの取組みに要する経費の一部を助成する。

補助内容 補助率2/3で、上限50万円

(イ) 商店街加入の若手事業者等によるグループの意欲的な取組みに要する経費の一部を助成する。

補助内容 補助率4/5で、上限50万円

令和3年度実績 1件 内、若手事業者等によるグループ0件（令和2年度：0件）

エ 北区まちなかゼミナール支援事業

区内商店街の各商店の店主が講師となり、各商店の専門知識や特性、ネットワークを活かした少人数のゼミナールを開催することで商店及び商店街のファンづくりを推進するまちなかゼミナールの実施主体を、令和元年度から区内商店主により構成される実行委員会の主催に移行し、区は、実行に必要な経費の一部を支援する。

補助内容：補助対象経費の10/10で、100万円上限

令和3年度実績 23店舗が48講座を開催、延べ285名が参加(令和2年度：
28店舗 45講座 延べ161名)

- (4) 区内共通商品券発行支援事業 令和4年度予算 33,000千円
北区商店街振興組合連合会が発行し、北区商店街連合会が販売する区内共通商品券の
特別販売に対し、経費を補助する。

令和3年度実績

- ・10%プレミアム付き区内共通商品券
令和3年6月26日(土)販売 発行規模 10,000冊
- ・高齢者向け25%プレミアム付き区内共通商品券
令和3年11月6日(土)販売 発行規模 10,000冊
- ・子育て世帯向け25%プレミアム付き区内共通商品券
令和3年12月5日(日)販売 発行規模 5,000冊

- (5) 大規模及び中規模小売店の出店等に関する事務

中規模小売店舗(店舗面積500㎡超え1,000㎡以下)の出店に関して、周辺地域の生活環境の保持を目的として「北区中規模小売店舗出店等に伴う周辺環境保全に関する要綱」を策定し、必要に応じて設置者と協議を行う。

大規模小売店舗の出店等に関して、その周辺地域の生活環境の保持を目的とする「大規模小売店舗立地法」の規定により、大規模小売店舗(店舗面積1,000㎡超)の新設等の届出が東京都にあった場合、都から通知を受けて意見を提出する。

令和3年度の届出状況

- ・大規模小売店舗立地法に基づく都への届出
 - ＜新設届出＞ 0件(令和3年度までの延べ件数 23件)
 - ＜変更届出＞ 4件
- ・北区中規模小売店舗出店等に伴う周辺環境保全に関する要綱に基づく届出
 - ＜新設届出＞ 0件(令和3年度までの延べ件数27件)
 - ＜変更届出＞ 0件

6. 起業・コミュニティビジネスの推進

(1) 創業支援等事業計画

各種関係機関と連携して創業支援を行うため、産業競争力強化法（平成 26 年 1 月 20 日施行）に基づく創業支援等事業計画を策定し、創業の促進を図っている。

この計画に定める創業支援等事業は下表のとおり。

創業支援等事業者	創業支援等事業（下線は特定創業支援等事業※）
北 区	相談、セミナー（ <u>起業</u> 、起業入門、コミュニティビジネス）、 <u>創業支援施設</u> 、融資あっせん、ビジネスプランコンテスト
東京商工会議所北支部	相談、 <u>セミナー</u> 、経営サポート
城北信用金庫	保証料・利子補給
瀧野川信用金庫	相談、経営サポート、保証料・利子補給、 <u>セミナー</u>
日本政策金融公庫 （上野支店、板橋支店）	創業計画作成支援、金融、経営サポート
NPO 法人コミュニティ ビジネスサポートセンター	相談、セミナー、ハンズオン支援、創業支援施設、交流会

※区は特定創業支援等事業を受けた創業者へ証明書を発行している。証明を受けた創業者は、法人設立時の登録免許税軽減等の優遇を受けることができる。

(2) 起業家支援事業

令和4年度予算 15,689千円

創業ニーズの高まりに対応し、さらなる創業促進を図るため、起業セミナーやビジネスプランコンテスト、コミュニティビジネス支援等を一体的に2年単位の「起業家育成プロジェクト～渋沢栄一翁の志を受け継ぐ～」として推進する。また、プロジェクト参加者を横断的に繋ぐ起業家サロンを実施するなどフォローアップにも取り組む。さらに、起業家としても有名な渋沢栄一翁をテーマにしたイベントを行い、起業家精神の醸成を図る。

ア 起業セミナー

起業に必要な知識・ノウハウを習得するため、経営・販路開拓・財務・人材育成を学ぶ起業セミナー（全4回）を年2回開催する。

また、起業の心構えや事業アイデアを具体化させる方法など、起業とは何かを学ぶ起業入門セミナーを年1回開催する。

令和3年度実績

(ア) 第1回（オンライン開催）

テーマ	開催日	受講者数
経営戦略	令和3年6月26日（土）	35名
販売促進	令和3年7月3日（土）	32名
財務	令和3年7月10日（土）	28名
人材育成	令和3年7月17日（土）	31名

(イ) 第2回（オンライン開催）

テーマ	開催日	受講者数
経営戦略	令和4年1月15日（土）	37名
販売促進	令和4年1月22日（土）	31名
財務	令和4年1月29日（土）	30名
人材育成	令和4年2月5日（土）	27名

(ウ) 起業入門セミナー

令和3年10月23日（土） 参加人数 31名

イ 起業家交流会

起業家同士の連携を構築し、グループづくりネットワークの形成を促して産業の振興を図るために、荒川区・豊島区と合同で起業家を対象とした交流会を開催する。

令和3年度実績

第1回 令和3年6月19日（土） 参加人数 26人

（オンライン開催・女性起業家限定）

第2回 令和3年11月11日（木） 参加人数 22人（オンライン開催）

第3回 令和4年3月8日（火） 参加人数 22人

ウ 起業家サロン

起業家育成プロジェクト参加者同士や先輩起業家を横断的につなぎフォローアップすることを目的として、起業家サロンを年2回開催する。

令和3年度実績

第1回 令和3年9月18日（土） 参加人数 23名（オンライン開催）

第2回 令和4年3月5日（土） 参加人数 18名（オンライン開催）

エ ビジネスプランコンテスト

創業や新たな事業展開を検討している意欲のある起業家や中小企業者を発掘・育成するため、ビジネスプランコンテストを2年に1回開催する。（令和3年度から隔年開催のため、令和3年度は実績なし。次回令和4年度開催）

（参考）令和2年度実績

応募件数35件 最優秀賞1件 特別協賛賞3件 ファイナリスト賞2件

・プラン募集期間 令和2年10月26日（月）～11月30日（月）

・キックオフ説明会 令和2年10月16日（金）・28日（水）参加者数32名

・ビジネスプラン作成セミナー（全2日間）

令和2年11月7日（土）・14日（土） 延べ参加者数18名

・個別相談会

令和2年11月17日（火）・19日（木）・21日（土） 延べ参加者数17名

・ブラッシュアップセミナー（一次審査通過者対象）

令和3年1月16日（土） 参加者数11名

・ファイナルイベント（受賞プラン紹介、表彰式）

令和3年3月6日（土） 観覧者数60名

オ コミュニティビジネス支援

地域の課題をビジネスの手法で解決するコミュニティビジネスに関するシンポジウム（年1回）、セミナー（全2回）、交流会（年1回）、CB創業支援ネットワーク参加事業者によるセミナー（年6回）・個別相談（年60回）を開催する。

また、コミュニティビジネスチャレンジショップ支援事業として、区内の空き店舗等を活用してコミュニティビジネス事業を行う起業家に対して、店舗賃借料の一部補助及びハンズオン支援を行う。

令和3年度実績

（ア）コミュニティビジネスシンポジウム

コミュニティビジネスに関心を持ってもらうために、コミュニティビジネス事業者による事例紹介・パネルディスカッション等をオンラインで開催した。

令和3年9月6日（月） 参加人数31名

（イ）コミュニティビジネスセミナー

令和3年9月13日（月）・9月27日（月）（全2日間・オンライン開催）

延べ受講者数30名

（ウ）コミュニティビジネス創業支援ネットワーク参加事業者（6事業者）によるセミナー・個別相談会

・セミナー 開催回数7回 延べ受講者数42名

・個別相談会 開催回数32回 延べ相談者数78名

（エ）コミュニティビジネス交流会

コミュニティビジネス事業者による事例紹介・トークセッション、登壇者を交えた交流会をオンラインで開催した。

令和3年12月6日（月） 参加人数 25名

（オ）コミュニティビジネスチャレンジショップ支援事業

令和3年度は事業を休止し、令和2年度までに採択された事業者への支援を行った。（参考）令和元年度実績 2件 令和2年度実績 1件

（3）ネスト赤羽（創業支援施設）運営事業 令和4年度予算 24,782千円

新たに区内で創業する方や創業して間もない方に対して、専門家のアドバイスとともに小規模オフィスを提供し、地域に根ざしたビジネスの創出を生み出していく。なお、支援の充実を図るため平成24年度から指定管理者制度を導入している。

また、ネスト赤羽の創業支援機能のあり方を見直し、強化策を検討するため、ネスト赤羽支援機能拡充検討委員会を設置している。

設置場所 東京都北区赤羽一丁目59番9号

施設内容 インキュベーションオフィス 14室、eスタートスペース 8ブース
ミーティングスペース、交流ラウンジ、商談室、会議室等

使用状況 （令和4年4月1日現在）

オフィス使用者 13名、eスタートスペース使用者 7名

使用料 オフィス 月額26,710～31,520円 eスタートスペース 6か月43,200円

来所者数 令和3年度：4,272名（令和2年度：4,266名）

相談件数 令和3年度：218件（令和2年度：243件）

ネスト赤羽支援機能拡充検討委員会開催状況

第1回 令和4年1月26日（水）

第2回 令和4年3月7日（月）

7. 中小企業福利厚生支援

令和4年度予算 27,354千円

区内中小企業勤労者の福利厚生の向上と充実を目的とする（一財）東京広域勤労者サービスセンター（本部は豊島区北大塚、北区営業所は北とぴあ11階に開設）に対し、財団の管理運営費・人件費を補助する。

（近年の推移）

- ・平成29年12月19日 （一財）東京広域勤労者サービスセンターへ名称変更
- ・平成30年4月1日 杉並区に範囲を拡大

会員状況（令和4年4月1日現在）

（事業所数、会員数）

北 区		豊島区		荒川区		杉並区		合 計	
587 所	2,055 名	696 所	4,696 名	845 所	1,930 名	605 所	1,998 名	2,733 所	10,679 名

8. 消費生活センター

（1）消費生活相談事業

令和4年度予算 305千円

消費者と事業者との間に生じた契約トラブルや悪質商法の被害、商品・サービスに関する苦情等の相談に消費生活相談員を配置し、助言・事業者とのあっせん、情報提供等問題解決に向けての支援を行っている。

ア 消費生活相談 相談員3名体制 月曜日～金曜日 午前9時30分～午後4時

相談の処理にあたっては、国民生活センターの「全国消費生活情報ネットワークシステム（パイオネット）」を導入し、消費者被害の未然・拡大防止など相談業務の支援を行う。

年度	新規相談件数	延べ相談件数
令和3年度	2,786件	6,435 件
令和2年度	3,011件	6,732 件

イ 多重債務相談 相談員1名体制 月曜日～金曜日午前9時30分～午後4時

東京都消費生活総合センターの『多重債務相談「東京モデル」』を活用し、平成20年度から多重債務相談を実施している。消費生活相談員が借金の状況等について詳しく聞き取り、アドバイスをし、弁護士などの専門家に引き継いでいる。

年度	多重債務相談件数
令和3年度	71件
令和2年度	81件

※多重債務相談件数は、上記「ア. 消費生活相談」の「新規相談件数」の内数。

(2) 消費者啓発事業 令和4年度予算 2,719千円

ア 講座(令和4年度予算 729千円)

(ア) 出張講座

悪質商法の手口とその対処方法など、消費者被害の未然防止に役立つ情報を、消費生活相談員が分かりやすく伝える「出張講座」を実施している。(開催予定回数40回)

令和3年度実績

開催回数 6回 受講者数 延べ116名

(令和2年度:1回 延べ18名)

開催場所 高齢者ふれあい食事会、町会・自治会、介護事業所、大学等

(イ) 消費者講座

区民の消費生活に密着した問題を取りあげ、商品知識と生活技術を取得するため、専門家による講座を開催している。(開催予定回数7回)

令和3年度実績 6回開催 延べ117名(新型コロナウイルス感染症感染者発生に伴う中止1回)

(令和2年度:4回 延べ88名)

(ウ) レベルアップ講座・エシカル(倫理的)消費講座

消費者市民社会をめざし、消費者力を上げるための基礎的な学びとして、消費者庁がまとめた「消費者教育の体系イメージマップ」に基づいて体系だてた消費者カレベルアップ講座を開催する。令和3年度は、「人や社会、環境に配慮した消費行動」である「エシカル(倫理的)消費」の講座2回(座学1、実習1)と「レベルアップ講座」(座学)を3回開催した。令和4年度は、「消費者教育の体系イメージマップ」の4つの重点領域全てからテーマを選び開催する。(開催予定回数5回)

年度	開催回数	受講者数
令和3年度	5回	延べ54名
令和2年度	5回	延べ45名

イ 消費生活フェア[消費生活展](令和4年度予算 773千円)

消費者団体の学習・調査・研究等の成果を発表する場、区民の学習の場として、消費者団体等の実行委員会と北区の共催で消費生活フェアを開催する。

令和3年度の状況 参加者数 312名

開催日 11月27日(土) 午前10時~午後3時30分

会場 北とぴあ飛鳥ホール(13階)

テーマ 私たちの暮らし in きたく

ウ 消費生活情報の提供(令和4年度予算 1,217千円)

北区ニュース、ホームページ、メールマガジン及び相談事例集などを媒体に、消費生活に関する情報を迅速に提供する。また、消費生活に役立つ情報誌、国・東京都等の資料や刊行物を閲覧、啓発用ビデオ・DVDを貸出用に供する。

(ア) 北区ニュース掲載

5月1日号 消費者月間周知及び消費者啓発

随時(1日号) 暮らしのトラブル注意報(令和3年度:7回)

(イ) メールマガジン「消費生活情報」の配信(毎月1日、15日配信)

(ウ) 相談事例集の発行(年1回)

(エ) 相談窓口のPR

コミュニティバス内のポスター掲出及び車内アナウンス

路線バス車内アナウンス

郵便局紙幣袋広告印刷

(3) 消費生活センター運営

令和4年度予算 468千円

ア 消費生活センター運営委員会

センターの適切かつ効果的な運営を図るため、学識経験者及び消費者団体代表で構成し、設置している。(年2回程度開催)

イ 法に基づく立入検査の実施

「家庭用品品質表示法」「消費生活用製品安全法」「電気用品安全法」「ガス事業法」「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づき、製品表示に関する立入検査を実施する。

令和3年度実績 立入検査 2店舗(令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言期間中となったため中止)

ウ 計量器事前調査(隔年実施のため令和3年度は実施せず。)

計量法に基づき、東京都が実施する計量器の定期検査に先立ち、取引・証明に使用される計量器を使用する区内事業者を対象に、種類・台数・能力等について事前調査する。

エ 消費者事故情報の通知

消費者の消費生活における被害の拡大を防止しその安全を確保するため、消費者事故等が発生した場合、事故情報を入手、消費者事故等に該当するかの判断、消費者安全法に基づき消費者庁へ通知、東京都へ情報提供を行っている。

オ センター運営事務費

9. 就労支援・相談事業

(1) 景気指標及び雇用に関する統計資料の収集

ア 倒産状況（負債額1千万円以上）

	北 区		区 部	
	企業数	負債額	企業数	負債額
令和3年度	17社	2,012百万円	902社	371,716百万円
令和2年度	17社	1,001百万円	1,126社	266,551百万円

イ 新規求人・求職者数

	求人数	求職者数
令和3年度	16,247人	10,927人
令和2年度	15,406人	10,538人

(2) 就職相談事業

令和4年度予算 2,453千円

ハローワーク王子と共同で開設している赤羽しごとコーナーにおいて内職相談（求職相談・求人相談）及び就職支援アドバイザーによる予約制の相談を行っている。

ア 内職相談 ※求人登録事業所数と求職登録者数は各年度末現在

	求人数	求職相談数	あっせん数	求人登録事業所数	求職登録者数
令和3年度	4名	75件	4件	3事業所	43名
令和2年度	9名	56件	8件	3事業所	60名

イ 就職支援アドバイザーによる相談（毎週火曜・金曜日、1日5名まで実施）

令和3年度から毎週金曜日はオンラインの相談可。

令和3年度実績 相談者数（延べ人数）241人（令和2年度：195人）

(3) 就職・人材確保支援事業

令和4年度予算 1,053千円

就職機会の提供を行うため、ハローワーク王子、王子労働基準監督署、東京都立中央・城北職業能力開発センター赤羽校、公益財団法人東京しごと財団等と連携共催し、就職面接会や就職支援セミナー等の就労支援事業を実施する。

高校生については、ハローワーク王子等の区内関係機関とも連携し、区内在住・在学の高校生への就職支援を実施する。

ア 就職支援セミナー（ ）は令和2年度

	実施回数	延べ参加者数
中高年者向け就職支援セミナー	1(1)回	32(26)名
大学生・専門学校生を持つ保護者のためのセミナー	1(1)回	11(8)名
シニア向け再就職支援セミナー	2(3)回	46(45)名
女性向け再就職支援セミナー	1(1)回	36(22)名
女性向け再就職支援プログラム	1(1)回	9(12)名

イ 就職面接会（ ）は令和2年度

	参加企業	参加者数
北とぴあ就職面接会「就職フェアin王子」11月	7(12)社	26(45)名
北とぴあ就職面接会「就職フェアin王子」2月	9(11)社	47(25)名

ウ 高校生就職支援

就職内定者に対する定着支援セミナー（ ）は令和2年度

実施学校数	実施回数	延べ参加者数
2（2）校	2（2）回	42（39）名

10. その他の産業振興施策

（1）産業団体等補助

令和4年度予算 12,762千円

区内商工団体等の自助努力を促し、事業活動を助長するため、適切妥当と認める団体の事業について補助金を交付する。

令和4年度補助団体（予定）

ア 北区商店街連合会

エ 王子法人会

イ 北産業連合会

オ 東京税理士会王子支部

ウ 王子青色申告会

カ 王子狐の行列の会

（2）情報の提供

令和4年度予算 4,553千円

中小企業に関する情報の提供を行っている。

ア 商工通信「新しい風」の発行

主として、区民向けに産業情報を提供している。

A4オールカラー4ページ 発行部数 年3回 各号 10,000部

※区有施設・区内駅スタンド等で配布

イ 景況調査

景況動向について四半期毎に報告書を作成し、各関係機関等に配布する。また、ホームページ上にデータを公開する。

ウ 中小企業支援ガイドの発行

事業者に対して、区等の支援制度について、概要版を発行する。（2,000部）

エ 「北区産業支援情報メールマガジン」の配信

事業者役に役立つ情報提供を行うため、北区や東京都、他の団体などが行う区内事業者向けのセミナー・イベント情報、補助金や融資の制度などの情報を「北区産業支援情報メールマガジン」として月2回（1日、15日）配信している。

オ 北区の産業の発行

区内産業の現状に関する統計をまとめ、発行している。

（3）農地転用に関する事務

北区においては農地の減少と届出件数の減少により、農業委員会・農業専門委員制度は廃止されている。農地転用事務については、現在産業振興係において行っている。

令和3年度実績 農地転用届出件数 2件（令和2年度：4件）

農地転用届出面積 449㎡（令和2年度：4745.37㎡）

(4) 浮間桜草保存事業

令和4年度予算 5,531千円

日本桜草の原種として江戸時代から知られている浮間桜草の育成・増苗を都立浮間公園内の圃場にて、浮間ヶ原桜草保存会の協力を得て行っている。令和4年度は、保存会結成60周年を記念して、活動状況の動画記録映像を作成する。また、毎年4月の開花時期に圃場の一般公開を実施している。

浮間ヶ原桜草圃場面積 1,635㎡ ※桜草株数 約5万株

浮間ヶ原桜草保存会会員 48名

一般公開

年度	回	期間	入場者数(概算)
4	58	4/8(金)～4/17(日)10日間	4,000人
3	57	4/12(月)～4/18(日)7日間	2,000人

(5) 公衆浴場施設・設備等補助

令和4年度予算 17,464千円

区内公衆浴場数 24浴場(令和4年4月1日現在)

ア 東京都公衆浴場商業協同組合北支部団体補助(令和4年度予算 1,444千円)

東京都公衆浴場商業協同組合北支部に対し、近年減少傾向にある公衆浴場経営の安定を図るため、補助金を交付する。

イ 公衆浴場設備改善補助(令和4年度予算 12,000千円)

公衆浴場の経営の合理化・近代化を図り公衆衛生を維持向上させるため、設備改善に要する経費の一部を補助する。

補助内容 ・温水器交換、循環ポンプ交換、ボイラー部品交換・修理、貯湯槽などの清掃に係る経費(令和4年度から貯湯槽等の清掃を補助対象項目に追加)

補助率は1/2、令和4・5年度の2か年で上限60万円

・浴場内抗菌コート等に係る経費(令和4年度新設)

補助率は10/10、上限20万円、1年1回限りの申請

令和3年度実績 12浴場(令和2年度:15浴場)

ウ 公衆浴場燃料費補助(令和4年度予算 2,400千円)

燃料(重油や都市ガス)の高騰による経費負担を軽減し、公衆浴場の経営の安定化及び廃業防止を図るため、燃料費の一部を補助する。(年10万円)

令和3年度実績 延べ48浴場(上半期24浴場、下半期24浴場)

エ 公衆浴場耐震化促進支援事業補助(令和4年度予算 1,000千円)

東京都の公衆浴場耐震化促進支援事業補助金の交付対象事業において、区が上乘せ補助を行うことにより、施設及び設備の耐震化を促進し、公衆浴場利用者の安全・安心の確保を図る。

補助内容 都の耐震補助対象経費のうち、都補助金交付額を除いた額の1/2で、上限50万円

令和3年度実績 1件(令和2年度:0件)

オ 公衆浴場レジオネラ菌検査に対する補助（令和4年度予算 240千円）
公衆浴場経営者で同一年度内に複数回にわたりレジオネラ菌検査を行おうとする場合に、1浴槽あたり1回分の検査に対し補助金を交付する。

補助内容 1浴槽あたり5千円を限度とし、1万円が上限

令和3年度実績 24浴場（令和2年度：27浴場）

カ ふれあい湯とぴあ事業に対する補助（令和4年度予算 380千円）
年2回（こどもの日・菖蒲湯、冬至・柚子湯）行う、ふれあい湯とぴあ事業に対し補助金を交付する。

令和3年度実績 延べ47浴場（令和2年度：延べ54浴場）

キ 東京都北区公衆浴場特別給付金（令和4年度予算 0千円）
（繰越明許費 7,200千円）

新型コロナウイルス感染症の影響により、区内各公衆浴場事業者においては、感染拡大防止に配慮しながらも、公衆浴場サービスを継続して提供していた。一方で、利用減少に伴う収入減や感染症関連諸経費の支出増加とともに、事業継続にも影響が生じている。本事業は、各事業所の事業継続支援を目的とした特別給付金を支給することを定め、公衆浴場事業の経営基盤維持を図るものである。

給付内容 一浴場あたり30万円を給付する。

（6）工場立地法に関する届出事務

平成24年4月1日から、工場立地法の届出事務が東京都から区へ権限移譲された。敷地面積が9,000平米以上又は建築面積の合計が3,000平米以上の大規模工場（特定工場）を区内で新設・増設する際に、事前の届出が必要となる。北区における工場の敷地利用に関する緑地等の面積率などを定めた地域準則条例を平成25年4月に施行した。

該当工場数（令和4年4月1日現在） 14工場

（7）伝統工芸保存事業 令和4年度予算 6,355千円

区内伝統産業を内外に紹介しその存在をアピールするとともに活性化を図るため、北区伝統工芸保存会を支援し、毎年、伝統工芸展や出張体験講座などの事業を実施している。

令和3年度実績

ア 第29回北区伝統工芸展

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため「WEB開催」を実施。

※第30回は令和4年9月24日（土）～25日（日）に開催予定

イ 伝統工芸出張体験講座

区内小学校、児童館等で開催する。

令和3年度実績 15回、311名（令和2年度：20回、400名）

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により11月まで開催を休止し、感染対策を講じた上で12月から実施した。

- (8) 特別区全国連携プロジェクト関連事業 令和4年度予算 1,000千円
特別区長会が行う「特別区全国連携プロジェクト」の取組みとして、北区及び岩手県の経済の活性化、地域の振興を図るため、岩手-北区連携事業を実施する。

令和3年度実績

- ① 岩手-北区連携マルシェ 商談会（北区13事業者、岩手県1事業者）
令和4年1月13日、北区内の飲食店を借り、岩手の農林水産物・特産品を北区飲食店・小売店に向けて紹介する商談会を実施した。
- ② 岩手-北区連携マルシェ 岩手フェア（北区16事業者）
令和4年2月1日から同月28日までの1か月間の区内飲食店・小売店が、岩手の農林水産物・特産品の販売や岩手の食材を用いたメニュー・岩手風メニューを提供した。

- (9) 公民連携産業活性化推進事業費 令和4年度予算 1,349千円
東京商工会議所北支部をはじめとする区内産業団体や区内事業者の参画を得て、意見交換や外部講師を招いた講演等の学びの場を定期的を開催する。講演等のテーマ設定については、意見交換会などで協議し決定していく。

令和3年度実績

- ・北区×渋沢SDGsセミナー 令和3年12月8日（水）
- ・第1回北区産業関係意見交換会 令和4年1月14日（金）

- (10) 企業向け視察モデルコース作成事業

渋沢栄一翁をきっかけとして北区を訪れる区外事業者と、区内事業者の交流・連携を図るため、公民連携で区内の商店や工場等を巡る企業向け視察のモデルコース作成を検討する。

11. 新型コロナウイルス感染症対策事業

- (1) 雇用調整助成金等申請支援補助事業 令和4年度予算 5,000千円
新型コロナウイルス感染症の影響に伴う一時的な休業により、事業活動の縮小を余儀なくされた区内事業者等の事業活動の継続や雇用を図るため、国の雇用調整助成金等の特例措置の適用を受けようとする区内中小事業者等が社会保険労務士に代行申請を依頼する場合の費用の一部について補助する。

補助内容 補助率 10/10 で上限 10 万円

（令和4年度の補助対象は令和4年3月2日から令和4年12月31日までに社会保険労務士に支払った代行申請費用）

令和3年度実績 33件 3,036,000円

（令和2年度実績 92件 8,077,000円）

- (2) 新型コロナウイルス対策設備投資等支援事業 令和4年度予算 80,000千円
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、店舗や事業所の改装や設備購入を行った経費の一部を補助する。令和2年度より開始。令和4年度は補助対象経費を拡充し、新たなサービスを行うなど業態転換や販路拡大に必要な広告掲載料（新聞、雑誌、WEB等）の一部も補助する。

補助内容 補助対象経費の1/2で、上限50万円

令和3年度実績 286件 61,499,000円

（令和2年度実績 359件 85,288,000円）

(3) 新型コロナウイルス感染症支援制度相談事業

区内中小企業に対し、国や東京都、北区の新型コロナウイルス感染症支援制度について、行政書士による電話相談窓口を設置する。

設置期間 令和4年4月～6月(予定)

相談員 東京都行政書士会北支部の行政書士

令和3年度実績 156件(令和3年10月から開始)

12. 区内中小店舗キャッシュレス決済促進事業 令和4年度予算 11,595千円

新しい生活様式において推奨されるキャッシュレス決済を促進するため、クレジットカード・電子マネー等による決済端末を整備したい区内中小店舗に対し、端末導入費用の補助を実施する。

(1) 中小店舗キャッシュレス決済導入支援事業

多様な決済手段に対応するため、クレジットカード、電子マネー等に対応する決済端末機器などの導入費用(例:決済端末機器、付属機器情報通信機器など)に対し、補助金を支給する。

補助内容 補助対象経費の10/10で、上限額10万円

令和3年度実績 40件

13. SDGsの取り組み

令和4年度予算 4,258千円

(1) 北区版「SDGs登録・認証制度」の導入検討

区内事業者等によるSDGsの取り組みの「見える化」及び今後取り組みを検討している区内事業者等のSDGsの取り組みを更に推進し、広くSDGsの普及を図り、持続可能な地域経済の実現を目指す。

令和4年度は、北区版「SDGs登録・認証制度」の令和5年度の実施に向け、制度構築の調査・検討に着手する。

副参事（観光振興担当）

1. 観光振興事業

令和4年度予算 34,018千円

（1）観光振興プランの推進

北区観光振興プランについて、令和4年度末で計画期間の満了となることから、観光事業者等へのヒアリング調査等を含め計画の検討を行い、北区観光振興プランを改定する。

なお、改定にあたっては、産業及び観光に関する団体、学識経験者及び庁内関係部局等により構成する北区観光振興プラン改定検討会を設置し、検討を行う。

（2）北区観光ボランティアガイド事業

北区観光ボランティアガイドが、区民及び来訪者の区内まち歩きに同行し北区の魅力を紹介しながら、区内の10モデルコースを案内する。また、体験型ツアー（伝統工芸）や近隣自治体と連携した企画型ツアーを実施する。さらに、ステップアップ講座等を実施し講座やまちあるき、グループワーク等を通じたスキルアップを図る。

令和4年度 北区観光ボランティアガイド登録者数 39名（令和3年度45名）

令和3年度 ガイド実施実績12件 延べ375名

（令和2年度3件延べ119名）

※新型コロナウイルス感染症感染拡大により、緊急事態宣言・まん延防止重点措置期間は活動自粛。

（3）東京さくらトラム（都電荒川線）沿線活性化情報発信

北区の観光資源である都電をPRするとともに、都電荒川線沿線4区地域活性化協議会（北区、荒川区、豊島区、新宿区、東京都交通局（事務局））による沿線地域の魅力（自然、史跡・文化財、商店街等）発信事業により、沿線の活性化を図る。

（4）鉄道のまち北区プロジェクト

北区内を走る鉄道を北区の貴重な観光資源として位置づけ、各種関係団体と連携しながら鉄道観光の推進を図る。

ア 北区鉄道Viewマップの配布

鉄道写真のベストポイントや撮影のコツをわかりやすく解説した「北区鉄道Viewマップ」の配布

イ 親子おさんぽマップの配布

鉄道のビュースポットを巡る「親子おさんぽマップ」の配布

ウ 動画配信サービス

区内施設等にライブカメラを設置し区内風景とともに鉄道の動画を配信

（5）産業遺産関連施設PR事業

北区が洋紙発祥の地として日本の産業の近代化に大きく貢献した地であることを広く紹介するため、経済産業省が近代化産業遺産群として認定した施設（渋沢史料館、紙の博物館、東書文庫、独立行政法人国立印刷局王子工場・滝野川工場（現・東京工場））、旧醸造試験所第一工場及び東京北区観光協会と連携してPRイベント事業を実施する。

（6）観光情報コーナー、赤羽観光PRコーナー、まちなか案内処事業

観光情報コーナー（北とぴあ1階）、赤羽観光PRコーナー（赤羽エコー広場館内）を起点とした、来街者への観光情報の提供・発信を図る。また、区内の個店や商店街の協力の

もと、個店等をまちなか観光ステーションとして、店内に観光マップやパンフレットを設置し、まち歩きの道標役を担ってもらう。

まちなか案内処設置場所：5か所

(7) 観光ガイドマップ配布

北区の観光スポットをPRするとともに、まち歩きにも活用できるガイドマップを配布している。

ア 北区観光ガイドマップ

(赤羽・浮間エリア 王子・十条エリア 田端・滝野川エリア 季節めぐり)

イ 外国人旅行者向け北区観光ガイドマップ(英語・中国語(簡体字)・韓国語)

ウ 北区鉄道Viewマップ vol.1(田端・王子エリア) vol.2(十条・赤羽エリア)

エ 今日(けふ)は電(でん)車(くるま)に会(あ)いに行(い)こう! ~親子(おさんぼ)マップ~

王子(おうじ)駅(えき)周(しゅう)辺(へん) 田端(でんぱん)駅(えき)周(しゅう)辺(へん)

オ 北区近代化産業遺産ガイドマップ

カ さくらマップ

(8) 2022北区花火会補助

地域の企業や区民が組織する実行委員会が開催する花火会に対し、花火の打ち上げ経費や警備費、広告宣伝費の補助を行う。

令和3年度 新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い、開催を中止。

令和2年度 観光庁の「誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成」実証事業により、「北区花火会・特別プログラム」を動画配信。

(9) (一社)東京北区観光協会補助

公民連携のもと北区観光の魅力を区内外へ効果的に発信するため、観光協会の事務局運営や観光ルートの開発などの自主事業に対する補助を実施する。

スポーツ推進課

1. スポーツ推進計画の具体化に向けた取り組み 令和4年度予算 1,219千円

(1) 区民のスポーツ活動の推進

スポーツ基本法では、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、その機会を確保させなければならないとしており、また、スポーツを推進することが地方公共団体の責務としている。

平成24年8月に策定した「東京都北区スポーツ推進計画」に基づき、区民のスポーツ参画を推進してきたが、その間、国がスポーツ基本計画を平成29年3月に改定し、平成30年3月には東京都スポーツ推進計画が改定された。

これらを踏まえ、令和2年3月に東京都北区スポーツ推進計画を改定した。新たな推進計画では、「スポーツで創る地域のきずな スポーツを楽しめるまち北区」を基本理念として3つの基本目標を定め、さまざまな施策を通じて区民のスポーツ実施率（週1日以上運動・スポーツを行う区民の割合）の向上を図るとともに、北区のスポーツのさらなる推進、スポーツ観戦環境の充実を図る。

(2) 総合型地域スポーツクラブの育成・支援

総合型地域スポーツクラブとは、地域の身近な場所で誰もがスポーツを気軽に楽しむことができる地域住民が主体となって運営するクラブである。

平成26年9月にまとめられた「総合型地域スポーツクラブあり方検討委員会最終報告書」をもとに、区として総合型地域スポーツクラブの設立支援を行ってきた。

平成30年1月、区内で二つ目となる総合型地域スポーツクラブ「コムスボたきのがわ」が滝野川地区に設立された。引き続き、クラブの設立及び自立に向けた支援に努めていく。

2. スポーツ推進委員 令和4年度予算 8,019千円

スポーツ推進委員は、非常勤の公務員として、区または地域が行うスポーツ推進事業に参画し、指導助言・連絡調整・運営協力を行う。また、総合型地域スポーツクラブの設立、育成及び支援に協力・参画する。

なお、その活動と委員相互の連携を図るため協議会を設けている。

委員数 49名（令和4年4月1日現在）

報酬 月額9,100円

任期 令和4年4月1日～令和6年3月31日（2年間）

根拠 東京都北区スポーツ推進委員に関する規則

3. 障害者スポーツ交流イベント 令和4年度予算 6,438千円

(1) 北区ハートスポーツフェスタ

障害のある人もない人も、ともに楽しめるさまざまなスポーツやレクリエーションイベントを東京都障害者総合スポーツセンター等と連携し、赤羽体育館で実施する。

令和2年度、3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。

(2) 知的障害者サッカー教室

知的障害のある方やその家族を中心に、サッカーやレクリエーションを通してコミュニ

ケーションを促進し、誰もが前向きな気持ちになれるように区民のスポーツ参加を推進していく。

(3) 障害者週間記念講演会

障害者週間(12月)に障害者スポーツをテーマにした講演会を実施し、広く区民に障害者の理解促進を図る。

令和2年度:「ブラインドサッカーから学ぶ共生社会」

令和3年度:「パラスポーツからの障害者理解」

(4) テニスフェスティバル

パラアスリート等によるテニスのレッスンやレクリエーションを体験し、障害のある人もない人もスポーツを通じてお互いを理解し交流できるイベントを開催する。

令和2年度:新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

令和3年度:齋田悟司選手、眞田卓選手

(5) ユニバーサルスポーツ体験教室

障害の有無に関わらずユニバーサルスポーツを通じて、多くの人々が交流し、お互いの理解を深めるとともに、障害者スポーツの理解と普及を図るため、継続したスポーツ教室を開催する。

(6) 初級障がい者スポーツ指導員の育成

地域における障害者スポーツの普及と発展を目指して、障害者スポーツ指導の基礎的知識・技術を習得した人材を育成するため、日本パラスポーツ協会の認定を受けて、第2ブロック(北区・文京区・台東区・荒川区)合同で養成講習会を開催する。

また、障がい者スポーツ指導員の有資格者の活躍の場を提供するため、人材登録制度を導入し、区内のイベント情報を発信していく。

4. わくわく土曜スポーツクラブ事業

令和4年度予算 2,174千円

小学生が身近な場所で気軽に様々なスポーツを楽しめるよう、7種目を6会場で実施している。

令和3年度実績

種 目	実施回数(回)	参加者数(人)
卓 球	2	31
剣 道	2	39
バドミントン	5	129
バレーボール	2	57
水 泳	3	99
ミニバスケット	3	100
ヒップホップ	2	50
合 計		505

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施回数を縮小。

5. 青少年スポーツ振興事業

令和4年度予算 2,935千円

(1) 少年野球大会

子ども達の体力向上を図るとともに、野球のルールを学びスポーツマンシップの育成を目的に、新荒川大橋野球場で実施する。

(2) ジュニアスポーツ指導者講習会

ジュニアスポーツ指導者を目指す方や、現在指導している関係者を対象に、ジュニアスポーツ指導者講習会を開催し、正しい知識と指導法を提供するとともに、人材不足の解消を図る。

(3) 少年スポーツ活動指導者表彰

地域の少年・少女スポーツ活動に永年にわたり貢献している方に対し、感謝状を贈呈する。

6. 各種体育振興事業

令和4年度予算 362千円

(1) 秋のスポーツ施設無料開放事業

区民が積極的にスポーツをする意欲を向上させ、体力の維持増進を図るため、区立体育施設を無料開放する。

(2) 城北五区親善競技大会

北、豊島、板橋、練馬、荒川各区が、当番制により各競技団体と共催して実施する。

(種目：バレーボール、ソフトテニス、卓球、柔道、剣道、陸上)

令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、バレーボール、卓球、柔道、陸上を中止した。

7. 北区体育協会との共催事業

令和4年度予算 15,021千円

(1) 区民体育大会

体育協会加盟の各競技団体が主管して、各競技別に大会を実施する。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、26競技中11競技を中止した。

(2) 都民体育大会

体育協会加盟の各競技団体が主管して代表選手を選考し、都民大会に派遣する。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となった。

(3) 中高年スポーツ振興事業

中高年を対象にスポーツの楽しさ、仲間との交流、健康づくりなどを推進し、はつらつとした日常生活を過ごせるよう各種教室を実施する。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため一部中止した。

(4) 青少年スポーツ大会

ア 青少年剣道大会

小・中学生、高校生をクラス分けし、トーナメント方式で行う。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。

イ 少年少女サッカー大会

小学生・女子をクラス分けし、トーナメント方式で行う。

(5) 各種スポーツ教室

令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため一部中止した。

(6) 都市間スポーツ交流事業

酒田市・中之条町・甘楽町等とスポーツ交流を行う。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。

8. スポーツ団体等との共催事業

令和4年度予算 1,048千円

P T A連合会スポーツ事業（バレーボール・卓球・バドミントン大会）、区民つり大会（主催・北区釣魚連合会）など、スポーツ推進上有意義と認められる事業について、共催事業として助成する。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、P T A連合会スポーツ事業を中止した。

9. シルバースポーツウィーク事業

令和4年度予算 685千円

敬老の日を中心にシルバースポーツウィークを設定し、高齢者を対象に区立体育施設を無料開放する（開催日は施設・種目等により異なる）。また、シルバー野球・サッカー大会、シニア輪投げ大会等のスポーツ活動を推進する。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、大会を中止した。

10. 「トップアスリートのまち・北区」推進プロジェクト

令和4年度予算 14,034千円

東京2020オリンピック・パラリンピックのレガシーを引継ぎ、さらには、北区版スポーツアカデミーとして日本オリンピック協会をはじめとした各種スポーツ協会と連携して、日本トップレベルの選手や指導者から直接北区のこども達が指導を受け、北区からトップアスリートの輩出を目指す。また、北区西が丘にハイパフォーマンススポーツセンターが存在する立地を活かして「トップアスリートのまち・北区」を区内外に広く発信していくため、シティプロモーションに重点を置いた事業を展開していく。

(1) スポーツ大使

「トップアスリートのまち・北区」PRの旗手として、北区にゆかりのあるトップアスリートをスポーツ大使として任命し、さまざまな場面を通じて北区の魅力を発信していく。

- ・上田 春佳氏（平成28年10月1日任命）
- ・高橋 勇市氏（平成28年10月1日任命）
- ・石野枝里子氏（平成29年3月31日任命）
- ・宇山 賢 氏（令和4年3月28日任命）
- ・小川 仁士氏（令和4年3月28日任命）
- ・澤田 優蘭氏（令和4年3月28日任命）

(2) トップアスリートのまち・北区推進協議会

区内関係団体の連携強化のもと東京2020大会に取り組むため、北区リレーションシップ協議会を地域の自主的な取組を促すために設置し、年2～4回開催してきた（日本スポー

ツ振興センター、東京都障害者総合スポーツセンター、北区体育協会、町会・自治会、商店街、観光・文化、教育関係機関等）。この連携体制も東京2020大会のレガシーと捉え、令和4年度からは、新たに「トップアスリートのまち・北区推進協議会」を設置し、継続して連携を強化していく。

（３）ハンガリー交流事業

東京2020大会を契機として、子どもたちの夢や希望、国際理解の普及などのレガシー創出や、地域の活性化・魅力発信につなげられるよう、ハンガリーとの交流事業を実施していく。

平成30年度には、ハンガリー柔道協会及びフェンシング連盟と「東京2020大会における事前キャンプ実施に係る覚書」を締結した。

令和元年度には、ハンガリーとの交流と事前キャンプ準備として、ハンガリー現役選手との柔道交流会、学校給食におけるハンガリー料理の提供、北区ニュースハンガリー特集（10月20日号）の発行及びハンガリーフェア in 北区を開催した。

令和2年度は、ハンガリー応援団を結成した。また、柔道交流会やオンラインフェンシング交流会を実施した。

令和3年度は 東京2020大会直前事前キャンプ等を実施した。

①事前キャンプ 期 間：令和3年7月16日（金）～8月2日（月）

人 数：フェンシング30名（うち選手13名）

柔道11名（うち選手6名）

練習会場：赤羽体育館 1階（フェンシング）

滝野川体育館 地下1階（柔道）

②交 流 練習見学（非対面）、千羽鶴、応援メッセージの寄せ書き（国旗）の贈呈
「北区×ハンガリー フェンシング交流会」

日 時：7月31日（土） 15時30分～

会 場：志茂子ども交流館

参加者：41名（ハンガリー4名、北区37名）

内 容：メダル披露、文化交流（盆踊り、ヨーヨー釣り等）

プレゼント交換 等

「ハンガリー選手団 東京2020オリンピック報告会」

日 時：8月1日（日） 18時30分～

会 場：北とぴあ 飛鳥ホール

参加者：52名（ハンガリー15名、北区37名）

内 容：挨拶、選手紹介、大会報告、記念品贈呈 等

（４）フェンシング教室及び車いすフェンシング教室

東京都フェンシング協会及び東京都車いすフェンシング協会と連携し、熟練したフェンシングコーチらの指導による通年のフェンシング教室・車いすフェンシング教室を平成27年4月から開始した。高い技術力を持ったコーチ陣の指導により、北区からトップアスリートの輩出を目指す。赤羽体育館と滝野川体育館で年数回の大会（東京都フェンシング協会主催・区後援）を実施。

・教室参加者（令和4年4月1日現在）

フェンシング教室 10人 車いすフェンシング教室 9人

（5）トップアスリート直伝教室

日本トップレベルの指導者及び選手から直接指導を受けるスポーツ教室を開催し、未来を担う子どもたちに夢と希望を与えるとともに、技術向上と将来のトップアスリート輩出を目指す。

・各種目参加者数 実績 ※各教室年1回開催

年度 競技名	25	26	27	28	29	30	元	2 ※②	3 ※③	合計
卓球	41	53	53	106	110	67	59	40	49	578
バドミントン	68	87	65	81	60	72	中止			433
バスケットボール	54	30	55	59	80	41	67		中止	386
テニス	12	18	13							43
バレーボール			52	98	50	61	56			317
サッカー	99	129	173	100	88	92	70	61	56	868
タグラグビー				96	153	137				386
柔道※①							30			30
年度合計	274	317	411	540	541	470	282	101	105	3,041

（※①）ハンガリー柔道協会の協力で同国女子代表選手とコーチが指導。

「ハンガリーフェア」で実施。

（※②）新型コロナウイルス感染症の影響で実施競技や参加人数（定員）を制限して実施。

（※③）東京2020大会後に実施。

（6）スポーツコンダクター

区立学校や地域団体が企画するスポーツ指導や講演等を対象に、北区にゆかりのアスリートを紹介し地域での活躍の場を提供していく。世界の大舞台で活躍したアスリートが持つ経験やこれまでの実績を背景に、スポーツの楽しさや素晴らしさを伝えていく。東京2020大会で活躍したゆかりのアスリートを加え、今後さらに事業展開を拡大していく。

令和3年度実績：4回（新型コロナウイルス感染症の影響で例年より減少）

（7）キッズアスレティックス

オリンピック出場選手らの専門指導員を小学校に招聘し、「跳ぶ」「投げる」「走る」の三要素を基本とした国際陸上競技連盟の世界共通の運動能力向上プログラムを実施し、身体運動の基礎能力を育成していく。令和4年度は、小学校11校において体験プログラムを実施する。また、各小学校の教諭を対象に指導者育成講習会を開催し、小学校独自のプログラムを展開する。

（8）オリンピックスケート教室

ウィンタースポーツの代表的種目であるスケートに対する興味関心を喚起させ、新たなスポーツ人口を創出するとともに、子どもたちのバランス感覚や体幹機能を強化するなど、運動能力の向上を図ることなどを目的に、オリンピックや世界選手権で活躍したスケート選手による教室を開催する。

年 度	回数	参加者数（単位 人）	会場
平成30年度	2回	延184（小学生131、保護者53）	東大和スケートセンター
令和元年度	1回	延114（小学生91、保護23）	東大和スケートセンター
令和2・3年度	0回	新型コロナウイルス感染症等の影響で施設の確保ができなかった。	

（９）スポーツボランティアの育成

平成29年4月からスポーツボランティア登録制度を開始し、スポーツ現場のボランティアの確保に取り組むとともに、ボランティアニーズの受け皿として機能させ、スポーツを通じた市民活動・社会貢献活動の活性化を図っていく（令和4年4月1日現在、登録人数174名）。また、スポーツボランティア現場での対応スキルの向上を図るため、養成講座を開催する。

（10）公益財団法人日本オリンピック委員会（JOC）との連携

①令和元年8月30日（金）、JOCパートナー都市協定を締結（板橋区と同日）。

協定によりJOCの進めるオリンピック・ムーブメントの推進事業を継続的かつ長期的に協力していくことで、より一層、連携を深めていく。

協力事業として、中学2年生を対象にオリンピックが教師役となるJOCオリンピック教室開催。

令和2年度：赤羽岩淵中学校

令和3年度：田端中学校、飛鳥中学校（中止）、稲付中学校（中止）

令和4年度（予定）：稲付中学校、飛鳥中学校、桐ヶ丘中学校、浮間中学校

②アスリート就職支援「アスナビ」事業（JOC主催 北区・板橋区共催）

アスリートの練習拠点と区内企業が近い距離にある地理的優位性を活かし、アスリートの経済基盤と練習環境を結び付ける支援を行うとともに、産業の活性化に資する取組みとして実施する。

令和3年11月8日 実施

③スポーツ祭り

毎年体育の日に西が丘のハイパフォーマンスポーツセンター周辺で実施されるJOCやスポーツ庁等が主催するイベントに区・区教育委員会が後援している。

令和3年度 オンラインイベント実施：令和4年1月10日～2月13日

11. 体育施設一覧

種 類	数	施 設 名	指定管理者 上段：導入年度 下段：現指定管理者名
野 球 場	13面	中央公園野球場（2面）	平成23年4月1日 日本製紙・日比谷アメニス共同事業体
		新荒川大橋野球場（9面） 岩淵水門野球場（2面）	平成20年4月1日 日本製紙・日比谷アメニス共同事業体
庭 球 場	20面	桐ヶ丘体育館庭球場（6面）	平成19年4月1日 「きたくなるまち」 Well-Being共同事業体
		中央公園庭球場（2面）	平成23年4月1日 日本製紙・日比谷アメニス共同事業体
		新河岸川庭球場（5面）	平成20年4月1日 日本製紙・日比谷アメニス共同事業体
		滝野川体育館庭球場（3面）	平成18年4月1日 「きたくなるまち」 Well-Being共同事業体
		浮間舟渡庭球場（4面）	平成26年4月13日 日本製紙・日比谷アメニス共同事業体
プ ー ル	4か所	パノラマプール十条台、王子プール、 谷端プール、桐ヶ丘プール	平成30年4月1日 ㈱フクシ・エンタープライズ
体 育 館	3 館	桐ヶ丘体育館	平成19年4月1日 「きたくなるまち」 Well-Being共同事業体
		滝野川体育館	平成18年4月1日 「きたくなるまち」 Well-Being共同事業体
		赤羽体育館	平成29年4月1日 「きたくなるまち」 Well-Being共同事業体
運 動 場	1か所	北運動場	平成20年4月1日 日本製紙・日比谷アメニス共同事業体
競 技 場	1か所	赤羽スポーツの森公園競技場	平成23年4月1日 日本製紙・日比谷アメニス共同事業体
サッカー場	1か所	新荒川大橋サッカー場	平成20年4月1日 日本製紙・日比谷アメニス共同事業体
多目的広場	2か所	北ノ台スポーツ多目的広場	平成21年4月1日 日本製紙・日比谷アメニス共同事業体
		豊島北スポーツ多目的広場	直営（管理委託）
スポーツ広場	1か所	浮間子どもスポーツ広場	平成23年4月1日 日本製紙・日比谷アメニス共同事業体
サイクリングロード	1 か所	中央公園サイクリングロード	平成23年4月1日 日本製紙・日比谷アメニス共同事業体

12. 体育施設の概要

(1) 野 球 場

(運動場の予算に含まれている)

ア 概 要

施 設 名	新荒川大橋野球場	中央公園野球場	岩淵水門野球場
開設年月日	昭和38年5月2日	昭和51年4月1日	昭和59年4月1日
所 在 地	赤羽3-29先 赤羽北1-22-22先	十条台1-2-1	志茂5-41先
敷 地 面 積	64,873㎡	13,670㎡	21,600㎡
施 設 内 容	一般用6面 少年用3面	一般用2面(毎週水曜日と 第2・第4土曜日の午後、毎 月第3日曜日及びこどもの 日(5月5日)は少年利用)	少年用2面
付 帯 設 備	ベンチ(50席) 可倒式バックネット(9) 水飲場、トイレ、身障者 用トイレ、管理棟	ベンチ、備付けバックネッ ト(2)、夜間照明(6)、更衣・ シャワー室、車いす用更衣・ シャワー室(2) 車いす用観覧スペース(4) 水飲場、管理棟	移動式バックネット (2)

イ 利用状況(令和3年度)

施設 \ 項目	一般利用		少年利用		合 計	
	件 数	人 数	件 数	人 数	件 数	人 数
新荒川大橋野球場	2,659	43,154	1001	16,218	3,660	59,372
中央公園野球場	1,100	13,790	268	3,164	1,368	16,954
岩淵水門野球場	0	0	216	8,640	216	8,640

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、以下の対策を実施。

①4/25～5/11休場。

②4/12～4/24、5/12～9/30中央公園野球場の開場時間を20時までに短縮。

(2) 庭 球 場

(運動場の予算に含まれている)

ア 概 要

施 設 名	中央公園庭球場	新河岸川庭球場	浮間舟渡庭球場
開設年月日	昭和51年4月1日	昭和58年4月1日	平成26年4月13日
所 在 地	十条台1-2-1	岩淵町41	浮間4-27-1
敷 地 面 積	1,496㎡	4,471㎡	4,795.37㎡
施 設 内 容	2面(砂入り人工芝コート)	5面(ハードコート)	4面(砂入り人工芝コート)
付 帯 設 備	ベンチ、審判台、夜間照明 8基、更衣・シャワー室、車 いす用更衣・シャワー室 (2)、水飲場	ベンチ、審判台、水飲 場、更衣・シャワー室、 管理棟、トイレ	ベンチ、審判台、管理棟 更衣・シャワー室、トイレ

イ 利用状況(令和3年度)

施設 \ 項目	平 日		土・日・祝日		合 計	
	件 数	人 数	件 数	人 数	件 数	人 数
中央公園庭球場	2,498	9,998	1,348	5,415	3,846	15,413
新河岸川庭球場	4,532	21,782	2,848	12,508	7,380	34,290
浮間舟渡庭球場	3,099	12,568	1,982	7,982	5,081	20,550

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、以下の対策を実施。

①4/25～5/11休場。

②4/12～4/24、5/12～9/30中央公園庭球場の開場時間を20時まで短縮。

(3) プール

令和4年度予算 116,583千円

※新型コロナウイルス感染症の影響により一部業務が未実施となったため、指定管理料の減額を行った。

ア 屋外プール

(ア) 概 要

施 設 名	王子プール	谷端プール	桐ヶ丘プール
開設年月日	昭和26年6月30日	昭和32年6月30日	昭和54年6月30日
所 在 地	王子3-24-1 (王子三丁目児童遊園内)	滝野川7-42-1 (南谷端公園内)	桐ヶ丘1-8-1 (桐ヶ丘中央公園内)
敷 地 面 積	1,104.63㎡	1,225.88㎡	1,969.30㎡
施 設 内 容	一 般 25m×13m 深 さ 1.0～1.2m 幼児用 15m×2.5m 深 さ 0.35～0.4m	一 般 25m×13m 深 さ 1.0～1.2m 幼児用 15m×2.0m 深 さ 0.35～0.4m	一 般 25m×13m 深 さ 1.2～1.5m 幼児用 47.89㎡ 深 さ 0.2～0.4m
付 帯 設 備	更衣・シャワー室、洗眼器 (4)、腰洗い、トイレ	更衣・シャワー室、洗眼器 (4)、腰洗い、トイレ	更衣・シャワー室、洗眼器 (4)、腰洗い、トイレ

(イ) 利用状況（令和3年度）

項 目 施 設	個人利用者数					団体利用		合計人数
	大人	子ども	高齢者	障害者	計	件数	人数	
王子プール	2,112	2,995	367	56	5,530	39	1,000	6,530
谷端プール	1,961	3,402	99	9	5,471	39	993	6,464
桐ヶ丘プール	1,730	2,839	72	37	4,678	0	0	4,678
計	5,803	9,236	538	102	15,679	78	1,993	17,672

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、入場人数の上限を設定し、開場時間を20時まで
に短縮して運営。

イ パノラマプール十条台

(ア) 概 要

開設年月日	平成3年7月1日
所 在 地	中十条1-5-6
敷 地 面 積	7,924.80㎡（学校敷地） 延床面積 3,441.80㎡
構 造	鉄筋コンクリート造 地下3階 地上2階建（体育館との重層構造）
施 設 内 容	25m×13m(6コース) 水深0.25m～1.25m（可動床、通常は1.1m） 天井は開閉式ドーム
付 帯 設 備	1階 プール、更衣・シャワー室、救護室、採暖室、トイレ、多機能トイレ 事務室 2階 ミーティングルーム、監視室、見学ロビー、学校用更衣室 地下1階 機械室 地下2階 ポンプ室、電気室 地下3階 自転車置場、受水槽

(イ) 利用状況（令和3年度）

個 人 利 用 者 数						
大 人	子ども	高齢者	障害者	幼児開放	計	
11,863	3,464	6,654	318	1,326	23,625	
団 体 利 用					合計人数	
区事業		学 校		その他団体		
件 数	人 数	件 数	人 数	件 数	人 数	36,298
88	3,625	9	421	289	8,627	

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、以下の対策を実施。

- ①入場人数の上限を設定して運営。
- ②4/25～5/31休場。
- ③4/12～4/24、6/1～9/30開館時間を20時まで短縮。

(4) 体育館

令和4年度予算 254,288千円

※新型コロナウイルス感染症の影響による利用料金収入減収のため、指定管理料の補填を行った。

ア 桐ヶ丘体育館

(ア) 概 要

施 設 名	体 育 館	弓 道 場
開設年月日	昭和41年2月1日	昭和43年12月1日
所 在 地	赤羽台3-17-57	体育館西側敷地内
面 積	敷地面積 11,109.00㎡ (弓道場含む) 延床面積 3,004.37㎡ (弓道場含む) 地階 1,247.14㎡ 1階 1,285.55㎡ 2階 352.21㎡ 器具倉庫 3.57㎡	敷地面積 355.50㎡ 床面積 115.90㎡
構 造 規 模	鉄筋コンクリート造 地下1階、地上2階	鉄骨造モルタル塗 平屋建2棟
施 設 内 容	1階 アリーナ(31m×29m) バスケットボール(2面)、バレーボール(2面)、卓球(14台)、バドミントン(6面)、体操 地階 柔道場(66畳)、剣道場(115㎡)、トレーニングルーム(145㎡)	和弓(射程距離 28m)(4) 洋弓(射程距離 30m)(4)
付 帯 設 備	1階 放送室、役員室、器具庫、トイレ 2階 観覧席(固定席 最大500名) 地階 事務室、会議室、休憩室、更衣・シャワー室、トイレ、事務室、電気室、機械室、ボイラー室	和弓 巻藁台(2)、矢立台(2) 的(4) 洋弓 矢立台(2)、的(4) 姿鏡(1)、矢立(2) 夜間照明(1)

施 設 名	庭 球 場	
開設年月日	昭和43年10月1日	昭和53年1月12日
所 在 地	体育館西側敷地内	体育館西側敷地内
面 積	敷地面積 2,763㎡	敷地面積 2,100㎡
構 造 規 模	砂入り人工芝コート	ハードコート
施 設 内 容	4面	2面 練習板1基
可 能 な 競技種目	硬式テニス、ソフトテニス	硬式テニス、ソフトテニス
器具・設備	夜間照明(8)、審判台(4) ベンチ(8)、水飲場(2)	夜間照明(4)、審判台(2)、ベンチ(8) 水飲場(1)、器具庫(13.54㎡)

(イ) トレーニングルーム

- ・利用資格 高校生以上
- ・利用時間 9:00~21:15
- ・利用方法 当日「使用券」を購入する。

(ウ) 公 開 日

- ・目的 区民が個人でスポーツに楽しめることを目的に体育施設を公開する。
- ・種類 専門指導員の技術指導が受けられる指導公開日と余暇利用のための公開日がある。

	種 目	公 開 日	公 開 時 間	備 考
指導公開日	バドミントン	火曜日	15:30~21:10	
	体 操	金曜日	幼 児 15:45~16:35 小学生 16:50~17:40	幼児は4~6歳
	剣 道	火・木曜日	18:00~21:10	
	柔 道	水・金曜日	18:00~21:10	
施設公開日	卓 球	水曜日	12:30~21:10	
	和 弓 洋 弓	毎 日	9:00~21:10	団体利用がない時のみ 16歳以上利用可能

※公開日が祝日と重なった時には中止となる。

(エ) 利用状況（令和3年度）

利用者数 66,297人

(a) 種目別利用者数（団体貸切分）

種 目	バスケット ボール	バレーボール	バドミントン	卓 球	体 操	剣 道
人 数	1,066	1,530	988	4	480	1,097
種 目	柔 道	テニス	和 弓 洋 弓	ダンス	その他	合 計
人 数	69	43,492	2,674	468	4,243	56,111

(b) 公開日等利用者数（個人利用分）

種 目	バドミントン	卓 球	体 操	剣 道	柔 道	和 弓 洋 弓	ト レ ー ニ ン グ	合 計
公開日	火	水	金	火・木	水・金	毎日	毎日	
人 数	977	2,109	858	376	105	310	5,451	10,186

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、以下の対策を実施。

- ①4/25~5/31休館。
- ②4/12~4/24、6/1~9/30開館時間を20時までに短縮し、夜間の個人公開を中止。
- ③4/1~4/11、10/1~10/24開館時間を21時までに短縮。

イ 滝野川体育館

(ア) 概 要

施 設 名	体 育 館
開設年月日	昭和61年10月1日
所 在 地	西ヶ原2-1-6
面 積	敷地面積 6,384.820㎡ 延床面積 7,704.389㎡ 地 階 1,560.858㎡ 1階 3,646.879㎡ 2 階 2,132.231㎡ 3階 364.421㎡
構 造 規 模	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階、地上3階
施 設 内 容	1階 アリーナ(42m×36m) バレーボール(3面)(男子9人制は2面)、バスケットボール(2面)、 バドミントン(10面)、卓球(24台)、体操競技、エアロビクス、剣道、 フットサル(2面) 2階 トレーニングルーム(318.7㎡)、体力測定室、プレイルーム(2重床板 張り150.5㎡)、会議室(72.5㎡)、会議室(54.3㎡)、観覧席(固定482席、 車椅子スペース有) 3階 弓道場(和弓射程距離28m)和弓5的 地階 第一武道場(板張り273.6㎡)、第二武道場(166畳)
付 帯 設 備	1階 放送室、役員室、選手控室、救急室、身障者控室、器具室(2)、倉庫(2)、 事務室、応接室、更衣・シャワー室、EV、EVホール、トイレ、 だれでもトイレ、洗面所、ベビーチェア、ベビーベッド、談話ロビー 2階 トレーナー室、休憩室、倉庫、洗面所、トイレ、アリーナ選手控室、 観覧席、車椅子スペース、EV、EVホール 3階 更衣室、トイレ、機械室、EV、EVホール 地階 更衣・シャワー室、中央監視室、機械室、ボイラー室、電気室、発電機室、 倉庫、EV、EVホール、トイレ 弓道器具(和弓) 弓矢(100)、巻藁台(2)、矢立台(2)、的(5)、 飾幕(1)、姿鏡(1)、矢立(2)、夜間照明 放送装置、ソーラー給湯設備(12,000ℓ、40℃)

施 設 名	庭 球 場
開設年月日	昭和59年4月1日
所 在 地	体育館北側公園内
面 積	敷地内 2,215.00㎡ 管理棟床面積 23.40㎡
構 造 規 模	ハードコート
施 設 内 容	3面
付 帯 設 備	夜間照明(8)、審判台(3)、水飲場(2)、管理棟(1)、 観覧席(固定100人)

(イ) トレーニングルーム

- ・利用資格 高校生以上
- ・利用時間 9:00~21:15
- ・利用方法 当日「使用券」を購入する。

(ウ) 公開日

- ・目的 区民が個人でスポーツに楽しめることを目的に体育施設を公開する。
- ・種類 専門指導員の技術指導が受けられる指導公開日と余暇利用のための公開日がある。

	種 目	公 開 日	公 開 時 間	備 考
指導公開日	バレーボール	金曜日	10:00~12:00	
	体 操	火曜日	幼 児 15:50~16:40 小学生 16:50~17:40	幼児は4~6歳
	柔 道	火曜日	18:30~21:10	
	剣 道	水曜日	18:30~21:10	
	エアロビクス	水曜日	9:45~12:00 (2部入れ替え制)	
施設公開日	バドミントン	水曜日	15:30~21:10	
	卓 球	金曜日	15:30~21:10	
	和 弓	火・木曜日	火曜日 12:30~21:10 木曜日 9:00~15:00	団体利用がない時のみ 16歳以上利用可能

※公開日が祝日と重なった時には中止となる。

(エ) 利用状況 (令和3年度)

利用者数 108,524人

(a) 種目別利用者数 (団体貸切分)

種 目	バスケット ボール	バレーボール	バドミントン	卓 球	体 操	剣 道
人 数	464	1,954	2,263	1,884	1,936	2,550
種 目	柔 道	テニス	和 弓	ダンス	その他	合 計
人 数	336	26,440	2,244	4,640	24,986	69,697

(b) 公開日等利用者数（個人利用分）

種 目	バドミントン	バレーボール	卓 球	体 操	剣 道
公開日	水曜日	金曜日	金曜日	火曜日	水曜日
人 数	1,895	904	2,797	4,716	227
種 目	柔 道	和 弓	トレーニング	エアロビクス	合 計
公開日	火曜日	火・木曜日	毎日	水曜日	
人 数	73	1,077	26,371	767	

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、以下の対策を実施。

①4/25～5/31休館。

②4/12～4/24、6/1～9/30開館時間を20時までに短縮し、夜間の個人公開を中止。

③4/1～4/11、10/1～10/24開館時間を21時までに短縮。

ウ 赤羽体育館

(ア) 概 要

開設年月日	平成29年2月1日
所 在 地	志茂3-46-16
面 積	敷地面積 3,962.53㎡ 建築面積 2,317.77㎡ 延床面積 8,494.57㎡ 地階 1,950.59㎡ 1階 2,443.23㎡ 2階 1,225.72㎡ 3階 2,081.30㎡ 4階 793.73㎡
構 造 規 模	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階 地上4階
施 設 内 容	1階 サブアリーナ(32.7m×22m) バスケット(1面)、バレーボール(1面)、バドミントン(3面)、卓球(最大12台)、柔道(要畳敷設)2面、合気道・剣道・空手・なぎなた(2面)、少林寺拳法(4面) エクササイズスタジオ(163.3㎡)、多目的ルーム(93.15㎡)、幼児体育室(45.24㎡)、トレーニングルームⅠ(124.1㎡) 2階 弓道場(和弓射程距離28m)和弓5的、クラブルーム(66㎡)、トレーニングルームⅡ(66.2㎡) 3階 メインアリーナ(44.5m×34.3m) バスケットボール(2面)、バレーボール(6人制×3面、9人制×2面) バドミントン(8面)、卓球(最大30台)、フットサル(2面)、ハンドボール(1面) 4階 屋内ランニングコース、選手控席(198席、車椅子スペース有) 地階 駐車場(42台、身障者用1台)

付 帯 設 備	1階	ゲストギャラリー、更衣室、医務室、身障者用更衣室、トイレ、だれでもトイレ、赤ちゃん休憩室、シャワー室、駐輪場、バイク置場、屋外トイレ、ランニングステーション
	2階	スポーツ情報コーナー、トイレ、多目的トイレ
	3階	大会スタッフルーム、放送室、防災備蓄倉庫、トイレ、だれでもトイレ
	4階	電気室、多目的トイレ
	地階	防災備蓄倉庫、機械室

(イ) トレーニングルーム

- ・利用資格 高校生以上
- ・利用時間 9:00～21:15
- ・利用方法 当日「使用券」を購入する。

(ウ) 屋内ランニングコース

- ・利用資格 各施設の利用者の方のみ
- ・利用時間 9:00～21:30
- ・利用方法 個人利用は、当日「トレーニングルーム使用券」を購入する。

(エ) 公 開 日

区民の余暇利用のため体育館施設の公開のみを行う。

区 分	種 目	公開日		時 間
一般公開 メインアリーナ	卓 球	月曜日		15:30～17:20 17:25～19:15 19:20～21:10
	バスケットボール	火曜日		
	フットサル	木曜日		
	バドミントン	金曜日		
弓道場	和 弓	休館、貸切除く		9:00～21:30
中高生公開 サブアリーナ	バスケットボール	A 週	月曜日	15:30～18:00
	卓球・バドミントン		水曜日	
	フットサル	B 週	火曜日	
	バスケットボール		金曜日	
親子公開 幼児体育室	ミニ跳び箱 ステップケンパマット トンネル、輪投げ	月・水・金曜日		9:00～15:00

※中高生公開はA週とB週を交互に実施。

※公開日が祝日と重なった時には中止となる。

※一般公開メインアリーナのフットサル利用については、平成30年4月から利用休止中。

(オ) 利用状況(令和3年度)

利用者数 88,938人

(a) 種目別利用者数(団体貸切分)

種目等	バスケット ボール	バレーボール	バドミントン	卓球	体操	和弓
人 数	5,134	9,678	9,089	13,032	3,639	4,191
種目等	空手	ダンス	フットサル	合気道	その他	合計
人 数	1,239	3,360	1,642	1,399	15,448	67,851

(b) 公開日等利用者数(個人利用分)

種 目	卓 球	バスケット ボール	フットサル	バドミントン	中高生 バスケットボール	中高生 フットサル
公開日	月曜日	火曜日	木曜日	金曜日	隔週月・金曜 日	隔週火曜日
人 数	1,549	2,761	0	2,879	350	17
種 目	中高生 卓球・バド	和 弓	トレーニング	ランニング ステーション	合計	
公開日	隔週水曜日	毎日	毎日	毎日		
人 数	54	1,537	11,603	25	20,775	

※木曜日のフットサル利用については、平成30年4月から利用休止中。

(c) 親子公開日(幼児体育室)

種 目	親子公開日
人 数	312

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、以下の対策を実施。

- ①4/25～5/31休館。
- ②4/12～4/24、6/1～9/30開館時間を20時までに短縮し、夜間の個人公開を中止。
- ③4/1～4/11、10/1～10/24開館時間を21時までに短縮。

(5) 運 動 場

令和4年度予算 442,424千円

(北運動場、赤羽スポーツの森公園競技場、中央公園野球場・庭球場、新荒川大橋野球場・サッカー場、岩淵水門野球場、新河岸川庭球場、北ノ台スポーツ多目的広場、浮間子どもスポーツ広場、浮間舟渡庭球場の予算を含む)

※新型コロナウイルス感染症の影響による利用料金収入減収のため、指定管理料の補填を行った。

ア 北運動場

(ア) 概 要

開設年月日	昭和44年10月10日（平成9年9月28日 新施設開設）
所 在 地	神谷2-47-6(北運動公園内)
面 積	建物延べ床面積 1,194.91㎡ 1階 451.25㎡ 2階 179.02㎡ 3階 564.64㎡
構 造 規 模	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造) 地上3階建て
施 設 内 容	フィールド サッカー(68×100m 大人用1面 少年用2面)、陸上競技等、ゲートボール等、砲丸投げ、走り幅跳び、3段跳ピット、砂場等 陸上トラック 1周300m×6コース、直線100m×6コース
付 帯 設 備	フィールド 国旗掲揚塔（ポール3本）、クレイ舗装、ナイター設備（8基） 1階 玄関ホール、事務室、トイレ、身障者用トイレ、放送室、EV、ミーティングルーム、更衣・シャワー室、電気室、防災備蓄倉庫、ゴミ置場、器具倉庫 2階 EV、EVホール、EV機械室、トイレ、身障者用トイレ、防災倉庫 3階 観覧席、客席634席（一般628席、車椅子用6席）

(イ) 利用状況（令和3年度）

種目等	種目別利用（団体貸切分）					公開日利用（個人利用分）				合 計
	会議室	陸上競技	サッカー	ゲートボール・その他	計	大 人	子ども	障害者	計	
件 数	61	0	865	117	1,043	44	52	2	98	1,141
人 数	862	0	29,649	4,792	35,303	674	1,409	2	2,085	37,388

※公開日（個人陸上） 火・木曜日 午後3時～9時

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、以下の対策を実施。

①4/25～5/11休場。

②4/12～4/24、5/12～9/30開場時間を20時までに短縮し、夜間の個人公開を中止。

(6) 競 技 場

(運動場の予算に含まれている)

ア 赤羽スポーツの森公園競技場

(ア) 概 要

開設年月日	平成22年5月1日
所 在 地	赤羽西5-2-27
面 積	敷地面積 17,900㎡ 延床面積 1,347.23㎡
構 造 規 模	鉄筋コンクリート（一部鉄骨）造 地上3階建
施 設 内 容	フィールド 面積 約10,420㎡(ロングパイルゴムチップ入り) サッカー(105m×68m) サッカー(大人(2)、少年(2))、フットサル(6)、 ゲートボール(4)、グランドゴルフ ふれあいホール 会議、集会、室内軽スポーツ
付 帯 設 備	1階 事務室、審判控室、ミーティングルーム、更衣・シャワー室、ふれあいホール(A115.70㎡、B43.55㎡)、ふれあいホール収納庫、 トイレ、だれでもトイレ、給湯コーナー、倉庫用器具庫、ホール、廊下等、ランニングステーション 2階 トイレ、屋上芝生(約390㎡：約700人着座可能) 3階 選手控席(300席 車いすスペース)

(イ) 利用状況（令和3年度）

利用者数 73,527人

(a) 種目別利用者数（団体貸切分）

種目等	サッカー		ゲートボール ・その他	ミーティング ルーム	ふれあい ホール	合 計
	一 般	少 年				
件 数	570	265	17	33	634	1,519
人 数	40,829	17,739	440	324	8,074	67,406

(b) 公開日等利用者数（個人利用分）

大 人	子ども	65歳以上	障害者	合 計
3,785	87	2,144	105	6,121

※ランニングステーションの利用者数を含む。

※公開日（サッカー） 水曜日

正午～午後3時：高齢者優先

午後3時～6時：一般

午後6時～9時：シニア優先（40歳以上の方が優先利用）

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、以下の対策を実施。

①4/25～5/11休場。

②4/12～4/24、5/12～9/30開場時間を20時までに短縮し、夜間の個人公開を中止。

③4/1～4/11、10/1～10/24ふれあいホールの開場時間を21時までに短縮。

(7) サッカー場

(運動場の予算に含まれている)

ア 新荒川大橋サッカー場

(ア) 概 要

開設年月日	昭和54年12月15日
所 在 地	赤羽北1-22-22先
敷 地 面 積	9,621㎡
使用できる面	1面(70m×100m)
付 帯 設 備	サッカーゴール(一般用1組、ミニ用2組)、トイレ、水飲場

(イ) 利用状況(令和3年度)

	平 日		土・日・祝日		合 計	
	件 数	人 数	件 数	人 数	件 数	人 数
一 般	192	2,459	240	3,679	432	6,138
少 年	47	611	100	13,008	147	13,619
計	239	3,070	340	16,687	579	19,757

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、4/25～5/11休場。

(8) 多目的広場

ア 北ノ台スポーツ多目的広場

(運動場の予算に含まれている)

(ア) 概 要

開設年月日	平成12年7月23日
所 在 地	上十条5-14-4
敷 地 面 積	4,925.02㎡
施 設 内 容	体育館、第一スポーツ広場、第二スポーツ広場 ゲートボール、フットサル
付 帯 設 備	ベンチ、管理棟、トイレ、フットサルゴール1組

(イ) 利用状況(令和3年度)

利用者数 11,942人

個人利用人数	636
--------	-----

貸切利用							
体育館		第一スポーツ広場		第二スポーツ広場		合 計	
件 数	人 数	件 数	人 数	件 数	人 数	件 数	人 数
1,097	4,184	409	2,430	496	4,692	2,002	11,306

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、以下の対策を実施。

①4/25～5/11休場。

②4/12～4/24、5/12～9/30体育館の開場時間を20時まで短縮。

イ 豊島北スポーツ多目的広場

令和4年度予算 16,289千円

(ア) 概 要

開設年月日	平成24年10月1日
所在地	豊島5-3-13
敷地面積	7,103㎡
施設内容	グラウンド サッカー（一般・少年）1面又は野球（少年）1面
付帯設備	夜間照明（5）、更衣室、トイレ

※更衣室、トイレについては、令和2年12月から利用休止中。

(イ) 利用状況（令和3年度）

野球（少年）						サッカー（少年）					
平日		土・日・祝日		計		平日		土・日・祝日		計	
件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
28	364	176	1,877	204	2,241	261	3,390	114	8,059	375	11,449
サッカー（一般）											
平日		土・日・祝日		計		合計		内少年利用			
件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数		
229	2,953	112	1,463	341	4,416	920	18,106	579	13,690		

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、以下の対策を実施。

①4/25～5/11休場。

②4/12～4/24、5/12～9/30開場時間を20時までに短縮。

(9) スポーツ広場

（運動場の予算に含まれている）

ア 浮間子どもスポーツ広場

(ア) 概 要

開設年月日	平成15年4月6日
所在地	浮間4-27-1
敷地面積	15,725.6㎡
施設内容	野球場2面 サッカー場1面（42m×60m フットサル2面使用可能、人工芝） フットサル場1面（20m×40m、人工芝） ゲートボール
付帯設備	ベンチ、管理棟、サッカーゴール1組、フットサルゴール3組

(イ) 利用状況（令和3年度）

野球（少年）						野球（一般）					
平日		土・日・祝日		計		平日		土・日・祝日		計	
件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
61	1,487	515	9,724	576	11,211	0	0	0	0	0	0
野球・その他（グランドゴルフ）						サッカー・フットサル（少年）					
平日		土・日・祝日		計		平日		土・日・祝日		計	
件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
125	2,500	0	0	125	2,500	728	9,464	596	37,661	1,324	47,125
フットサル（一般）											
平日		土・日・祝日		計		合計		内少年利用			
件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
74	962	14	381	88	1,343	2,113	62,179	1,900	58,336		

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、4/25～5/11 休場。

(10) サイクリングロード

（運動場の予算に含まれている）

ア 中央公園サイクリングロード

(ア) 概 要

開設年月日	昭和51年5月6日
所在地	十条台1-2-1
距離	1周607m×幅2.5m
自転車台数	39台（14～24インチ）

※利用は小・中学生および幼児（保護者同伴）に限る。

(イ) 利用状況（令和3年度）

	人 数
平 日	751
土・日・祝日	3,099
合 計	3,850

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、4/25～5/11 利用休止。

(11) 国施設の区民開放

自衛隊十条駐屯地運動施設(体育館、テニスコート)の一部を開放している。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年度利用休止

(白 紙)

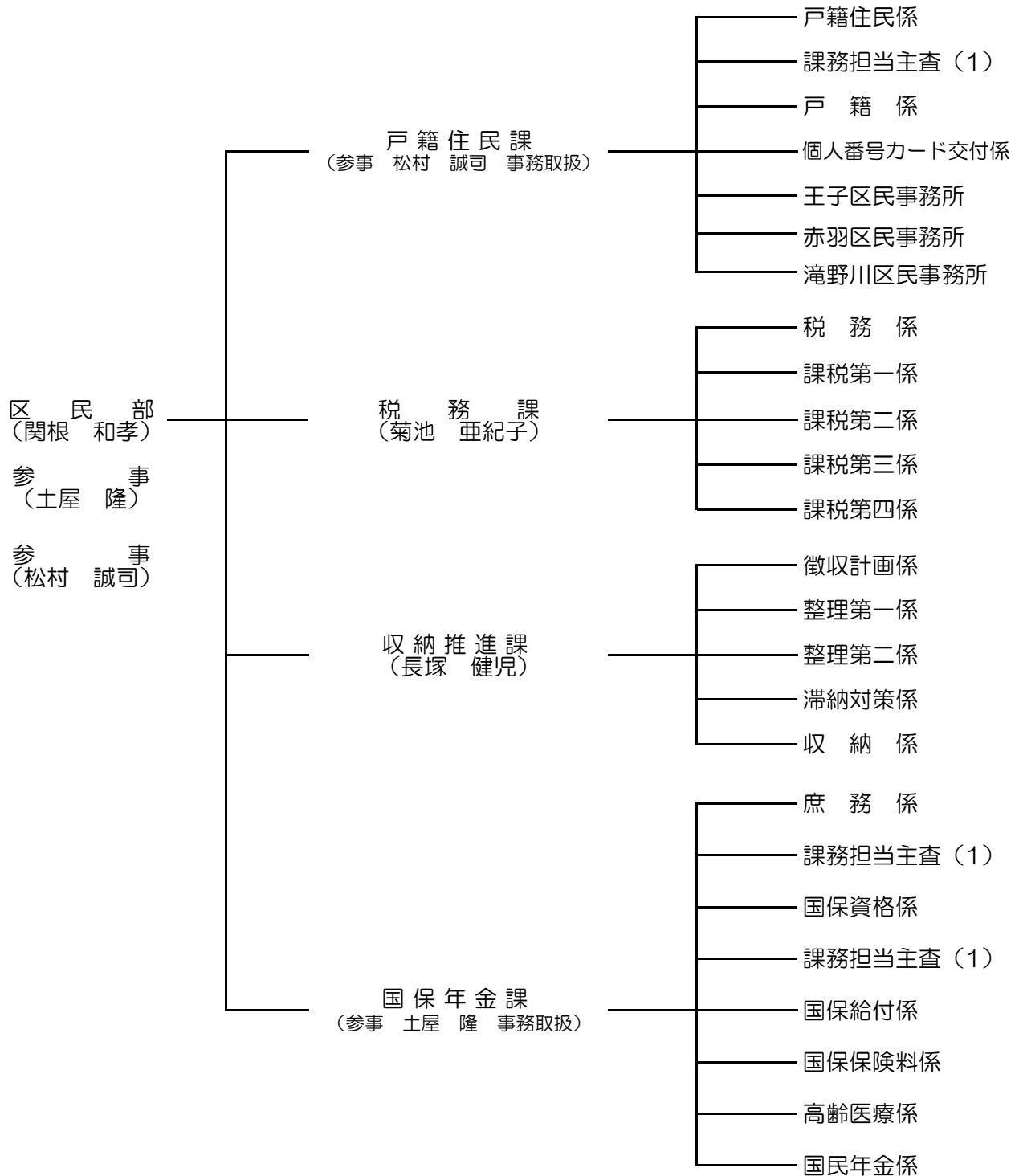
区

民

部

区民部組織図

令和4年4月1日現在



区民部職員配置状況

令和4年4月1日現在

	合計	部長	課長	係長・主査	係員	再任用	備 考
戸籍住民課（計6係）	156	2		16	130	8	
戸籍住民係	12	(※1) 2		3	7		(※1) 参事 （戸籍住民課長事務取扱）
戸籍係	29			3	26		会計年度任用職員1名
個人番号カード交付係	16			3	12	1	会計年度任用職員24名 （内15名は区民事務所で個人 番号カード交付事務に従事）
王子区民事務所	53			4 (※1)(3)	45 (※2)(26)	4	会計年度任用職員1名 (※1) 課内兼務3名 (※2) 繁忙期対策兼務26名
赤羽区民事務所	32			2	29	1	
滝野川区民事務所	14			1	11	2	
税務課（計5係）	52		1	6	45		会計年度任用職員7名
税務係	10		1	1	8		
課税第一係	13			2 (※1)(1)	11 (※2)(9)		(※1) 福祉部生活支援臨時特別 給付金担当課長付兼務1名 (※2) 繁忙期対策兼務6名 福祉部生活支援臨時特別給付 金担当課長付兼務3名
課税第二係	10			1	9		
課税第三係	9			1	8		
課税第四係	10			1	9		
収納推進課（計5係）	41		1	5	32	3	会計年度任用職員3名
徴収計画係	6		1	1	4		
整理第一係	9			1	8		
整理第二係	8			1	7		
滞納対策係	7			1	6		
収納係	11			1	7	3	
国保年金課（計6係）	87	1		16	66	4	
庶務係	14	(※1) 1		3	9	1	(※1) 参事 （国保年金課長事務取扱） 会計年度任用職員1名
国保資格係	13			4	9		会計年度任用職員2名
国保給付係	14			2	11	1	会計年度任用職員4名
国保保険料係	19			4	14	1	会計年度任用職員2名
高齢医療係	14			2	12		会計年度任用職員3名
国民年金係	13			1	11	1	会計年度任用職員1名
部	336	3	2	43	273	15	

分 掌 事 務

区 民 部

戸籍住民課

戸籍住民係

1. 戸籍に係る連絡調整に関すること。
2. 区民事務所に係る連絡調整に関すること。
3. 戸籍及び区民事務所に係る諸統計に関すること。ただし、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（以下「入管法等」という。）に基づく事務並びに住民基本台帳に係る統計を除く。
4. 民事刑事事項に関すること。
5. 部の庶務に関すること。
6. 部の歳入歳出予算及び決算の資料に関すること。
7. 部内他の課、係に属しないこと。

戸籍係

1. 戸籍の届出受理に関すること。
2. 戸籍簿等の整備及び保管に関すること。
3. 埋火葬の許可に関すること。
4. 人口動態調査票の作成及び相続税法による通知に関すること。
5. 戸籍関係諸証明の交付に関すること。
6. 住民票記載事項通知及び戸籍の附票の作成に関すること。
7. 身分証明及び戸籍の附票の写しの交付に関すること。
8. 区民葬儀券に関すること。

個人番号カード交付係

1. 個人番号カードの交付及び交付事務等に係る連絡調整に関すること。
2. 個人番号通知書に関すること。

課務担当主査

1. 住民基本台帳に係る諸統計に関すること。
2. 住民記録等の事務に係る連絡調整に関すること。
3. 住民記録システムに関すること。
4. 住民基本台帳ネットワークシステム等の連絡調整に関すること。
5. 住居表示に関すること。

6. 入管法等に基づく事務に係る統計及び連絡調整に関すること。

区民事務所（王子・赤羽・滝野川）

1. 住民基本台帳の作成、整理及び保管に関すること。
2. 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく届出の受理及び住民の実態調査に関すること。
3. 転入通知、戸籍の附票記載事項通知及び職権記載等通知に関すること。
4. 住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写しの交付及び記載事項証明に関すること。
5. 転出証明書の交付に関すること。
6. 住民基本台帳ネットワークシステムに関すること。
7. 個人番号カードの交付等及び住民基本台帳カードに関すること。
8. 公的個人認証に関すること。
9. 印鑑登録及び印鑑証明に関すること。
10. 住居表示に関する届書の受理及び証明に関すること。
11. 戸籍の全部、個人及び一部事項証明書、戸籍の謄本及び抄本（除籍及び改製原戸籍を除く。）、身分証明書、戸籍の附票の写し並びに不在籍証明書の交付に関すること（東京都北区王子区民事務所（以下「王子区民事務所」という。）を除く。）。
12. 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号。以下「特例法」という。）に基づく住居地届出に関すること。
13. 特例法に基づく特別永住許可に関すること及び特別永住者証明書の交付に関すること（王子区民事務所に限る。）。
14. 妊娠届出の受理及び母子健康手帳の交付に関すること。
15. 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に基づく犬の登録及び注射済票の交付に関すること。
16. 区税の証明及び収納に関すること（収納については王子区民事務所を除く。）。
17. 国民健康保険の届書の受理、被保険者証の発行及び保険料の収納に関すること。（収納については王子区民事務所を除く。）。
18. 後期高齢者医療の被保険者証再発行届書の受理、負担区分等証明書の交付等及び保険料の収納に関すること（収納については王子区民事務所を除く。）。
19. 国民年金の届書の受理に関すること。
20. 介護保険の保険料の収納に関すること（王子区民事務所を除く。）。
21. 保育料の収納に関すること（王子区民事務所を除く。）。
22. 地価公示図書の閲覧に関すること。
23. 区営住宅使用料の収納に関すること（王子区民事務所を除く。）。
24. 指定自転車置場登録手数料の収納に関すること（王子区民事務所を除く。）。
25. 自動車の臨時運行許可に関すること。
26. 東京都北区教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則（平成元年6月東京

都北区教育委員会規則第7号) 第3条の規定により区民事務所長に委任された事務
27. その他区長が必要と認めた事項

税 務 課

税務係

1. 区税制に関すること。
2. 区税に係る連絡調整に関すること。
3. 税務統計に関すること。
4. 税務広報に関すること。ただし、納税に関することを除く。
5. 軽自動車税及び特別区たばこ税の賦課に関すること。
6. 区税の証明に関すること。
7. ふるさと納税に関すること。
8. 課内他の係に属しないこと。

課税第一係

1. 特別区民税賦課に係る企画及び調整に関すること。
2. 普通徴収及び特別徴収に係る特別区民税の賦課に関すること（他の係に属するものを除く。）。

課税第二係

1. 普通徴収及び特別徴収に係る特別区民税の賦課に関すること。
（主として王子地区）

課税第三係

1. 普通徴収及び特別徴収に係る特別区民税の賦課に関すること。
（主として赤羽地区）

課税第四係

1. 普通徴収及び特別徴収に係る特別区民税の賦課に関すること。
（主として滝野川地区）

収 納 推 進 課

徴収計画係

1. 納税事務事業の企画及び調整に関すること。
2. 収納対策行動計画の立案及び調整に関すること（私債権に係る訴訟及び和解を含む。）。
3. 徴収の嘱託及び受託に関すること。
4. 不納欠損処理及び滞納処分の停止の総括に関すること。
5. 特定の税務調査の取りまとめに関すること。
6. 納税に係る税務広報に関すること。
7. 納付案内センターの運営に関すること。
8. 課内他の係に属しないこと。

整理第一係

1. 主に王子東地区及び滝野川地区の普通徴収に係る滞納整理に関すること。
2. 主に王子東地区及び滝野川地区の普通徴収に係る徴収猶予及び滞納処分の停止に関すること。
3. 主に王子東地区及び滝野川地区の普通徴収に係る督促状及び催告書の処理に関すること。
4. 主に王子東地区及び滝野川地区の普通徴収に係る差押財産の換価処分に関すること。

整理第二係

1. 主に王子西地区及び赤羽地区の普通徴収に係る滞納整理に関すること。
2. 主に王子西地区及び赤羽地区の普通徴収に係る徴収猶予及び滞納処分の停止に関すること。
3. 主に王子西地区及び赤羽地区の普通徴収に係る督促状及び催告書の処理に関すること。
4. 主に王子西地区及び赤羽地区の普通徴収に係る差押財産の換価処分に関すること。

滞納対策係

1. 特定事案及び特別徴収に係る滞納整理に関すること。
2. 特定事案及び特別徴収に係る徴収猶予及び滞納処分の停止に関すること。
3. 特定事案及び特別徴収に係る督促状及び催告書の処理に関すること。
4. 特定事案及び特別徴収に係る差押財産の換価処分に関すること。
5. 主に区外の滞納整理に関すること。
6. 主に区外の徴収猶予及び滞納処分の停止に関すること。
7. 主に区外の督促状及び催告書の処理に関すること。
8. 主に区外の差押財産の換価処分に関すること。
9. 公債権の強制徴収の受託に関すること。
10. 徴収金に係る有価証券の受託に関すること。

収納係

1. 区税調定の総括に関すること。
2. 収入統計に関すること。
3. 収納管理に関すること。

4. 口座振替納税に関すること。
5. 特別区民税及び軽自動車税の過誤納金の還付及び充当に関すること。
6. 特別区民税及び軽自動車税の過誤納還付金の支払に関すること。
7. 納税貯蓄組合に関すること。
8. 特別区税における電子収納に関すること。

国保年金課

庶務係

1. 国民健康保険特別会計に関すること。
2. 国民健康保険の企画、普及及び統計に関すること。
3. 国民健康保険運営協議会に関すること。
4. 国民健康保険団体連合会に関すること。
5. 国民健康保険の保健事業に関すること。
6. 特定健康診査及び特定保健指導に関すること。
7. 課内他の係に属しないこと。

国保資格係

1. 国民健康保険被保険者の資格の得喪に関すること。
2. 国民健康保険被保険者証に関すること。
3. 国民健康保険保険料の賦課に関すること。
4. 国民健康保険保険料の減免に関すること。
5. 国民健康保険保険料の還付に関すること。
6. 国民健康保険保険料の口座振替に関すること。

国保給付係

1. 医療給付に関すること。
2. 一部負担金の減免及び徴収猶予に関すること。
3. 第三者行為に係る求償事務に関すること。
4. 診療報酬に関すること。
5. 高額療養費貸付金に関すること。

国保保険料係

1. 国民健康保険保険料その他徴収金の収納及び集計に関すること。
2. 国民健康保険保険料の充当に関すること。
3. 国民健康保険保険料その他徴収金の滞納整理に関すること。
4. 国民健康保険の被保険者実態調査に関すること。
5. 国民健康保険保険料の徴収の嘱託及び受託に関すること。

高齢医療係

1. 後期高齢者医療に関すること（東京都後期高齢者医療広域連合が所管する事務は除く。）。
2. 旧老人保健法の医療に関すること。

国民年金係

1. 国民年金の企画及び普及に関すること。
2. 拠出制国民年金の統計及び報告に関すること。
3. 国民年金の相談及び指導に関すること。
4. 国民年金被保険者の資格得喪及び諸届の受理並びに送達に関すること。
5. 国民年金保険料の免除に関すること。
6. 国民年金の受給に関すること。
7. 福祉年金に関すること。

課務担当主査

1. 国民健康保険保険料の滞納処分及び差押財産の換価処分に関すること。
2. 国民健康保険保険料の徴収猶予及び滞納処分の停止に関すること。
3. 国民健康保険徴収指導員に関すること。

課務担当主査

1. 特定健康診査及び特定保健指導の計画、評価並びに統計に関すること。
2. 国民健康保険及び後期高齢者医療の保健事業の連絡調整に関すること。

区 民 部

戸籍住民課

〔戸籍住民係・戸籍係〕

1 戸籍事務

戸籍事務費 令和4年度予算 112,307千円

戸籍制度は、人の親族的身分関係を登録公証する制度である。

戸籍法等に基づき各種届書の受理、戸籍簿への記載及び諸証明の発行等のサービスを行っている。

平成17年度より電算化の準備を始め、平成18年度より2カ年度にわたり戸籍システムを開発し、平成19年11月から現在戸籍・除籍・平成改製原戸籍と戸籍システムを段階的に稼働した。

戸籍法は平成20年5月に一部改正され、誰でも証明書の交付請求ができるという公開制度を個人情報保護の観点から見直し、交付請求ができる場合を制限した。

また、証明書の交付請求及び各届出における本人確認を厳格化し、なりすましの防止を図るとともに不正請求者に対する制裁措置を過料から罰金刑へと強化した。

2 戸籍附票事務

戸籍附票事務費 令和4年度予算 738千円

附票制度は、人の身分関係の登録である戸籍と人の居住関係の記録である住民票とを相互に関連させ、同一人に関する住民基本台帳の記録の正確性を確保するための制度である。

平成2年11月から附票事務は、基幹系コンピュータの住基システムによる事務処理を行っていたが、現在は独立した戸籍システムを使用して事務処理を行っている。

(1) 戸籍数、戸籍人口 (令和4年3月31日現在)

戸 籍 数	戸 籍 人 口 数
150,820戸籍	335,893人

(2) 届出事件数

届 書 別	件 数
出 生	3,609
国 籍 留 保	41
認 知	55
養 子 縁 組	168
養 子 離 縁	43
婚 姻	3,853
離 婚	768
法77条の2・75条の2	292
親権・未成年後見等	26
死 亡	6,318
失 踪	7
復氏・姻族関係終了	12
入 籍	429
分 籍	102
帰 化	45
国 籍 の 得 喪	28
氏 の 変 更	56
名 の 変 更	11
戸籍訂正・更正	202
転 籍	1,651
追 完	9
そ の 他	18
不 受 理 申 出	86
計	17,829

※各表の期間は

令和3年4月1日～令和4年3月31日

(3) 火葬許可証交付件数

区 分	火葬許可証交付	改葬許可証交付
件 数	3,817 件 (408)	157 件

注 () 内の数字は、区民葬儀券発行枚数

(4) その他

区 分	件 数
人 口 動 態 調 査	8,234
民 刑 関 係 通 知	3,709
身 上 調 査 回 答	130
計	12,073

(5) 住民基本台帳関係（附票）

種 類	件 数
法 9 条 2 項 通 知 (住所地への通知)	12,958
法 1 9 条 1 項 通 知 (住所地からの通知)	33,088
法 1 9 条 3 項 通 知 (附票記載事項通知)	2,878
法 1 7 条 の 2 通 知 (在外選挙登録・抹消)	130
そ の 他 (戸籍照合通知等)	356
計	49,410

(6) 戸籍関係謄抄本発行件数及び金額

種別 所管別		戸籍関係手数料				住民基本台帳 関係手数料
		戸 籍 証 (除本等 明証)	受 理 ・ 記 載 等 明証	身 分 ・ 不 在 籍 等 明証	計	附票の写し
戸籍係	有料(件)	70,317	3,762	3,249	77,328	8,159
	金額(円)	42,671,250	1,383,900	974,700	45,029,850	2,447,700
	公用(件)	30,438	6	17	30,461	16,256
	免除・ 無料 (件)	5,711	0	66	5,777	0
区民事務所 (内訳は 下表参照)	有料(件)	12,436		983	13,419	719
	金額(円)	5,596,200		294,900	5,891,100	215,700
	免除・ 無料 (件)	2,042		0	2,042	0
計	有料(件)	82,753	3,762	4,232	90,747	8,878
	金額(円)	48,267,450	1,383,900	1,269,600	50,920,950	2,663,400
	公用(件)	30,438	6	17	30,461	16,256
	免除・ 無料 (件)	7,753	0	66	7,819	0

※各表の期間は
令和3年4月1日～令和4年3月31日

(7) 戸籍関係謄抄本等発行件数及び金額の区民事務所別内訳

種別 区民事務所別		戸籍関係手数料						住 民 基 本 台 帳 関 係 手 数 料	合計		戸籍謄抄本等 免除・無料 取扱件数 (年金等)
		戸(除)籍謄抄本等 明証		身分・不在籍等 明証		計		附票の写し			
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
赤羽区民事務所		9,986	4,493,700	800	240,000	10,786	4,733,700	568	170,400	11,354	4,904,100
滝野川区民事務所		2,450	1,102,500	183	54,900	2,633	1,157,400	151	45,300	2,784	1,202,700
計		12,436	5,596,200	983	294,900	13,419	5,891,100	719	215,700	14,138	6,106,800

〔区民事務所（王子・赤羽・滝野川）〕
 〔個人番号カード交付係（個人番号カード交付事務）〕

住居表示管理費	令和4年度予算	17,354千円
区民事務所管理費	令和4年度予算	20,200千円
住民基本台帳事務費	令和4年度予算	137,760千円
個人番号カード交付等事務費	令和4年度予算	82,268千円

〈平日業務〉

	窓口受付時間 平日（月～金）	取り扱い業務
王子区民事務所 〒114-8508 北区王子本町 1-2-11 北区役所第二庁舎 1 階 電話（3908）8745	午前 8 時 30 分 から 午後 5 時 00 分	転出入、転居、世帯変更などの届出 （外国人住民含む） 印鑑登録、国民健康保険等の加入 手続、住民票の写しや印鑑証明等の 証明交付事務、個人番号カードに関 する事務等 【王子のみ】 特別永住者証明書の申請等経由事務 及び住居表示付定等事務 【赤羽・滝野川のみ】 区税及び国民健康保険料などの公金 収納、戸籍証明の一部（現在戸籍 等）の交付事務 等
赤羽区民事務所 〒115-0045 北区赤羽1-1-38 赤羽駅南口高架下 電話（5948）9541		
滝野川区民事務所 〒114-8534 北区西ヶ原 1-23-3 滝野川会館内 電話（3910）0141		

〈平日夜間・日曜業務〉

	窓口受付時間 平日（月～金）夜間	窓口受付時間 日曜（月2回）	取り扱い業務
王子区民事務所	午後 5 時 00 分 から 午後 7 時 00 分	午前 9 時 00 分 から 午後 5 時 00 分	証明交付事務等 【赤羽のみ】 公金収納
赤羽区民事務所			

※赤羽区民事務所では、転出入の届出業務等を日曜（月 1 回。窓口受付時間午前 9 時から午後 4 時）及び火曜夜間（月 1 回。窓口受付時間午後 5 時から午後 7 時）に行っている。

〈沿革〉

昭和22年 出張所設置。
 平成13年4月 1日 出張所に代わり区民事務所(3カ所)と区民事務所分室(7カ所)体制。

- 平成24年7月 9日 外国人に関する業務を外国人登録係から引き継ぐ。
- 平成29年2月13日 赤羽区民事務所が赤羽駅南口高架下へ移転。
- 平成29年3月 1日 個人番号カード(マイナンバーカード)を利用した証明書(住民票の写し・印鑑登録証明書等)交付サービス(コンビニ交付)開始。
- 平成30年7月 2日 夜間窓口の終了時間を20時から19時に変更。
- 平成30年9月末 区民事務所分室(7カ所)の業務を終了。
王子区民事務所における区税及び国民健康保険料などの公金収納業務を終了。
- 平成30年10月 毎週日曜に開庁していた証明窓口を月2回開庁に変更。
王子区民事務所で月1回開庁していた日曜異動系窓口を交通利便性の高い赤羽区民事務所に変更。
赤羽区民事務所にて、毎月原則第3火曜の午後5時から午後7時まで異動系窓口の延長受付を開始。
- 令和 元年6月 3日 旧桐ヶ丘分室において、都営住宅の収入報告の時期に合わせ、住民税証明書等を交付するための出張窓口を臨時的に開設(令和2・3年度も実施)。
- 令和 2年3月末 区内ローソン全店における、電話申請による住民票取次サービスを終了
- 令和 2年4月27日 新型コロナウイルス感染症による手続きで必要とする住民票の写し等の証明書のコンビニ交付を除く交付手数料を、当面の間免除とした。
- 令和 2年8月末 電話申請による住民票取次サービスを全面的に終了

1 住民基本台帳事務

住民基本台帳事務は住民基本台帳法に基づいて、住民からの住所の異動の届出及び市町村間の通知により住民基本台帳を作成して、住民に関して正確な記録を行っている。これにより住民の居住関係の公証を行うとともに、国民健康保険、選挙人名簿の登録、義務教育、子育て支援などの各種行政事務の基礎となっている。

(1) 世帯数

R3.4.1	R4.4.1	前年比較
199,491 世帯	199,864 世帯	+373 世帯

(2) 人口

R3.4.1	R4.4.1	前年比較
352,638 人	351,390 人	-1,248 人

(3) 令和3年4月から令和4年3月までの人口の主な増減内訳

転入	出生	その他増	増計
27,210 人	2,662 人	1,464 人	31,336 人
転出	死亡	その他減	減計
26,400 人	3,859 人	2,325 人	32,584 人

平成15年8月25日から、住民基本台帳ネットワークシステムが第二次稼働し、住民票の写しの広域交付、転入、転出の特例処理、また、希望の区民に対して住民基本台帳カードの交付を各区民事務所において開始したが、平成28年1月1日からは、社会保障・税番号制度における個人番号カードに切り替わった。

住民基本台帳法は平成20年5月に一部改正され、誰でも証明書の交付請求ができる交付制度を見直し、交付請求ができる場合を制限した。また、証明書の交付請求及び各届出における本人確認を厳格化し、なりすましの防止を図るとともに不正請求者に対する制裁措置を過料から罰金刑へと強化した。

平成24年7月9日から改正住民基本台帳法が施行され、外国人住民についても住民基本台帳法の適用対象となった。日本人と同様に住民票を作成し、教育、医療、福祉等各種行政サービスの円滑な提供を図り、外国人住民の利便の増進及び行政の効率化を推進している。

令和元年11月5日から、住民基本台帳法施行令の一部改正（平成31年4月17日公布）により、旧氏制度が開始され、婚姻等で氏（うじ）に変更があった場合でも、従来称してきた氏を住民票・個人番号カード等に併記し、公証することが可能となった。

住民基本台帳法施行令の一部改正（令和元年5月31日公布）により、住民票の除票及び戸籍の附票の除票の保存期間が5年から150年に延長され、住民基本台帳から除いて除票簿として保存することになった。

2 印鑑登録証明事務

北区印鑑条例に基づき、印鑑の登録及び印鑑証明事務を行っている。

印鑑証明書は不動産の登記や自動車の登録、公正証書の作成等の場合に法令の規定に基づきその提出を義務づけられているほか、身分証明、売買契約時などに用いられ、区民の経済活動に深く寄与している。

条例及び同施行規則について、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行に伴い「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改める一部改正を令和2年3月に施行した。

3 住居表示実施及び管理状況

合理的な住居表示制度の確立により、住民の福祉向上に貢献するため、昭和39年6月施行の赤羽地区を最初に、昭和51年5月施行の田端地区で、北区全域の住居表示を完了した。

住居表示実施後は、さらに公共の利便を図るため、住居表示街区案内板を区内の適所に設置した。

住居表示の届出関係については、建物を新築・改築等した場合の新築届・住居番号変更申請書等を各区民事務所で受け付けている。

なお、国際化対策として、「街区表示板」をローマ字併記のものに順次取り替え、また、「街区案内板」を平成12年度以降の板面交換時に英語、中国語、ハングルを併記したものへと取り替えている。

4 自動車臨時運行許可事務

道路運送車両法及びこれに基づく政令の定めにより、自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く）の臨時運行の許可（試運転、販売もしくは引き渡しのための回送、または新規登録及び車体検査を受ける場合等）に関する事務を行っている。

5 公的個人認証サービス（電子証明書）

平成16年1月29日、「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」の施行に伴い、電子申請の基盤となる公的個人認証サービスを王子区民事務所において開始した。電子証明書の発行主体は東京都で、申請、交付は住民登録をしている区市町村が窓口になっていたが、住民基本台帳カードに格納する電子証明書は平成30年12月で終了した。

平成28年1月1日からの新しい電子証明書の発行主体は地方公共団体情報システム機構となり、個人番号カードに標準搭載され、有効期限が3年から5年に拡大となった。赤羽区民事務所及び滝野川区民事務所においても公的個人認証サービスを開始した。

6 個人番号カード（マイナンバーカード）交付等事務

平成27年10月5日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「マイナンバー法」という。）が施行され、個人番号の付番及び通知カードの交付などの業務を開始した。

国は、デジタル社会の基盤となる個人番号カードについて、令和4年度までにほぼすべての国民が個人番号カードを持つことを目指して普及促進している。

令和2年度は特別定額給付金のオンライン申請やマイナポイント事業といった国の取組みに伴い個人番号カードの申請が増加したため、交付体制を強化した。令和3年度は国による申請書の再送付や個人番号カードの健康保険証としての利用拡大といったさらなる申請の増加に対応するため、令和3年4月1日、戸籍住民課に個人番号カード交付係を設置するとともに、さらなる体制強化を行った。

（1）個人番号カード

平成28年1月1日から個人番号カードの作成が始まり、2月1日から予約を受け付け交付している。個人番号カードは、王子区民事務所のある第二庁舎4階の個人番号カード交付係、赤羽区民事務所及び滝野川区民事務所の3か所で交付している。

（開設日時）

日 時 場 所	窓口受付時間 平 日	窓口受付時間 平 日 夜 間 (月～金)	窓口受付時間 日 曜 (月2回程度)
個人番号カード交付係 (第二庁舎4階)	午前9時～午後5時	午後5時～午後7時	午前9時～午後5時
赤羽区民事務所			
滝野川区民事務所			

(2) 通知カード

通知カードは平成27年11月7日から地方公共団体情報システム機構（J-LIS）によって世帯主宛に順次配送された。なお、マイナンバー法の一部改正に伴い、令和2年5月、通知カードは廃止され、新たに番号を取得する者のマイナンバーは、個人番号通知書によって通知されている。

(3) 申請サポート

個人番号カードの利便性が高まっていく中、区民の申請をサポートするため、平成29年10月から個人番号カードの申請補助サービスを開始した。個人番号カードの交付率向上のため、戸籍住民課が主催する区主催型申請補助サービスや10名以上のグループからの依頼型申請補助サービスを継続実施している。

※現在、新型コロナウイルス感染拡大防止のため申請サポートを休止している。

(1) 住民基本台帳による世帯数及び人口（令和4年4月1日現在）

	世帯数	人 口			対前年比較増減（▲減）			
		男	女	合計	世帯数	人 口		
						男	女	合計
王子区民事務所	66,639	57,109	58,109	115,218	▲ 3	▲ 361	▲ 346	▲ 707
赤羽区民事務所	75,573	68,234	69,376	137,610	391	▲ 59	▲ 31	▲ 90
滝野川区民事務所	57,652	49,053	49,509	98,562	▲ 15	▲ 189	▲ 262	▲ 451
合 計	199,864	174,396	176,994	351,390	373	▲ 609	▲ 639	▲ 1,248

(2) 住民基本台帳届出・通知関係事務件数（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

	転 入	出 生	職権記載	職権回復	転出取消	帰 化	国籍取得	在留資格取得
王子区民事務所	15,395	863	1	10	169	15	2	227
赤羽区民事務所	7,443	1,022	3	1	70	14	0	27
滝野川区民事務所	1,818	765	0	0	12	5	0	7
合 計	24,656	2,650	4	11	251	34	2	261

	転 居	世帯分離	世帯合併	世帯変更	世帯主変更	戸籍異動	旧氏記載等	職権修正	修 正
王子区民事務所	4,453	361	536	12	1,348	2,170	131	12,884	2,486
赤羽区民事務所	3,142	140	179	7	909	1,507	81	694	449
滝野川区民事務所	508	39	52	0	520	1,337	22	410	126
合 計	8,103	540	767	19	2,777	5,014	234	13,988	3,061

	転 出	死 亡	職権消除	国籍喪失	失踪宣告	転入通知受理	合 計
王子区民事務所	14,120	1,318	895	0	0	19,461	76,857
赤羽区民事務所	7,131	1,412	14	0	1	1,147	25,393
滝野川区民事務所	1,699	1,128	5	0	0	1,207	9,660
合 計	22,950	3,858	914	0	1	21,815	111,910

(3) 諸証明関係交付件数及び金額（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

	開 覧		住民票の写し								上 中 下 段（本人請求）@300 段（本人以外請求）@500 段 施設計		諸 証 明	
	上段(個人) @100												上段(本人請求) @300 中段(本人以外請求) @500 下 段 施設計	
	中段(転記) @100													
	下段 @1,000		窓口（郵送含む）		広域交付		コンビニ交付 @200円		小 計					
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額		
王 子 区 民 事 務 所	0	0	87,413	26,223,900	164	49,200			87,577	26,273,100	2,313	693,900		
	1,529	152,900	17,876	8,938,000	0	0			17,876	8,938,000	336	168,000		
	92	92,000	105,289	35,161,900	164	49,200			105,453	35,211,100	2,649	861,900		
赤 羽 区 民 事 務 所	10	1,000	57,692	17,307,600	289	86,700			57,981	17,394,300	1,787	536,100		
	954	95,400	169	84,500	0	0			169	84,500	13	6,500		
	40	40,000	57,861	17,392,100	289	86,700			58,150	17,478,800	1,800	542,600		
桐ヶ丘 臨時窓口			216	64,800					216	64,800				
			0	0					0	0				
			216	64,800					216	64,800				
滝野川 区 民 事 務 所	0	0	11,990	3,597,000	16	4,800			12,006	3,601,800	513	153,900		
	0	0	69	34,500	0	0			69	34,500	0	0		
	0	0	12,059	3,631,500	16	4,800			12,075	3,636,300	513	153,900		
コンビニ							35,635	7,127,000	35,635	7,127,000				
							—	—	—	—				
							35,635	7,127,000	35,635	7,127,000				
個人番号 カード交付 係														
合 計	10	1,000	157,311	47,193,300	469	140,700	35,635	7,127,000	193,415	54,461,000	4,613	1,383,900		
	2,483	248,300	18,114	9,057,000	0	0	—	—	18,114	9,057,000	349	174,500		
	132	132,000	175,425	56,250,300	469	140,700	35,635	7,127,000	211,529	63,518,000	4,962	1,558,400		

	個人番号カード再交付		電子証明		印鑑登録証交付		印鑑登録証明		自動車臨時運行許可		合 計	
	@800円		(公的個人認証) @200円		@300円		(窓口交付) @300円 (コンビニ交付) @200円		@750円			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
王子区民 事 務 所	832	665,600	826	165,200	7,701	2,310,300	31,906	9,571,800	346	259,500	151,334	49,290,300
赤羽区民 事 務 所	340	272,000	334	66,800	4,649	1,394,700	23,976	7,192,800	269	201,750	90,522	27,285,850
桐ヶ丘 臨時窓口							25	7,500			241	72,300
滝 野 川 区 民 事 務 所	80	64,000	80	16,000	1,178	353,400	7,712	2,313,600	48	36,000	21,686	6,573,200
コンビニ							15,633	3,126,600			51,268	10,253,600
個人番号 カード交付 係	51	40,800	51	10,200							102	51,000
合 計	1,303	1,042,400	1,291	258,200	13,528	4,058,400	79,252	22,212,300	663	497,250	315,153	93,526,250

(4) 夜間開設・日曜開庁日数

	夜間開設日数	日曜開庁日数
王子区民事務所	243	24
赤羽区民事務所	243	24

(5) 夜間・日曜取扱い件数

	夜 間	日 曜	合 計
王子区民事務所	6,254	3,609	9,863
赤羽区民事務所	18,738	6,525	25,263
合 計	24,992	10,134	35,126

(6) 住民票等の公用・免除件数

	公 用			免 除 無 料			合計
	閲覧	住民票の写し	諸証明	住民票の写し	印鑑登録証明書	諸証明	
王子区民事務所	3,754	1,310	14	7,599	387	6	13,070
赤羽区民事務所	1,266	114	0	3,451	306	2	5,139
桐ヶ丘臨時窓口		0	0	5	0	0	5
滝野川区民事務所	2,905	33	0	954	199	0	4,091
合 計	7,925	1,457	14	12,009 (5,395)	892 (891)	8	22,305

※カッコ内の数字は、令和2年4月27日より当面の間、新型コロナウイルス感染症による手続きに必要な住民票の写しの交付手数料を免除した件数及び印鑑登録証明書の交付手数料を免除した件数

(7) 王子区民事務所郵送取扱（内数 公用含む）

	件 数
住 民 票 の 写 し	31,891
諸 証 明	239
小 計	32,130
転 出 証 明	1,085
合 計	33,215

※各表の期間は

令和3年4月1日～令和4年3月31日

(8) 印鑑登録関係事務件数

	印鑑登録数	事 務 件 数					
	令和4.4.1現在	登録	回復	廃止・亡失	修正	引替交付	合計
王子区民事務所	63,981	7,734	70	7,865	295	1	15,965
赤羽区民事務所	74,989	4,660	34	4,791	32	0	9,517
滝野川区民事務所	50,992	1,178	10	1,949	13	0	3,150
合 計	189,962	13,572	114	14,605	340	1	28,632

(9) 特別区民税等収納関係(収納)件数・金額 (令和3年4月1日～令和4年3月31日)

	特別区民税		軽自動車税		国民健康保険料		介護保険料		後期高齢医療保険料		保 育 料	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
王子区民事務所												
赤羽区民事務所	1,844	66,818,356	55	276,300	1,747	46,007,035	837	6,072,486	567	6,000,700	7	60,300
滝野川区民事務所	377	18,635,700	25	138,600	330	7,879,492	181	1,328,664	118	1,301,400	0	0
合 計	2,221	85,454,056	80	414,900	2,077	53,886,527	1,018	7,401,150	685	7,302,100	7	60,300

	住宅使用料		畜犬登録		犬注射済票		指定自転車置場登録		合 計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
王子区民事務所			219	601,000	998	547,850			1,217	1,148,850
赤羽区民事務所	0	0	235	672,800	1,700	934,370	113	483,050	7,105	127,325,397
滝野川区民事務所	0	0	156	449,800	1,007	553,430	93	361,830	2,287	30,648,916
合 計	0	0	610	1,723,600	3,705	2,035,650	206	844,880	10,609	159,123,163

※王子区民事務所では区民税などの公金の収納業務は取り扱っていない。

他所管事務の区民事務所における取り扱い件数

- ・戸籍関係(戸籍謄抄本等)
(P93参照) 13,419件
- ・戸籍の附票の写し
(P93参照) 719件
- ・税証明
(P109参照) 52,391件

(10) 母子手帳交付件数

	件 数
王子区民事務所	87
赤羽区民事務所	205
滝野川区民事務所	52
合 計	344

(11) 国保・年金の加入届等届出件数

	国保加入届等	年金加入届等	合 計
王子区民事務所	1,732	0	1,732
赤羽区民事務所	3,622	919	4,541
滝野川区民事務所	883	239	1,122
合 計	6,237	1,158	7,395

(12) 自動車臨時運行許可件数

	普 通	軽 自	二 輪	合 計
王子区民事務所	279	42	25	346
赤羽区民事務所	202	48	19	269
滝野川区民事務所	37	8	3	48
合 計	518	98	47	663

(13) 地価公示図書の閲覧件数

	閲覧
王子区民事務所	0
赤羽区民事務所	1
滝野川区民事務所	0
合 計	1

※各表の期間は

令和3年4月1日～令和4年3月31日

(14) 住居表示 新築届、住居番号付定・変更申請、廃止申請、名称変更届 件数一覧
(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

地区	届出別	新 築	付定・変 更	廃 止	名称変更
王 子		274	6	1	42
赤 羽		290	3	0	36
滝 野 川		269	5	1	30
合 計		833	14	2	108

(15) 住居表示変更証明種類別件数 (令和3年4月1日～令和4年3月31日)

	町名地番変更証明	住居表示実施による変更証明	住居表示変更証明	合 計
王子区民事務所	16	88	10	114
赤羽区民事務所	0	6	4	10
滝野川区民事務所	0	2	0	2
合 計	16	96	14	126

(16) 地区別住居表示街区案内板設置数 (令和4年3月31日現在)

	設置数		令和3年度中の増減				
	2年度	3年度	新設	撤去	建替	盤面取替	移設
王 子	34	30	0	4	0	0	0
赤 羽	34	33	0	1	0	0	0
滝野川	45	43	0	2	1	0	0
合 計	113	106	0	7	1	0	0

(17) 個人番号カード交付件数 (令和3年4月1日～令和4年3月31日)

	交付件数
個人番号カード交付係	35,664
赤羽区民事務所	12,702
滝野川区民事務所	5,328
合 計	53,694
累 計	163,383

※令和4年3月31日時点の交付率：46.2% (令和3年1月1日時点の北区住民基本台帳人口との比較)

税 務 課

地方税法、北区特別区税条例、その他の法令等に基づき、区の歳入の根幹をなす特別区税（特別区民税、軽自動車税、特別区たばこ税）及び個人都民税の賦課事務を行っている。

特別区民税・都民税の賦課事務に関しては、税制改正等による制度の複雑化に対応するために、例年職員を各種の課税事務研修に参加させるなど、精度の高い事務執行に努めている。

軽自動車税（種別割）については、二輪・四輪全般の賦課を行っている。このうち、原動機付自転車（原付バイク）等については、区で登録（ナンバープレート交付）及び廃車事務を行っている。

その他、特別区民税・都民税に関する課税・非課税証明書及び納税証明書の発行及び軽自動車税に関する納税証明書（主に車検用の納税証明書）の発行を行っている。

また、ふるさと納税を活用した「北区応援サポーター寄附金」の受付並びに受領証明書の発行及びパンフレットの作成などの事務を行っている。

1 賦課事務費

令和4年度予算 123,926千円

(1) 特別区民税・都民税

① 特別区民税調定額（現年度分）

（単位：百万円）

年 度	区 分	普通徴収	特別徴収	合 計
3年度		6,236	22,427	28,663
2年度		6,482	22,255	28,737

② 特別区民税納税義務者数（現年度分）

（単位：人）

年 度	賦課区分	均等割のみ	均等割＋所得割	合 計
3年度	普通徴収	4,411	47,913	52,324
	給与特別徴収	1,640	128,541	130,181
	年金特別徴収	1,984	15,333	17,317
	合 計	8,035	191,787	199,822
2年度	普通徴収	4,470	50,989	55,459
	給与特別徴収	1,377	125,448	126,825
	年金特別徴収	2,132	15,947	18,079
	合 計	7,979	192,384	200,363

③ 課税区分

区 分	納税義務者	区内に住所を有する者	区内に事務所、事業所 又は家屋敷を有する者
均 等 割		○	○
所 得 割		○	

④ 税 率

納める税		特別区民税	都 民 税
区 分			
均等割	本則	3, 000円	1, 000円
	特例(平成26年度～令和5年度)	3, 500円	1, 500円
所 得 割		6%	4%

※均等割の税率については、東日本大震災を踏まえ、区の防災・減災事業の財源に充てるため、平成26年度から10年間は特例税率を適用する。

⑤ 徴収方法と納期

ア 普通徴収・・・・・・(納期) 6、8、10月、及び翌年1月の4期

イ 特別徴収(給与)・・・(納期) 6月から翌年5月までの12回

(年金)・・・(納期) 4、6、8、10、12月、及び翌年2月の6回

⑥ 申告等件数(当初賦課分)

(単位：件)

区分 賦課年度	住民税申告	所得税申告	給与支払報告書	公的年金報告書
令和4年度 (うち電子申告)	12, 588	71, 284 (45, 327)	283, 951 (177, 581)	125, 932 (125, 321)
令和3年度 (うち電子申告)	11, 697	73, 795 (40, 715)	290, 699 (169, 957)	126, 815 (126, 049)
令和2年度 (うち電子申告)	11, 812	68, 620 (34, 099)	293, 527 (143, 084)	126, 820 (126, 611)

※令和4年度は速報値。コロナウイルスの影響で申告期限が延長されている。

⑦ 特別区民税・都民税納税通知書等発付件数(当初発付分)

(単位：件)

区分 賦課年度	普通徴収	特別徴収	合 計
令和3年度	65, 617	46, 860	112, 477
令和2年度	67, 012	46, 725	113, 737

(2) 軽自動車税 (種別割)

① 納税義務者 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者で、4月1日現在区内に定置場がある者

② 税 率 年額2,000円から12,900円まで車種により異なる

1. 原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪車

区 分		税 率
原動機付 自 転 車	50cc 以下	2,000円
	50cc 超 90cc 以下	2,000円
	90cc 超 125cc 以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
軽自動車	二輪 125cc 超 250cc 以下	3,600円
	雪 上 車	3,600円
小型特殊 自 動 車	農耕作業用	2,400円
	そ の 他	5,900円
二輪小型自動車 250cc 超		6,000円

2. 軽自動車

区 分				税 率		
				旧税率 (※1)	新税率	重課税率 (※2)
				平成 27 年 3 月 31 日以前に新規検査を受けた車両	平成 27 年 4 月 1 日以後に新規検査を受けた車両	新規検査から 13 年経過した車両
軽 自 動 車	三輪 660cc 以下			3,100円	3,900円	4,600円
	四輪 以上	乗 用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
			自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		貨 物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
			自家用	4,000円	5,000円	6,000円

※1 新規検査から13年経過するまでは旧税率を適用。

※2 環境に配慮した燃料（電気、燃料電池、天然ガス、メタノール、混合メタノール、ガソリン電力併用）を使用した車両並びに被けん引車は対象外。

【グリーン化特例（軽課）について】

令和3年4月1日から令和4年3月31日までに新規検査を受けた軽自動車で、排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の小さいものは、令和4年度分のみ軽課を適用。

区 分				税 率		
				75%軽減（※1）	50%軽減（※2）	25%軽減（※3）
軽自動車	三輪 660cc 以下			1,000円	2,000円	3,000円
	四輪以上	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
			自家用	2,700円	対象外	
		貨物	営業用	1,000円		
			自家用	1,300円		

（※1）75%軽減対象車両は、電気軽自動車および天然ガス（平成30年排ガス規制適合または平成21年排ガス規制NO×10%以上低減）の軽自動車。

（※2）50%軽減対象車両は、令和12年度燃費基準90%達成かつ令和2年度燃費基準達成車。

（※3）25%軽減対象車両は、令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成車。

③ 徴収方法 普通徴収

④ 納期限 5月末日

⑤ 原動機付自転車等登録状況

（単位：台）

年 度 車 種	元（31）年度			2年度			3年度
	当 初	登 録	廃 車	当 初	登 録	廃 車	当 初
50cc 以下	6,250	843	1,182	5,868	868	1,041	5,658
50cc 超 90cc 以下	579	52	84	544	79	92	524
90cc 超 125cc 以下	3,657	614	664	3,591	699	615	3,655
ミニカー	209	36	35	209	53	26	234
小型特殊自動車	315	13	23	303	25	17	307
合 計	11,010	1,558	1,988	10,515	1,724	1,791	10,378

※「当初」には、課税保留等は含まない。

（3）特別区たばこ税

- ① 納税義務者 製造たばこの製造者、卸売販売業者、特定販売業者
※特定販売業者とは、自ら輸入をしたたばこの販売を業として行う者
- ② 税 率 6,552円（1,000本当たり）
- ③ 徴収方法 申告納付
- ④ 納期限 販売月の翌月末日

(4) 北区応援サポーター寄附金

- ① 制度の内容 「子ども＊みらい応援」「高齢者・障害者＊いきいき応援」「地域・産業＊にぎわい応援」「教育・文化＊きらめき応援」「みどり・環境＊うるおい応援」「まちづくり＊あんしん応援」「北区＊まるごと応援」「北区役所新庁舎建設」の8つのメニューから用途を選んで寄附ができる。
- なお、寄附を行った方は、ふるさと納税制度により寄附金控除を受けることができる。

② 実 績

年 分	件 数	内 訳		金額（千円）	内 訳	
		区 内	区 外		区 内	区 外
3年分	44	10	34	2,354	649	1,705
2年分	40	11	29	2,145	455	1,690
元（31）年分	34	11	23	1,685	235	1,450

- ③ 寄附金積立 北区応援サポーター基金に積み立てられる。

(5) 納税・課税等証明書

- ① 手数料額 1通につき、300円（コンビニ交付の場合、1通200円）
- ② 申請理由 特別区民税証明については、都営住宅収入報告、年金裁定請求、児童手当受給申請、高等学校就学支援金申請、金融機関融資や扶養家族認定等に利用するためであった。
- また、軽自動車税証明については、主に継続検査（車検）用であった。

③ 令和3年度税証明交付実績

（単位：件）

区 分 交付場所	特別区民税		軽自動車税		合 計		総合計	交付率 （％）
	有料	免除	有料	無料	有料計	免除・ 無料計		
税 務 課	17,532	532	19	484	17,551	1,016	18,567	23.1
コンビニ交付	9,492				9,492		9,492	11.8
王子区民事務所	22,734	874	4	75	22,738	949	23,687	29.4
赤羽区民事務所	23,747	582	11	434	23,758	1,016	24,774	30.8
滝野川区民事務所	2,711	190	3	70	2,714	260	2,974	3.7
桐ヶ丘臨時窓口	954	2	0	0	954	2	956	1.2
区民事務所・臨時窓口計	50,146	1,648	18	579	50,164	2,227	52,391	65.1
総 合 計	77,170	2,180 (2,041)	37	1,063	77,207	3,243	80,450	100.0

※コンビニ交付は、課税（非課税）証明書（有料）のみ取得可能。

※カッコ内の数字は、令和2年4月27日より当面の間、新型コロナウイルス感染症による手続きに必要な税証明の交付手数料を免除した件数。

収 納 推 進 課

地方税法、国税徴収法、その他の法令などにに基づき、特別区税（特別区民税、軽自動車税、特別区たばこ税）及び個人都民税の徴収事務を行っている。また、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料のうち、徴収困難な一部の滞納事案を引き受け、納付案内センターやワンストップ納付相談などにおいて、組織横断的な収納対策に取り組んでいる。そのほか、窓口における収納事務のほか、過誤納金の還付事務、自主納付・期限内納付意識の啓発活動への支援を行っている。

滞納者の生活実態を踏まえた納付相談の実施、効果的な収納対策の推進のほか、納付の利便性の向上などを通し、税収の確保と負担の公平性の確保を図り、区民から信頼される税務行政の実現を目指している。新たな納付手段を検討する中では、令和3年10月からスマートフォン決済アプリ（モバイルレジクレジット、PayPay・LINEPay）による納付を開始した。今後も、区民が納付しやすい環境を整備するため、キャッシュレス収納の拡大を推進する。

さらに、東京都北区債権管理条例を平成29年4月施行し、区の債権について適切な管理を行うことを規定し、事実上徴収見込みのない私債権についての債権放棄の条件を明確化した。

なお、令和4年度は東京都から滞納整理職員の派遣を受け、滞納整理における課題の解決を図っていく。

1 徴収事務費

令和4年度予算 116,044千円

（1）収納管理

特別区民税・都民税及び軽自動車税の納付方法には、区や金融機関の窓口、コンビニエンスストアなどで納付する方法のほか、金融機関での口座振替による方法などがある。これら収納された税額を管理し、調定を行い、会計管理室に報告している。

納付場所別納付件数（各年度3月31日現在）（単位：件、％）

	令和2年度		令和3年度	
	件数	割合	件数	割合
金融機関	482,351	69.05	501,280	69.75
口座振替	44,453	6.36	43,651	6.07
区民事務所	3,034	0.43	2,539	0.35
収納推進課	6,228	0.89	5,692	0.79
コンビニ	138,740	19.86	135,872	18.90
キャッシュレス決済			7,791	1.08
その他（手書納付書等）	23,835	3.41	21,965	3.06
合 計	698,641	100.00	718,790	100.00

※区民事務所には、みずほ銀行派出収納分を含む。

（2）口座振替

税の納め忘れや納付に行く手間をなくし、納税義務者の利便性の向上を図るとともに、区税の安定的な収入の確保を図るため、金融機関の預貯金口座から自動引き落としにより納税することができる口座振替を推奨している。

加入者及び納税率は下記のとおり（各年度３月３１日現在）

区 分	令和２年度	令和３年度
加 入 者 数	２３，４５７人	２１，４５７人
普通徴収分の収入額に 対する口座振替納税率	３４．８２％	３５．８１％

（３）滞納整理

納税義務者が納期限までに納付しない場合に、次のような手順で税収の確保を行っている。

- ア 督促状、催告書などの送付、納付案内センターによる納付の確認や職員による訪問催告を実施。
- イ 滞納者が提示する収支状況などの資料に基づき、早期完納に向けた納付計画の相談、納付交渉を実施。
- ウ 同時に滞納者の銀行口座や生命保険契約、不動産・有価証券・自動車保有状況などの財産調査を実施。納付相談や交渉が成立しない場合、発見した財産の差押えを執行。
- エ 調査により財産などが発見できない場合は、滞納者居宅の搜索を実施し、生活実態の把握や動産などの差押えを執行。
- オ 差押え後の納付交渉によっても解決の見込みがない場合は、差押財産の換価・公売（動産はインターネットにより公売）を執行。
- カ その他、破産事件に対する交付要求など法令等で定める徴収手続きを執行。

令和３年度の実績は下記のとおり（実績数値は、区民税・都民税ベース）

① 夜間・休日相談の実績

実 施 日	相談件数	当日納付金額	納付約束額
６月２０日（休日）	２８件	１７８千円	４，１５３千円
８月 ５日・１０日（夜間）	１７件	１２９千円	８０９千円
９月２６日（ワンストップ）	１６件	０円	２，２０１千円
１１月 ７日（休日）	１４件	０円	８３１千円
１２月５日・１２日（ワンストップ）	７５件	１１９千円	５，２４３千円
２月 ６日（休日）	１１件	０円	１，０７５千円
３月１３日（ワンストップ）	１５件	５千円	９８３千円

※電話による相談も含む。

※９月２６日及び３月１３日のワンストップは休日電話納付相談として実施

※令和４年度の実施日程は以下のとおり

区分	実施日
休日	６月１９日、１１月６日、２月５日
夜間	８月４日・８日
ワンストップ	９月２５日、１２月４日・１１日、３月１２日

② 債権等差押の実績

区 分	差押件数	滞納本税額	換価・公売件数	換価額
預金等	2,645	366,329千円	2,893	213,416千円
不動産	7	12,040千円	0	0千円
その他	3	2,198千円	0	0千円

③ 動産差押の実績

区 分	差押数	解 除	公 売	公売延期
件 数	0	0	0	0

解 除・・・全額納付があった場合、差押を解除し所有者へ返却する。

公売延期・・・納付約束など完納が見込まれる場合、公売を一時的に延期する。

④ 搜索実施の実績

実施回数	対象滞納案件	滞納本税額	搜索後納付額
0回	0件	0円	0円

⑤ インターネット公売（動産公売）の実績

区 分	公売対象	落札数	落札後辞退	換価額
	0	0	0	0円

落札後辞退・・・落札者が買受を辞退したもの。原則として再度公売に付す。

⑥ 交付要求の実績

件 数	滞納本税額	配当件数	配 当 額
74	14,324千円	21	923千円

⑦ 猶予の実績（令和4年3月31日現在）

区 分	申請件数	許可件数	許可金額
納税の猶予	32件	32件	24,851千円

⑧ 区外転出者実態調査

実態把握に時間を要する区外転出者の滞納整理をより効果的に推進することを目的として、平成26年度より、区外転出者の実態調査を法務大臣から債権管理回収業者の許可を受けた事業者へ委託している。

実施結果	(人)	割合(%)	効果額	(件)	金額(千円)
居住確認	117	42.0	納付	102	12,119
非居住の確認	63	22.7	執行停止	21	6,112
居住等の実態不明	98	35.3	修正申告(減額)	6	1,243
合計人数	278	100.0	合計額	129	19,474

(4) 納付案内センター

区税などの滞納防止を目的として、主に現年分滞納者に対する電話及び訪問による納付案内を業務委託により実施している。

① 電話による実績（令和3年4月～令和4年3月）

対象税目等	納付案内		納付約束	
	架電件数	通話件数	件 数	金額（千円）
区民税・都民税	22,318	5,591	2,636	105,965
軽自動車税	1,819	415	288	1,369
国民健康保険料	25,807	5,370	3,010	75,413
後期高齢者医療保険料	3,061	981	395	10,188
介護保険料	3,314	806	377	5,551
保育料	118	40	14	195
学童クラブ育成料	669	107	57	406
奨学金貸付返還金	182	22	5	75
合 計	57,288	13,332	6,782	199,162

② 訪問による実績（令和3年4月～令和4年3月）

対象税目等	訪問件数	面会件数	納付約束	
			件 数	金額（千円）
区民税・都民税 （普通徴収）	17,272	1,310	453	19,945
国民健康保険料	25,035	1,562	497	12,680
後期高齢者医療保険料	653	106	41	530
介護保険料	892	95	55	991
合 計	43,852	3,073	1,046	34,146

③ その他の実績（令和3年4月～令和4年3月）

区 分	区民税・都民税	国民健康保険料	後期高齢者医療保険料	介護保険料
電話番号判明（電話・訪問）	619	493	61	82
不在連絡票投函（訪問時）	1,970	1,737	230	282
居住なし確認（訪問時）	414	631	14	22
職員引継（電話、訪問）	4	3	2	1

(5) 私債権調査回収業務委託（令和4年3月末現在回収実績）

	件数	債権額（円）	解決額（円） （分納含む）	回収額（円） （分納含む）	回収額 解決別内訳（件・円）		
29～2 年度 委託分	9	5,120,500	2,635,500	1,922,168	一括納付	2	980,000
					分納中	3	942,168
3年度 委託分	9	5,149,000	0	0	一括納付	0	0
					分納中	0	0
合計	18	10,269,500	2,635,500	1,922,168	合計	5	1,922,168
金額ベース			25.7%	18.7%	経費(円)	989,121	
合意		一括納付	分割納付	一括・分割合計	3年度予算(円)	2,090,700	
件数		2	3	5	※解決額には暫定合意を含む		
件数ベース		11.1%	16.7%	27.8%	※分納には強制徴収を含む		

2 過誤納還付金

令和4年度予算 123,000千円

更正、重複納付などにより過誤納となり、還付すべき区税徴収金が発生した場合、口座入金や送金払などで速やかに返還している。ただし、他に納付すべき区税徴収金がある場合はそれに充当している。

① 過誤納還付金過去5年の推移

年 度	金 額（円）	前年比（％）	件 数	前年比（％）
28年度	96,030,446	94.1	5,211	94.2
29年度	78,911,961	82.2	5,443	104.5
30年度	96,959,045	122.9	5,731	105.3
元年度	91,277,110	94.1	5,771	100.7
2年度	99,703,859	109.2	5,593	96.9

3 納税貯蓄組合連合会補助金

令和4年度予算

985千円

納税貯蓄組合は、納税のための貯蓄を通じて期限内完納を目指す人々の自主的な団体で、納税貯蓄組合法に基づき、その活動に対して補助金を交付している。また、納税貯蓄組合主催の中学生の「税についての作文」募集事業を支援し、租税教育の推進と納税意識の高揚を図っている。

① 納税貯蓄組合連合会組合員数（令和4年3月31日現在）

種 別	組 合 数	組 合 員 数	備 考
地域別組合	23	1,086	商店街等
業種別組合	11	775	浴場、税理士等
窓口組合	24	529	銀行、信用金庫等
計	58	2,390	

② 中学生の「税についての作文」募集事業

ア 令和3年度受賞者

北区長賞 内田 咲也香（浮間中学校3年）「税が支える私たち」
 北区教育長賞 飯島 さつき（王子桜中学校3年）「教育を支えてくれる税金」

イ 応募数

令和3年度：1,277名 令和2年度：1,072名 令和元年度：1,549名

4 歳入実績

① 令和2年度特別区民税

(単位：千円)

区 分	調 定 額	収 納 額	収納率 (%)
特別区民税	29,355,401	28,693,194	97.7
現年課税分	28,846,463	28,458,990	98.7
現年度分	28,737,375	28,375,557	98.7
普通徴収	6,482,185	6,145,045	94.8
特別徴収	22,255,190	22,230,512	99.9
過年度分	109,088	83,433	76.5
滞納繰越分	508,938	234,204	46.0

② 令和2年度軽自動車税

(単位：千円)

区 分	調 定 額	収 納 額	収納率 (%)
軽自動車税	145,586	137,798	94.7
種別割	138,443	130,655	94.4
現年度分	131,533	128,611	97.8
滞納繰越分	6,910	2,044	29.6
環境性能割	7,143	7,143	100.0

③ 令和2年度特別区たばこ税

(単位：千円)

区 分	調 定 額	収 納 額	収納率 (%)
特別区たばこ税	2,046,759	2,046,745	100.0

5 収納率の推移

① 特別区民税

(収納率：%)

区 分	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
特別区民税	96.8	97.2	97.7	97.9	97.7
現年課税分	98.7	98.7	98.8	98.8	98.7
現年度分	98.7	98.7	98.9	98.9	98.7
普通徴収	95.3	95.6	95.7	95.6	94.8
特別徴収	100.0	99.8	99.9	99.9	99.9
過年度分	84.0	81.9	81.9	78.5	76.5
滞納繰越分	47.6	46.4	50.5	53.6	46.0

② 軽自動車税（種別割） （収納率：％）

区 分	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
軽自動車税	92.8	93.0	93.1	93.8	94.4
現年課税分	96.5	97.0	97.2	97.5	97.8
滞納繰越分	26.9	34.8	27.8	31.9	29.6

③ 特別区たばこ税 （収納率：％）

区 分	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
特別区たばこ税	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

国保年金課

[国民健康保険]

国民健康保険法、東京都北区国民健康保険条例等に基づき、被保険者の疾病・負傷・出産・死亡に関して必要な保険給付を行っている。

平成30年度の制度改正により、東京都が財政運営の責任主体となり、保険給付に必要な費用を全額、区市町村に交付し、区市町村は納付金を東京都に納付することとなった。

1 国民健康保険事業現況

(1) 加入状況

(令和4年3月31日現在)

	一般被保険者		介護保険第2号 被保険者(再掲)	
	世帯数	人数	世帯数	人数
国保加入数	52,691 ^{世帯}	70,308 ^人	21,012 ^{世帯}	23,578 ^人
区の総数	199,864 ^{世帯}	351,390 ^人		
加入率	26.36%	20.01%		
1世帯当たり 被保険者数	1.33 ^人			

※「区の総数」は、令和4年4月1日現在。

(2) 世帯・被保険者の異動状況

	令和3年3月31日 現在	異 動 状 況		令和4年3月31日 現在
		資格取得	資格喪失	
世帯数	54,775 ^{世帯}	13,186 ^{世帯}	15,270 ^{世帯}	52,691 ^{世帯}
被保険者数	73,569 ^人	17,062 ^人	20,323 ^人	70,308 ^人

2 保 険 料

平成29年度までは、各区市町村が保険給付費等を基に、保険料を算定する仕組みが原則だったが、平成30年度の制度改正により、東京都が算定する納付金を基に、各区市町村が保険料を算定する仕組みに改められた。

なお、保険料の還付加算金は令和4年度から実施している。また、保険料の延滞金については、今後の実施に向け検討している。

(1) 国民健康保険事業費納付金

東京都が、保険給付に必要な費用から東京都に交付される交付金等を差し引き、各区市町村の被保険者数・所得・医療費指数を反映し納付金を算定する。

確定係数に基づく納付金額（北区）

	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
一般被保険者分	7,711,391,522円	2,204,172,883円	953,055,051円
退職被保険者分	1,659,685円	0円	

※退職被保険者分は、令和2年度退職被保険者分納付金との精算後の金額

(2) 賦課方式

所得割額の算定は、平成23年度以降引き続き総所得金額から算定する方法（旧ただし書き方式）を採用している。

- ① 前年の総所得及び株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から基礎控除額43万円を控除した額を算定基礎額（賦課のもととなる所得金額）として賦課している。
- ② {加入者（介護分は該当者）全員の算定基礎額 × 所得割保険料率} + {均等割額 × 加入者（介護分は該当者）数}
- ③ 6月に前年の所得金額が確定後、保険料を賦課する（年額を10期割）。

(3) 保険料率及び賦課限度額

平成29年度まで、特別区は同一所得、同一世帯構成であれば同一の保険料となる統一保険料方式を採用してきた。平成30年度からは、特別区の基準保険料率を参考に、各区独自の対応も可という運用となった。

制度上保険料の対象となる経費を賦課総額の対象としたうえで、特別区独自の激変緩和措置を講じ、保険料の負担増に対応している。具体的には、平成30年度は納付金分の激変緩和割合を94%として保険料率を算定することとし、以後、6年間を目途に、この割合を1%ずつ引き上げることとしている。

令和3年度は、激変緩和措置期間は維持したうえで、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う社会情勢に鑑み、激変緩和割合を96%に維持して保険料率を算定した。

令和4年度は、激変緩和措置期間の残りの3年間で4%を均等に引き上げると、激変緩和割合を97.3%とする必要があるが、令和3年度同様、新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、保険料を抑制するため、納付金分のうち、基礎分は92.3%、後期高齢者医療支援金分及び介護納付金分は97.3%として保険料率を算定した。

	所得割保険料率	均等割額	賦課限度額
基礎賦課額（医療分）	7.16%	42,100円	650,000円
後期高齢者支援金等賦課額（支援金分）	2.28%	13,200円	200,000円
介護納付金賦課額（介護分）	2.39%	16,600円	170,000円

※所得割額：世帯の加入者（介護分は該当者）全員の「算定基礎額」の合計額に所得割保険料率を乗じて算定。

※均等割額：被保険者1人当たりの年額。

※賦課限度額：1世帯当たりの年額上限額。

※介護納付金賦課額（介護分）は、介護保険第2号被保険者（40歳～64歳）が該当。

（４）保険料均等割額の減額

前年の総所得金額が一定の基準以下の世帯は、その所得により保険料の均等割額を7割、5割、2割の割合で減額している。

減額割合と対象となる所得金額

減額割合	令和3年中の世帯の総所得金額
7割	43万円+10万円×（給与所得者等の数－1）以下
5割	43万円+（28.5万円×国保加入者数） +10万円×（給与所得者等の数－1）以下
2割	43万円+（52万円×国保加入者数） +10万円×（給与所得者等の数－1）以下

※国保加入者数には、後期高齢者医療制度に切り替わる前に国保に加入し、引き続き同一世帯に属する旧国保加入者を含む。

※給与所得者等とは、給与収入55万円を超える者、もしくは公的年金等の収入額が65歳未満で60万円を超える者または65歳以上で125万円を超える者をいう。

【未就学児の保険料の減額】

令和4年度分以降の保険料について、子育て世帯の負担軽減の観点から、国保に加入している未就学児（6歳に達する日以後の最初の3月31日までの被保険者）に係る均等割額を5割軽減する。すでに減額が適用されている未就学児には、この減額が上乗せして適用となる。

（５）後期高齢者医療制度適用に伴う被扶養者の保険料軽減措置

75歳以上の方が健康保険などの被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、その被扶養者が新たに国民健康保険に加入となる場合、所得割額を免除し、均等割額を2年間5割減額している。

（６）倒産・解雇、雇い止めなど、非自発的な離職に対する軽減措置

平成22年4月から、倒産や解雇などで職を失った方のうち特定受給資格者に該当する方及び雇い止めなどで職を失った方のうち特定理由離職者に該当する方を対象に、申請により

国民健康保険に関する軽減措置を実施している。

- ① 国民健康保険料の算定は、軽減申請により前年の給与所得をその30/100とみなして行う。
- ② 高額療養費、高額介護合算療養費等の所得区分は、前年（4月から7月までの診療分は前々年）の給与所得をその30/100とみなした区分を自己負担限度額として適用している。

（7）保険料調定額（年度当初賦課・現年分）

		一般被保険者分
医 療 分	1世帯当たり	119,625円
	1人当たり	91,806円
支援金分	1世帯当たり	37,724円
	1人当たり	28,951円
介 護 分	1世帯当たり	40,818円
	1人当たり	36,568円

※政策減額前の調定額（過年度分調定額を含まず）。

（8）納付場所別納付件数（各年度3月31日現在）

（単位：件、％）

		金融機関	区民事務所	国保年金課	納付案内センター	キャッシュレス決済	コンビニ	口座振替	年金特徴	合 計
令和2年度	件数	31,637	2,492	6,965	3	—	167,314	167,356	30,929	406,696
	割合	7.78	0.61	1.71	0.00	—	41.14	41.15	7.61	100.00
令和3年度	件数	41,297	2,083	6,004	0	8,106	178,832	169,074	28,374	433,770
	割合	9.52	0.48	1.38	0.00	1.87	41.23	38.98	6.54	100.00

※令和2年度のコンビニには、モバイルレジ（携帯電話などを使用した納付）の件数を含む。

※区民事務所には、会計課窓口（みずほ銀行派出）収納分を含む。

（9）保険料収納率の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
現年度分	84.51%	85.96%	85.60%
滞納繰越分	34.60%	33.24%	20.77%

（10）差押件数の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
差押件数(年間)	162件	207件	75件
差押金額(年間)	51,072千円	51,433千円	34,341千円

3 保険給付（令和2年度の事業年報）

平成30年度の制度改正により、保険給付に必要な経費は東京都から交付されることとなった。

（1）療養の給付（薬剤支給を含む）

		件 数	保 険 者 負 担 額	1 件当たりの負担額
一 般 被保険者	未就学児 (0歳～6歳)	18,605件	215,361,725円	11,575円
	7～69歳	670,982件	10,918,090,284円	16,272円
	70～74歳 (一 般)	330,014件	6,720,486,243円	20,364円
	70～74歳 (現役並所得)	34,495件	499,183,286円	14,471円
退 職 被保険者	未就学児 (0～6歳)	0件	0円	0円
	7～64歳	11件	175,798円	15,982円

（2）療養費等

		件 数	保険者負担額	1 件当たり負担額
療 養 費	一般被保険者	34,189件	265,988,558円	7,780円
	退職被保険者	6件	46,830円	7,805円
移 送 費	一般被保険者	0件	0円	0円
	退職被保険者	0件	0円	0円
高額療養費	一般被保険者	50,396件	2,794,721,171円	55,455円
	退職被保険者	6件	400,981円	66,830円
高額介護合算 療養費	一般被保険者	201件	6,087,991円	30,289円
	退職被保険者	0件	0円	0円

（3）その他の給付

	件 数	給 付 額
出 産 育 児 一 時 金	237件	99,540,000円
葬 祭 費	450件	31,500,000円
結 核 ・ 精 神 医 療 給 付 金	27,251件	31,089,699円

4 保健事業

令和4年度予算 349,372千円

平成30年3月に策定した第3期特定健康診査等実施計画及び令和3年3月に改訂したデータヘルス計画（第2期）に基づき、各種保健事業を実施する。

（１）特定健康診査

- ① 実施方法 北区医師会に委託・個別方式（区内実施医療機関）
- ② 対象者 40歳～74歳の北区国民健康保険被保険者
- ③ 健診項目 基本項目：問診、身長・体重・BMI・腹囲測定、理学的検査、血圧測定、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査、尿検査
詳細項目※：貧血検査、心電図検査、眼底検査、血清クレアチニン検査（eGFR）
北区追加項目：血液一般検査、尿潜血、血清クレアチニン検査（eGFR）、血清尿酸、胸部X線直接撮影、血清アルブミン（65歳以上）、心電図検査※
※医師が必要と判断した場合
- ④ 実施期間 令和4年6月1日～令和5年1月31日

令和3年度特定健康診査実績

	受診券発送数	受診者数	受診率
40～64 歳	26,799 人	7,910 人	29.5%
65～74 歳	25,818 人	12,700 人	49.2%
計	52,617 人	20,610 人	39.2%

（２）特定保健指導

- ① 実施方法 外部委託
- ② 対象者 特定健康診査の結果、国が示している腹囲、血糖、血圧、脂質の基準値を上回る者のうち、糖尿病、高血圧症、または脂質異常症の治療に関わる薬剤を服用していない者
- ③ 支援方法 動機づけ支援（面接による支援と、3か月後または6か月後の評価）
積極的支援（面接による支援を行った後、3か月以上の継続的な支援と3か月後または6か月後の評価）
- ④ 実施時期 特定健康診査終了後、概ね2か月後から実施

（３）糖尿病性腎症重症化予防事業

- ① 実施方法 外部委託
- ② 対象者 受診勧奨：特定健康診査の結果が事業対象基準該当者で、医療機関受診歴・服薬歴の無い方。または、糖尿病もしくは糖尿病性腎症の治療を中断している可能性のある方。
保健指導：糖尿病性腎症で通院中で、主治医の同意が得られた方。
- ③ 支援方法 医療機関への受診勧奨（通知・電話）及び保健指導（面接・電話・文書等による6か月間の指導）を実施する。

- ④ 実施期間 令和4年5月頃より随時

(4) 健診異常値放置者受診勧奨事業

- ① 実施方法 外部委託
 ② 対象者 特定健康診査の結果、血糖・血圧・脂質に関する数値が「要医療」と判定された方で、生活習慣病での医療機関受診歴がない方。
 ③ 実施方法 医療機関への受診勧奨（通知・電話）
 ④ 実施期間 令和4年5月頃より随時

5 保健施設 令和4年度予算 126千円

国民健康保険法第82条第1項等に基づき、北区国民健康保険被保険者・後期高齢者医療制度加入者の健康の保持増進を目的として、かんぽの宿、東京染井温泉Sakura、国保温泉センターの利用料金軽減事業を実施する。

※国保温泉センターは、東京都国民健康保険団体連合会が利用提携しており、国民健康保険被保険者のみを対象としている。

6 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金 令和4年度予算 7,200千円

新型コロナウイルス感染症に感染した場合等で、その療養のため仕事に行くことができなかった期間において、給与の一部を補てんするために、国民健康保険から傷病手当金を支給している。

令和3年度実績 51件 2,139,841円

7 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る減免

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負う、もしくは、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる世帯について、国民健康保険料を減免している。

令和3年度実績（令和4年3月31日現在）

	減免件数	減免額
令和2年度分	3件	173,118円
令和3年度分	867件	142,104,409円

[後期高齢者医療]

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方および65歳以上75歳未満で一定の障害がある方（本人の申請に基づき広域連合の認定を受けた方）を対象に、その心身の特性や生活実態などを踏まえて創設された。この制度の運営は、東京都内62区市町村で構成する東京都後期高齢者医療広域連合が行う。広域連合では被保険者の認定や保険料額の決定、医療の給付などを行い、区では各種届出や相談、保険証の引渡しや保険料の徴収などを行う。

1 被保険者数

令和4年3月31日現在

44,701人
(うち障害認定者数133人)

2 費用の負担

財源構成…公費（約5割）、後期高齢者支援金（約4割）、
後期高齢者からの保険料（約1割）

公費の内訳は、国：都道府県：区市町村＝4：1：1

支援金は、国保・被用者保険の加入者数に応じて各医療保険者が負担

3 自己負担の割合

医療機関の窓口で支払う医療費の一部負担金の割合は、令和4年9月30日までは「1割」又は「3割（現役並み所得者）」だが、10月1日以降は新たに「2割」が追加され、1割・2割・3割の3区分となる。（この負担割合は、毎年8月1日に判定をしている）

4 保険料

保険料は個人単位で賦課され、一人ひとりが納付義務者となる。

	所得割額	均等割額	賦課限度額
保 険 料	※賦課のもととなる所得金額×所得割率 9.49%	46,400 円	660,000 円

※賦課のもととなる所得金額＝前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から基礎控除額を控除した額（ただし、雑損失の繰越控除額は控除しない）。

5 保険料収納率の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
現年度分	98.70%	98.75%	98.62%	98.65%	98.75%
滞納繰越分	41.40%	45.01%	42.54%	41.21%	36.57%

6 葬祭費

令和4年度予算 182,340千円

被保険者の葬儀執行者に対して、葬祭費（@70,000円）の支給を行う。

7 後期高齢者健康診査

令和4年度予算 349,558千円

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、被保険者の健康の保持増進を目的として健康診査を実施する。

- (1) 実施方法 北区医師会に委託・個別方式（区内実施医療機関）
- (2) 健診項目 基本項目：問診、身長・体重・BMI、理学的検査、血圧測定、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査、尿検査
北区追加項目：血液一般検査、尿潜血、血清クレアチニン検査（eGFR）、血清尿酸、胸部X線直接撮影、血清アルブミン、心電図検査※
※医師が必要と判断した場合

- (3) 実施期間 令和4年6月1日～令和5年1月31日

令和3年度 後期高齢者健康診査実績

	受診券発送数	受診者数	受診率
※後期高齢者医療制度 被保険者	45,476 人	21,574 人	47.4%

※後期高齢者医療制度 被保険者・・・次の①及び②の方

- ① 75 歳以上の方
② 65～74 歳で、一定の障害があり後期高齢者医療制度に加入している方

8 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る減免

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負う、もしくは、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる被保険者について、後期高齢者医療保険料を減免している。なお、後期高齢者医療保険料の減免については、区が受付を行い、広域連合が決定している。

令和3年度実績 （令和4年3月31日現在）

	減免件数	減免額
令和2年度分	0件	0円
令和3年度分	59件	3,437,000円

[国民年金]

基礎年金事務費 令和4年度予算 3,746 千円

国民年金制度は、老齢、障害や死亡といった事故によって、国民生活の安定が損なわれることを防止し、健全な国民生活の維持・向上に役立てることを目的としており、その事業の設置運営主体は国である。

区は、住民の安定した老後生活の維持・向上等のため、国からの法定受託事務として各種届出の受理等の事務、年金給付の申請・受付事務等を行い、国との連携・協力の下に住民の年金受給権確保を図っている。

1 国民年金事業現況

(1) 被保険者数

(令和4年3月31日現在)

第1号 被保険者	任意加入 被保険者	第3号 被保険者	計	区の総人口数	区の総人口数 に対する比
42,959人	706人	17,020人	60,685人	351,390人	17.2%

※「区の総人口数」は、令和4年4月1日現在。

(2) 被保険者異動状況

令和3.3.31 現在 被保険者数	増 減				令和4.3.31 現在 被保険者数
	資格取得	転入	転出	資格喪失	
61,447人	16,228人	5,907人	5,638人	17,259人	60,685人

(3) 保険料免除等被保険者数

(令和4年3月31日現在)

法定免除	申請免除	学生納付特例	納付猶予
3,367人	7,785人	4,573人	1,376人

2 国民年金保険料

(1) 保険料

国民年金保険料の収納事務は、日本年金機構が行っている。

令和4年度の国民年金保険料は、定額保険料が月額 16,590 円、付加保険料は月額 400 円である。

(2) 保険料の免除・学生納付特例制度・納付猶予制度

① 法定免除

生活保護法による生活扶助を受けている人、障害基礎年金や障害等級1・2級の障害厚生（共済）年金等の受給者が届け出るとその期間の保険料が納付免除される。

② 申請免除

保険料を納めることが困難なとき、申請して保険料の全額または一部免除が受けられる。（本人・世帯主・配偶者の審査対象年度の所得により審査される。）

③ 申請免除（新型コロナウイルス感染症の影響による臨時特例措置）

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降に収入が減少した場合、臨時特例措置として本人申告の所得見込額（最も収入が下がった任意の月の所得額を12か月分に換算し、見込みの経費等を控除して算出）を用いた簡易な手続きにより、申請が可能となった。なお、免除承認の所得基準等審査方法は一般の申請免除と同一である。

④ 産前産後期間免除

出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間（産前産後期間）の保険料が申請により免除される。多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間の保険料が免除される。なお、産前産後期間として認められた期間は保険料を納付したものと扱われる。

⑤ 学生納付特例制度

学生は、本人の前年所得が基準額以下の場合に、保険料の納付（2年経過で時効により納付不可）猶予（10年以内納付）される制度である。

⑥ 学生納付特例制度（新型コロナウイルス感染症の影響による臨時特例措置）

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降に収入が減少した場合、臨時特例措置として本人申告の所得見込額（最も収入が下がった任意の月の所得額を12か月分に換算し、見込みの経費等を控除して算出）を用いた簡易な手続きにより、申請が可能となった。なお、学生納付特例承認の所得基準等審査方法は、一般の学生納付特例制度と同一である。

⑦ 納付猶予制度

保険料の納付が困難な場合で、世帯主の所得状況により保険料免除に該当しない50歳未満の人を対象として、申請により本人と配偶者の審査対象年度の所得が基準額以下の場合、保険料の納付（2年経過で時効により納付不可）猶予（10年以内納付）される制度である。平成28年7月に対象年齢が30歳未満の人から50歳未満の人に拡大された。

3 年金の給付

（1）拠出制年金

① 老齢年金（旧法）

国民年金の保険料を納付した期間（昭和61年4月以降の第2号被保険者期間を除く）と免除された期間を合わせた期間が、その人の生年月日に応じて一定年数以上ある人が、65歳に達したときに支給される。

② 通算老齢年金（旧法）

大正15（1926）年4月1日以前生まれの人で、複数の年金制度に加入し、それぞれの加入期間が1年以上あるが、その制度から老齢年金を受けられない等の場合、各制度の加入期間を通算することにより受給資格要件を満たしたときに、それぞれの加入期間に応じて支給される。

③ 老齢基礎年金（新法）

原則として、保険料を納付した期間と免除された期間および合算対象期間を合わせて 10 年以上ある人が、65 歳に達した時に支給される。

④ 障害年金（旧法）

障害認定日が昭和 61 年 3 月 31 日以前である人が、一定の条件に該当するときに支給される。

⑤ 障害基礎年金（新法）

初診日が 20 歳前である時、または国民年金の被保険者期間中あるいは国内居住の 60 歳以上 65 歳未満で老齢基礎年金を受給していない期間に初診日がある病気・けがによって一定の条件に該当するときに支給される。ただし、納付要件がある。

⑥ 遺族基礎年金（新法）

被保険者または老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人などが死亡したときに、その人に生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」に支給される。ただし、死亡した人の納付月数（免除期間を含む）が、定められた期間以上であることが必要である。また、「子」の年齢制限がある。

⑦ 寡婦年金（新法）

国民年金第 1 号被保険者として保険料を納めた期間（免除期間を含む）が、10 年以上ある夫が年金を受けずに死亡した場合に、婚姻関係が 10 年以上継続している妻に、60 歳から 65 歳になるまで支給される。

（2） 福祉年金（無拠出制年金）

① 老齢福祉年金

昭和 36 年 4 月の国民年金発足時にすでに高齢（明治 44 年 4 月 1 日以前に生まれた人）であったため、老齢年金及び通算老齢年金の受給資格を満たせない人に支給される（無拠出であるため、所得制限がある）。

② 障害基礎年金（旧障害福祉年金）

20 歳前に初診日のある病気・けがで障害を負った人（旧障害福祉年金裁定替え）、国民年金制度発足（昭和 36 年 4 月 1 日）前に初診日のある病気・けがで障害を負った人に支給される（無拠出であるため、所得制限がある）。

（3） 一時金

① 死亡一時金（新法）

3 年以上国民年金の保険料を納付した人が、年金を受けずに死亡したときに、その遺族に支給される。

② 特別一時金（旧法）

障害年金等の受給権者であって、昭和 61 年 4 月 1 日前に国民年金に任意加入した人または法定免除された保険料を追納した人は、保険料の納付期間に応じて特別一時金が支給される。

（4） その他

特別障害給付金

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受けられなかった人が、65 歳に達する日の前日までに障害基礎年金の 1 級・2 級の状態に該当した場合、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情を考慮して、福祉的措置として特別障害給付金が支給される。

4 年金生活者支援給付金

消費税率 10%への引き上げに伴いその引き上げ分を活用し、公的年金と他の所得を合わせても（前年所得額）、老齢基礎年金満額以下の者や所得が一定基準以下の障害基礎年金、又は遺族基礎年金の受給者に対し、年金に上乗せして支給し、経済的な支援を図るものである。

（1）老齢年金生活者支援給付金

以下の支給要件をすべて満たした場合に支給される。

- ① 65 歳以上で老齢基礎年金を受給していること
- ② 同一世帯の世帯員全員が区民税非課税であること
- ③ 前年の公的年金等の収入金額と他の所得額との合計額が、781,200 円（老齢基礎年金満額相当）以下であること

（2）補足的老齢年金生活者支援給付金

老齢年金生活者支援給付金の所得要件を満たさない場合でも、下記の所得額までの者に、老齢年金生活者支援給付金の受給者と所得総額が逆転しないよう補足的な給付を行う。

なお、以下の支給要件をすべて満たした場合に支給される。

- ① 65 歳以上で老齢基礎年金を受給していること
- ② 同一世帯の世帯員全員が区民税非課税であること
- ③ 前年の公的年金等の収入金額と他の所得額との合計額が、781,200 円を超え 881,200 円以下であること

（3）障害年金生活者支援給付金

以下の支給要件をすべて満たした場合に支給される。

- ② 障害基礎年金を受給していること
 - ② 前年所得が、4,721,000 円以下であること
 - ※ 障害基礎年金は非課税収入のため、所得とはみなさない。
 - ※ 所得基準額は、20 歳前障害基礎年金支給停止の所得基準額と同額に設定されている。
- なお、扶養親族等の数に応じて増額する。

（4）遺族年金生活者支援給付金

以下の支給要件をすべて満たした場合に支給される。

- ① 遺族基礎年金を受給していること
- ② 前年所得が、4,721,000 円以下であること
- ※ 遺族基礎年金は非課税収入のため、所得とはみなさない。なお、扶養親族等の数に応じて増額する。

5 年金受給状況

(1) 拠出・無拠出年金

(令和3年3月31日現在)

種 別		受 給 権 者 数
拠 出	老 齢 年 金	945 人
	通 算 老 齢 年 金	671 人
	老 齢 基 礎 年 金	78,668 人
	障 害 年 金	86 人
	障 害 基 礎 年 金	2,134 人
	遺 族 基 礎 年 金	429 人
	寡 婦 年 金	23 人
	小 計	82,956 人
無 拠 出	老 齢 福 祉 年 金	4 人
	障 害 基 礎 年 金	2,644 人
	小 計	2,648 人
合 計		85,604 人

(2) 一時金受給状況

(令和4年3月31日現在)

種 別	受 給 権 者 数
死 亡 一 時 金	38 人
特 別 一 時 金	0 人
合 計	38 人

(3) その他

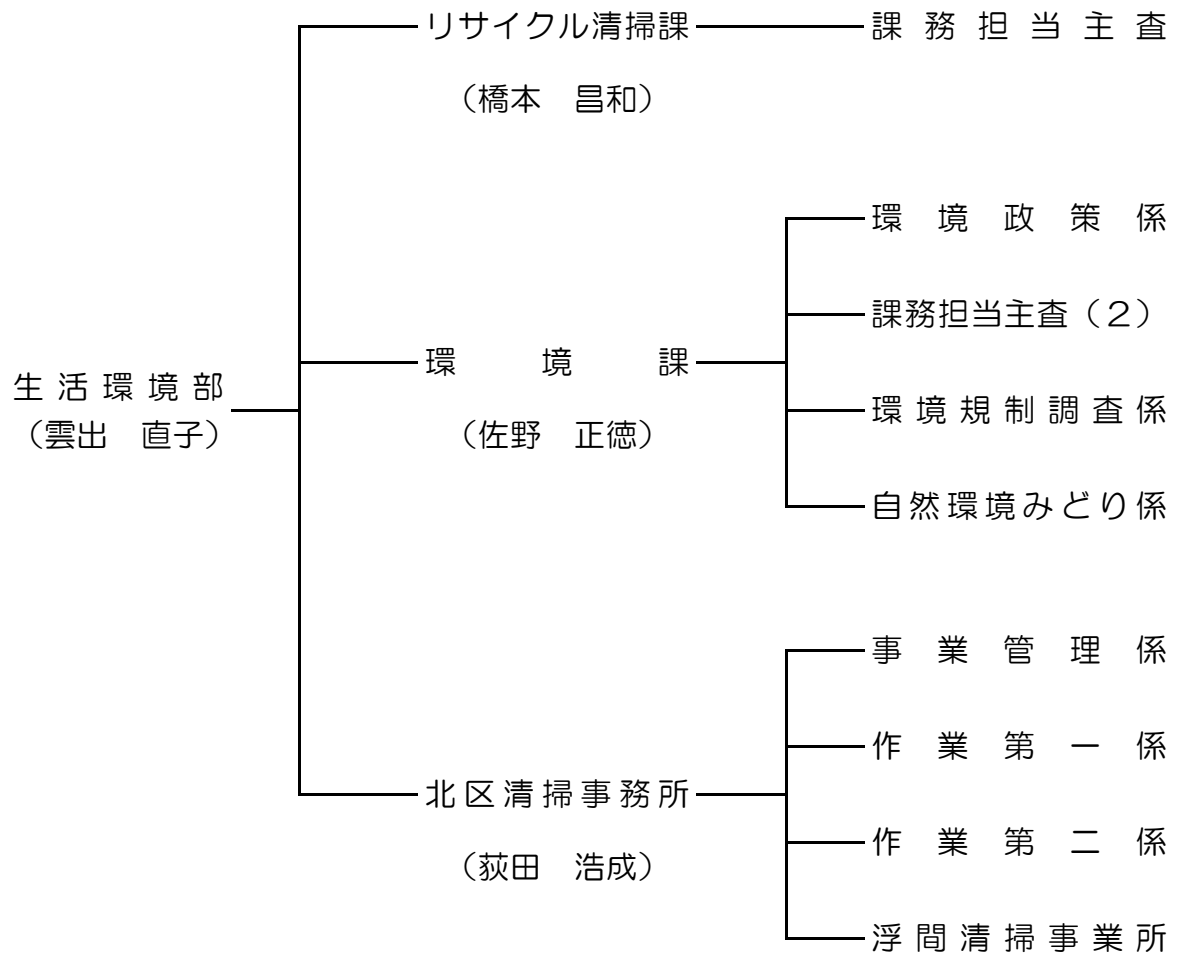
(令和3年12月31日現在)

種 別	受 給 権 者 数
特 別 障 害 給 付 金	15 人

生 活 環 境 部

生活環境部組織図

令和4年4月1日現在



生活環境部職員配置状況

令和4年4月1日現在

	係 名	部長	課長	係長 ／主査	技能長	係員	再任用	再雇用	計	備 考
リサイクル清掃課		1	1	3		5	1		11	エコー広場館4館 指定管理者制度導入
環 境 課	環境政策係		1	4		10			15	
	環境規制調査係			3		8			11	
	自然環境みどり係			1		5			6	
	計3係		1	8		23			32	
北区清掃事務所	事業管理係		1	2	(※1) (2)	10			13	(※1) 兼務技能長 (作業第一係技能長)
	作業第一係			1 (※1) (1)	15	56	7		79	(※1) 兼務清掃主査 (浮間清掃事業所長) 会計年度任用職員4名
	作業第二係			1 (※1) (1)	10	38	5		54	(※1) 兼務作業第二係主査 (事業管理係主査) 会計年度任用職員6名
	浮間清掃事業所			1	1	6	1		9	
	計4係		1	5	26	110	13		155	
部	計3課	1	3	16	26	138	14	0	198	

分 掌 事 務

生 活 環 境 部

リサイクル清掃課

1. リサイクル活動推進組織の運営及び連絡調整に関すること。
2. リサイクル活動拠点の整備計画及び運営に関すること。
3. 環境教育及び啓発事業に関すること。
4. ごみ減量化の推進に関すること。
5. 清掃・リサイクル事業の企画調整に関すること。
6. 分別収集計画に関すること。
7. 清掃事務所との連絡調整に関すること。
8. 資源循環推進審議会に関すること。
9. 一般廃棄物処理計画に関すること。
10. 災害廃棄物に関すること。
11. 北清掃工場との連絡調整に関すること。
12. 部の庶務に関すること。
13. 部の歳入歳出予算及び決算の資料に関すること。
14. 部内他の課に属しないこと。

環 境 課

環境政策係

1. 環境基本計画に関すること。
2. 環境保全に関する普及・啓発及び企画調整に関すること。
3. 環境情報の収集及び提供に関すること。
4. 環境マネジメントシステムの運用に関すること。
5. 環境審議会に関すること。
6. 温暖化対策に関する計画及び調整に関すること。
7. 新エネルギー機器等の助成に関すること。
8. 温室効果ガスの排出量に関すること。
9. 温暖化対策の啓発に関すること。
10. 低公害車の普及促進に関すること。
11. 課内他の係に属しないこと。

環境規制調査係

1. 公害に係る調査及び対応に関すること。
2. 公害に係る法令及び例規に基づく届出及び認可に関すること。
3. 公害の発生源に対する規制及び指導に関すること。
4. 公害の事務に係る統計、報告及び連絡調整に関すること。
5. 公害に係る相談及び苦情処理に関すること。

自然環境みどり係

1. 緑化事業の計画及び推進に関すること。
2. 樹木及び樹林の保護に関すること。
3. みどりの基金に関すること。
4. こどもエコクラブに関すること。
5. 野生生物の調査、啓発及び対策に関すること。
6. あき地の管理適正化に関すること。
7. 緑化の啓発並びにみどりの協力員及び美化ボランティアに関すること。
8. 環境啓発施設の管理及び運営に関すること。
9. 環境大学事業に関すること。

課務担当主査

1. 路上喫煙の防止に関すること。
2. 地域美化に関すること。

課務担当主査

1. 堆積物等による管理不全な状態にある居住建築物等対策に関すること。

北区清掃事務所

事業管理係

1. 所の管理及び運営に関すること。
2. 廃棄物処理手数料に関すること。
3. 文書管理、予算及び決算に関すること。
4. 契約に関すること。
5. 物品管理に関すること。
6. 安全衛生委員会に関すること。
7. 庶務に関すること。
8. 有料ごみ処理券及び有料粗大ごみ処理券に関すること。
9. 資源リサイクル事業の推進に関すること。
10. 清掃・リサイクル事業の統計に関すること。
11. 前各号に掲げるもののほか、他の係に属しないこと。

作業第一係

1. 作業第一係、作業第二係及び浮間清掃事業所の作業の調整に関すること。
2. 主に王子地区及び赤羽地区の廃棄物（動物死体を含む。）の収集、運搬及び処分に関すること。
3. 主に王子地区及び赤羽地区の廃棄物排出量の算定に関すること。
4. 主に王子地区及び赤羽地区の廃棄物処理手数料の減額及び免除に関すること。
5. 主に王子地区及び赤羽地区の再利用及び資源化の推進に関すること。
6. 主に王子地区及び赤羽地区の作業の統計に関すること。
7. 主に王子地区及び赤羽地区の連絡車、指導車及び軽小型自動車の運営管理及び修理に関すること。
8. 主に王子地区及び赤羽地区の自動車事故及び作業実施上の事故の処理に関すること。
9. 主に王子地区及び赤羽地区の作業用自動車並びに連絡車、指導車及び軽小型自動車の事故の防止に関すること。
10. 大規模建築物の廃棄物保管場所及び再利用対象物保管場所に関すること。
11. 集合住宅等の資源保管場所に関すること。

作業第二係

1. 主に滝野川地区の廃棄物（動物死体を含む。）の収集、運搬及び処分に関すること。
2. 主に滝野川地区の廃棄物排出量の算定に関すること。
3. 主に滝野川地区の廃棄物処理手数料の減額及び免除に関すること。
4. 主に滝野川地区の再利用及び資源化の推進に関すること。

5. 主に滝野川地区の作業の統計に関すること。
6. 主に滝野川地区の連絡車、指導車及び軽小型自動車の運営管理及び修理に関すること。
7. 主に滝野川地区の自動車事故及び作業実施上の事故の処理に関すること。
8. 主に滝野川地区の作業用自動車並びに連絡車、指導車及び軽小型自動車の事故の防止に関すること。
9. 清掃協力会及び地域リサイクラー協議会に関すること。

浮間清掃事業所

1. 作業用自動車の運営管理に関すること。
2. 自動車事故及び作業実施上の事故処理に関すること。
3. 作業用自動車及び作業用具の修理に関すること。
4. 自動車運行作業の統計に関すること。

課務担当主査

1. 一般廃棄物の収集・運搬業及び処分業の許可及び指導に関すること。
2. 一般廃棄物再生輸送業及び再生活用業の指定等に関すること。
3. 浄化槽の届出及び指導に関すること。
4. 浄化槽清掃業に関すること。
5. 事業用大規模建築物等の排出指導に関すること。

生 活 環 境 部

リサイクル清掃課

リサイクル事業と清掃事業の連携による効率的な事業執行を進めるとともに、北区一般廃棄物処理基本計画2020に基づき、区民・事業者・区の三者による協働でごみ減量を図り、低炭素社会にも配慮した循環型社会の構築に取り組む。

1 エコ広場館の運営

令和4年度予算 44,320千円

地域のリサイクル活動を推進するための拠点施設として「富士見橋エコ広場館」、「北ノ台エコ広場館」、「滝野川西エコ広場館」、「赤羽エコ広場館」の4館を運営している。地域住民等に対するリサイクル生活文化の振興を図り、かつ、北区の目指す区民参加型の循環型社会構築に向けた推進活動の向上をもって、区民にリサイクルに関する知識と情報を提供している。

現在の具体的な事業として、リサイクルに関する講座の開催、リサイクル情報紙「かわら版」の発行、古布・衣類の資源回収、フリーマーケットの開催、資源のリサイクル、環境・リサイクルに関する講演会「明日塾」の開催等を行っている。資源の有効利用を基本として、リサイクルに関するさまざまな講座を計画的に開催し、夏休み期間中には、子ども向け講座も開催している。日曜日には資源活用市、フリーマーケット等を開催している。（令和2・3年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一部休止）

各館は、平成18年4月から、NPO法人「北区リサイクラー活動機構」が指定管理者として管理運営を行い、現在5期目である。

区では令和2年度よりエコ広場館の機能と施設のあり方の見直しを進め、5期目の指定管理期間は検討のため1年間とした。令和5年度以降はフードドライブ等の中心的役割を担うとともに情報発信機能等を強化しつつ施設を富士見橋エコ広場館、滝野川西エコ広場館の2館に集約することとし、令和4年第一回定例会において条例改正を行った。令和4年度は第6期目の指定管理者の選定を公募により行う。

名 称	富士見橋 エコ広場館	北ノ台 エコ広場館	滝野川西 エコ広場館	赤羽 エコ広場館
開設日	平成6年1月21日	平成8年3月2日	平成8年6月3日	平成20年3月12日
所在地	田端5-16-1	上十条5-14-4	滝野川6-21-25 (滝野川西区民センター2階)	赤羽1-67-62
延面積	536.60㎡ (敷地面積 863.98㎡)	326.28㎡	70.40㎡	560.59㎡ (敷地面積 300.00㎡)

2 リサイクル啓発事業

令和4年度予算 1,228千円

ごみの減量化・資源化推進のため、区民の意識改革につながる廃棄物情報の提供、リサイクルに関する情報発信など様々な普及活動を行っている。また、23区共同でパネル展示の実施や、共通の文言を用いて統一的に普及啓発活動を行う。その他、区内で開催される「区民まつり」（令和2・3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止）、「環境展」、「消費生活フェア」等のイベントに出展し、リサイクルに関するクイズやスタンプラリー等を通して幅広い層の区民へ啓発活動を行っ

ている。

食品ロス削減啓発に向けた取り組みとしては、東京家政大学との連携事業として作成したリデュースクッキングレシピの冊子、チラシの配布等を行っている。あわせて、令和3年度より試行的に開始したフードドライブについて継続して実施していく。

子どもに対する啓発活動としては、区内の小学生とその保護者向けに例年エコエコツアー（リサイクル施設等見学会）を開催している（令和2・3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止）。見学先としては、北清掃工場や中央防波堤埋立処分場等のごみ処理施設、古着・古紙・小型家電などをリサイクルしている民間企業の工場等をコースに組み込んでいる。その他、環境学習用啓発冊子「わたしたちができること」を作成し、区内小学校等の環境学習で活用している。

3 清掃一部事務組合等分担金 令和4年度予算 1,455,343千円

東京二十三区清掃一部事務組合経費分担金は、清掃一部事務組合から各区に示された金額を、毎月納付する。金額は各区のごみ量と負担の公平などに基づき調整される。（東京二十三区清掃一部事務組合規約第16条）

東京二十三区清掃協議会負担金は、清掃協議会から各区に示された金額を、納付する。（東京二十三区清掃協議会規約第13条）

あわせて、区が収集したごみの搬入や北清掃工場建替えに際しての調整について、北区側の窓口として連絡調整を行っている。

4 北区一般廃棄物処理基本計画の改定 令和4年度予算 12,637千円

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「北区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」に基づき策定する「北区一般廃棄物処理基本計画」について、現行計画（令和元年度策定）以降、資源循環型社会の形成をめぐる社会情勢は大きく変化してきていることから、計画終了年度である令和11（2029）年度を待たずに、令和7年度を始期とする新たな計画への改定を令和4～6年度の3か年で行う。

令和4年度は、区民アンケート調査やごみ排出原単位調査を実施するほか、資源循環推進審議会において、持続可能な循環型社会の形成に向けた、今後のごみ減量の推進について検討を行う。

環 境 課

省資源・省エネルギー型社会への転換、自然環境の保全、区民との協働を視点とした、「北区環境基本計画」を平成17年6月に策定し、同年10月29日には「元気環境共生都市宣言～健康とみどりのまち北区をめざして～」を宣言した。また、環境保全への取り組みの実効性を高めるため、平成18年3月に「東京都北区環境基本条例」を制定した。

北区を取り巻く環境の変化に伴い、平成27年1月に「北区環境基本計画」を「北区環境基本計画2015」として改定、「自然環境共生都市～みんなが環境を考え・行動するまち～」を北区の望ましい環境像とし、これを実現するための10年間の長期目標を「持続可能な環境共生都市実現に向け、地域のきずなづくりを推進する」と定め、取り組みを進めていくこととした。

平成27年7月に採択された、国際的な気候変動に関する枠組みである「パリ協定」を契機に、脱炭素社会の実現に向けた動きが世界中で加速するなど、地球環境をめぐる社会情勢の大きな変化が生じている。北区としてもこれらに対応するため、令和3年6月に「北区ゼロカーボンシティ宣言」を行うとともに、現行計画の改定をすすめ、令和3年度末に計画骨子案を公表した。引き続き計画改定作業を進め、令和4年度中に新たな計画を策定予定である。

1 環境マネジメントシステム

令和4年度予算 5,943千円

(1) 北区環境マネジメントシステムの運用

北区は、平成14年12月にISO14001の認証を取得したが、平成21年5月にはエコアクション21に移行して認証を取得し、環境負荷低減と環境貢献に、事業者として組織を挙げ取り組んでいる（令和3年5月更新登録）。平成29年度には、「第5次北区役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を事業者として策定し、目標をより明確化させた。令和4年度には、当該実行計画を（仮称）北区役所ゼロカーボン実行計画として改定する予定である。また、令和4年2月には、自治体経営に環境の視点を積極的に取り入れ、環境と経営への取り組みの方向性を一致させるため、これまでの環境方針に代わり、新たに「環境経営方針」を策定した。今後も、環境マネジメントシステムの運用により、環境への取り組みを効果的・効率的に推進していく。

(2) 温室効果ガスの排出量と省エネ対策の報告

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」と「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」が改正され、北区も一事業者として、平成22年度から毎年、温室効果ガス排出量等と省エネ対策を報告することが義務づけられた。

引き続きこの制度に基づき、北区の各区有施設のエネルギー使用量等の情報を収集・分析し、国及び都へ報告するとともに、その結果を活用して、教育委員会も含めた区有施設からの温室効果ガスの排出削減に全庁で取り組んでいく。

2 環境学習事業

令和4年度予算 46,478千円

(1) 北区環境大学

環境意識の向上を目的とし、環境問題を基礎から学ぶための各講座を実施している。

平成28年度まではお茶の水女子大学、東京家政大学の2校と連携して講座等を実施していた。平成29年度からは連携大学を東京家政大学に一本化して実施している。

令和3年度実績

幼児とその家族向け環境学習講座：7回102名

小学生向け環境学習講座：4回111名

ジュニア環境リーダー養成講座：3回10名

大学生・社会人向け環境リーダー養成講座：12回66名

小学校へ環境学習教材の提供：（生物分野）キャベツ苗、メダカの卵など
（地学分野）火山灰など

中学校へ環境学習教材の提供：（生物分野）微生物

（2）みどりと環境の情報館

みどりと環境に関する情報の発信拠点として、平成21年5月旧豊島東小学校跡地に「みどりと環境の情報館（愛称：エコベルデ）」を開館した（令和3年度の来館者数は3,469名）。

豊島五丁目団地周辺の土壌汚染対策やリスク管理状況のパネル展示などを常設するとともに、園芸や自然に関する区民向け講習会を開催している。令和3年度は21回を開催し、289名が参加した。

平成30年度から、施設運営の効率化とともに、有効活用を図るため、みどりと環境の情報館、自然ふれあい情報館の2施設の運営を一本化して環境に関するノウハウのある民間事業者へ委託している。さらに両施設と環境学習事業との連携を深めることにより、事業効果を高めていく。

（3）自然ふれあい情報館

平成6年4月から清水坂公園内に「自然ふれあい情報館」を運営している（令和3年度の来館者数は44,478名）。現在は自然観察園を含め、民間委託により施設の管理や環境教育等を行っている。情報館では一般展示のほか、多くの区民に自然の大切さと素晴らしさを知ってもらうための各種教室を実施しており、令和3年度は計8回開催し、135名が参加した。

また、自然観察園の一角にある田圃では、隣接する西が丘小学校の児童を対象に、田植えから稲刈りまでの農作業を実体験する稲作体験学習を毎年実施している。

（4）環境リーダー養成事業・ジュニア環境リーダー養成事業

平成16年度から、地域における環境活動を実践し、持続可能な社会を担う人材育成およびその活動などを支援することを目的に、環境リーダー養成講座をみどりと環境の情報館、自然ふれあい情報館、東京家政大学において実施している。環境リーダーの組織化を図るため、令和3年11月から「東京都北区環境リーダー登録制度」を開始した。

また、環境学習講座の受講生には小学生までの世代と高齢者が多く、中高生などの中間層の取り込みが課題となっている。幼少期から継続して学ぶことができる環境学習の生涯学習化を推進していくため、令和3年度からジュニア環境リーダー養成講座をあわせて実施している。

令和3年度実績

・環境リーダー養成講座：41回 のべ参加者数345名

・環境リーダー養成講座修了生活動：47回 のべ参加者数75名

・ジュニア環境リーダー養成講座：6回 のべ参加者数21名

(5) 北区ecoかるたの普及とかるた大会の開催

平成27年度に環境学習の教材として、楽しみながら、環境配慮や具体的環境行動につながることを目指すものとして、区内小学生から標語を募集し、解説を入れた「北区ecoかるた」を作成した。学校等の学習関連施設に無償配付のほか、有償で一般販売も行っている。

また、作成した「北区ecoかるた」を普及させ、より一層事業の目的を達成するため、小学生を対象とした「北区ecoかるた大会」を開催している。

令和3年度の「北区ecoかるた大会」については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から中止とした。

(6) 省エネ道場の開催

「北区ecoかるた」を活用したかるた遊びと広く環境について学ぶための講座を組み合わせた「省エネ道場」を平成28年度から開催している。

令和3年度は全4回の講座に計95名の参加があった。

(7) 環境活動自己診断

区立の小学校5年生を対象とした「小学生の環境活動自己診断」事業を平成10年度から実施している。令和3年度は、区立小学校5年生1,781名とその家族が参加した。

3 野生生物対策

令和4年度予算 4,248千円

(1) 河川生物生息調査

昭和59年度から毎年実施している河川生物生息調査において、令和3年度は、荒川・隅田川・新河岸川・石神井川の4河川で、31魚種を確認した。

(2) カラス・ハクビシン・アライグマ対策

カラス（令和3年度は巢の撤去12件）、ハクビシン（令和3年度は20頭捕獲）、アライグマ（令和3年度は1頭捕獲）を捕獲し、区民生活に与える被害の拡大を防いだ。

4 みどりの保護・育成事業

令和4年度予算 21,703千円

「東京都北区みどりの条例」に基づく保護樹木等の指定、維持管理助成、緑化計画書に基づく緑化指導、生垣造成助成などを実施している。

(1) 保護樹木等の指定・維持管理助成

「東京都北区みどりの条例」に基づき、保護樹木等の指定を行っている。また、「東京都北区みどりの保護・育成の推進に関する助成要綱」に基づき、保護樹木等の管理に要する費用の一部を助成している。

ア. 指定・助成基準

保護樹木等	保護樹木等指定基準	助成額	助成限度額（超えた分は所有者負担）
-------	-----------	-----	-------------------

保 護 樹 木	幹回り1.5m以上 高さ15m以上	維持管理に 要する経費 の1/2	剪定（5年に1回）…1本当たり70,000円 施肥害虫防除等…1本当たり年額20,000円
保 護 樹 林	面積300㎡以上	//	1カ所当たり年額㎡当たり40円で算定した額 または100,000円のいずれか少ない額
保 護 生 垣	高さ1 m以上 延長30m以上	//	1カ所当たり年額20,000円

イ. 令和3年度保護樹木等指定実績

項 目	指 定	解 除	累 計
保 護 樹 木 指 定	4本	19本	426本
保 護 樹 林 指 定	0カ所	0カ所	14カ所
保 護 生 垣 指 定	0カ所	0カ所	41カ所

(2) 生垣の造成助成

「北区生垣造成助成金交付要綱」に基づき、区内の道路に面した部分の総延長が1 m以上あり、樹木の高さが1 m以上ある生垣を造成する者に対し、1 m当たり8,000円（モデル地区は12,000円）を、ブロック塀等の撤去については1 m当たり5,000円を施工費の一部として助成している。

(3) 建築物緑化助成

「北区都市建築物緑化促進事業助成金交付要綱」に基づき、区内で屋上緑化、ベランダ緑化、壁面緑化を行う建築物の所有者に対し、費用の一部を助成している。

助 成 基 準

屋 上 緑 化：屋上に3㎡以上。1㎡あたり20,000円で算出した額または総経費の1/2のいずれか少ない額。100万円が上限。

ベ ラ ン ダ 緑 化：ベランダに1㎡以上。1㎡あたり20,000円で算出した額または総経費の1/2のいずれか少ない額。20万円が上限。

壁 面 緑 化：建物の壁面を緑化。1㎡あたり5,000円。20万円が上限。

(4) 令和3年度各種助成実績

助 成 の 種 類	件 数 等	金 額
保 護 樹 木 等	44件	4,233,000円
特 別 保 全 樹 林	1件	328,699円
生 垣 造 成 助 成	3件 25m	200,000円
ブ ロ ッ ク 塀 撤 去 助 成	0件 0m	0円
屋 上 緑 化 助 成	2件 72㎡	1,440,000円
ベ ラ ン ダ 助 成	1件 12㎡	200,000円
壁 面 緑 化	0件 0㎡	0円

(5) みどりの協定

「東京都北区みどりの保護・育成の推進に関する助成要綱」に基づき、緑あふれる街並みをつくるため、区民・事業所に対して苗木等の供給等の助成を行っている。

令和3年度実績

住民によるみどりの協定	2カ所
事業所等とのみどりの協定	0カ所
緑化推進モデル地区	3カ所
令和3年度 苗木等配付金額	881,309円

(6) 緑化計画書の認定

「東京都北区みどりの条例」第20条に基づき、敷地面積300㎡以上の開発行為等を行う事業者等から、緑化計画書の提出を受け、基準に適合した計画を認定している。

令和3年度緑化計画書受付件数 53件

(7) 区民植木市

緑化推進事業の一環として、植木市を開催している。令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。

第90回 区民植木市【中止】

開催年月日	会場	みどりの相談件数
(予定せず)	(予定せず)	0件(中止のため)

5 花のあるまち推進事業

令和4年度予算 13,663千円

駅前広場や公園、区道などを区民との協働により、季節感あふれる草花でいっぱいにするため、「東京都北区美化ボランティア制度実施要綱」に基づき、ボランティア活動団体(93団体)を支援(花苗、用具の供給、標示板の掲示、傷害保険料の負担等)している。

令和3年度美化ボランティア活動カ所数(91カ所)

道路 19カ所 公園等 58カ所 駅前広場等 14カ所

6 新エネルギー機器等普及事業

令和4年度予算 34,902千円

(1) 新エネルギー・省エネルギー機器等導入助成事業

区内で発生する温室効果ガスの排出量を削減するため、新エネルギー・省エネルギー機器等を導入する者に対し、その費用の一部を助成する制度を平成20年6月から実施している。

平成27年度から、区内業者による機器等の設置等を行う場合の助成額加算を導入し(中小企業者等、分譲住宅の管理組合等を対象とした助成を除く。)、平成28年度より、新たに「住宅用蓄電システム」、「窓の断熱改修」について助成を開始、平成29年度からは、太陽光発電システムの助成上限額を増額し(中小企業者等、分譲住宅の管理組合等を対象とした助成を除く)、新たに「HEMS」について助成を開始した。また、令和4年度より各事業者が自主的・積極的な環境配慮に対する取組みへ展開していくことを後押しできるよう、中小企業者等向けに環境マネジメントシ

システム認証取得事業者に対する助成額加算を導入した。

令和3年度実績

機 器 等 の 種 類			件 数
一 般 向 け 対 象 機 器 等	太 陽 光 発 電 シ ス テ ム	区外業者施工	17
		区内業者施工	0
	高 効 率 給 湯 器	区外業者施工	17
		区内業者施工	0
	家 庭 用 燃 料 電 池 装 置	区外業者施工	17
		区内業者施工	41
	高 反 射 率 塗 料	区外業者施工	66
		区内業者施工	11
	住 宅 用 蓄 電 シ ス テ ム	区外業者施工	20
		区内業者施工	2
	窓 の 断 熱 改 修	区外業者施工	10
		区内業者施工	10
	H E M S	区外業者施工	18
		区内業者施工	1
中 小 企 業 者 等			14
分 譲 住 宅 の 管 理 組 合 等			17
合 計			261

(2) 建物所有者・管理者等による建物・設備の省エネ化・新エネ導入の推進事業

分譲マンションの管理組合など、建物所有者・管理者等を対象に省エネ診断及び省エネ化・新エネ導入提案を実施し、助成制度を活用した対策を推進する。また、それらの効果検証結果を反映させて平成27年度に作成した「マンション省エネガイドブック」の改訂版を活用して導入効果を分かり易く伝え、集合住宅等の建物・設備の省エネ化・新エネ導入をより一層推進する。

令和3年度実績

省エネコンサルタント派遣 未実施

マンション省エネセミナー 未実施

7 環境基本計画改定

令和4年度予算 7,600千円

環境基本法第7条における地方公共団体の責務として、東京都北区環境基本条例に基づき、平成26年度に「北区環境基本計画2015」を策定した。近年における異常気象をはじめとした気候変動の影響や脱炭素社会実現に向けた動きの加速など、地球環境をめぐる社会情勢は大きく変化している。このような状況を踏まえ、計画終了年度である令和6(2024)年度を待たずに、令和5年度を始期とする新たな環境基本計画への改定を、令和3～4年度の2か年で行う。

令和4年度は、令和3年度に取りまとめた骨子案をもとに環境審議会等において引き続き検討を重ね、同年度中に改定を行う。

8 地域美化推進事業

令和4年度予算 40,439千円

(1) 地域美化・路上喫煙対策推進事業

ポイ捨てゴミのない清潔で快適な環境を目指して区内36地区（町会・自治会）を美化推進モデル地区に指定し、平成20年12月1日に施行された「東京都北区路上喫煙の防止等に関する条例」とあわせ、ピンカンや吸い殻のポイ捨て、歩行喫煙の禁止等の周知啓発の美化推進キャンペーンを実施している。

また、鉄道駅周辺での巡回指導のほか、歩行（乗り物での移動を含む。）喫煙やポイ捨てなどを区内全域で禁止していることを周知・啓発するため、チラシやステッカー等の配布、路面シートの貼付、横断幕や電柱広告等の設置等を行っている。

令和3年度実績

キャンペーン	5回 参加者延163名（春のキャンペーンは中止）
路面シート	603枚貼付（内196枚貼替）
横断幕	42枚取付

(2) 指定喫煙場所の環境改善

「東京都北区路上喫煙の防止等に関する条例」に基づき、JR王子・赤羽・田端駅周辺を路上喫煙禁止地区に指定したうえ、禁止地区内に指定喫煙場所を設置しているが、指定喫煙場所から流れるたばこの煙やにおい、健康への影響に関する苦情が急増している。その環境改善に向けて関係機関等と協議を行い、令和3年度は王子駅北口橋梁下トンネル横（森下通り商店会）の喫煙場所を加熱式たばこ専用喫煙場所に変更した。令和4年度は、新たな屋内公衆喫煙所の設置や路上喫煙禁止地区の指定について引き続き関係機関等と協議を行いつつ、喫煙者と非喫煙者が共存できる環境を整備する。

(3) あき地の管理の適正化

「あき地の管理の適正化に関する条例」に基づき、雑草（かん木を含む）が繁茂したまま放置され、近隣住民の生活環境を著しく損なうようになっている未利用地の所有者や管理者に対し、適正な管理をするよう指導し、協力を求めている。

令和3年度実績

	件数	改善件数
相談件数（対応通知送付）	26	17
管理代行	0	0
勧告書送付	0	0
措置命令書送付	0	0

(4) ごみ屋敷対策

令和3年5月に「堆積物等による管理不全な状態にある居住建築物等に係る相談取扱要綱」を制定し、いわゆる「ごみ屋敷」の解消を図りつつ、ごみを片付けるだけではなく、生活上の諸課題の解決を目指している。

生活環境に大きな影響を及ぼすような管理不全な状態にある住居等にならないように、引き続き、区役所と関係機関や地域住民が一体となって本人に寄り添った支援を行っていく。

令和3年度ごみ屋敷等に係る対策受付件数 11件

内訳 経過観察件数 11件

9 大気水質等及び騒音振動調査対策

令和4年度予算 20,242千円

(1) 環境保全調査

毎年、大気質、水質、騒音・振動の測定を行っている。

	測定事項	測定項目	測定場所	期間
大気質	大気汚染常時測定	NO ₂ 、NO、O _x 、風向、風速、浮遊粒子状物質	区役所 (第1庁舎測定室)	通年
		NO ₂ 、NO、浮遊粒子状物質	なでしこ小	
		微小粒子状物質(PM2.5)	区役所 (滝野川分庁舎屋上)	
	自動車排出ガス調査	NO ₂ 簡易測定	主要交差点9カ所 沿道9カ所 区役所1カ所	6月 11月
	有害大気汚染物質調査	金属成分：As、Ni、Hg、Mn 揮発性有機化合物※1：ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン、塩化メチル、アセトアルデヒド	区役所	年6回
			としま若葉小	年1回
水質	NO ₂ 濃度分布調査	NO ₂ 簡易測定	区内10カ所	月1回
	ダイオキシン類調査	ダイオキシン類	区役所 なでしこ小	年6回
	河川水質調査	pH、DO、BOD、COD、SS、Cl ⁻ 、リン酸性リン、アンモニア性窒素、全窒素、全リン、透視度、気温、水温、色相、臭気、大腸菌群数(石神井川のみ)	荒川、隅田川、新河岸川、石神井川、浮間ヶ池、赤羽自然観察公園(池) 計6地点	河川：月1回 池：隔月1回 (隅田川水系浄化対策連絡協議会、石神井川流域環境協議会による同時採水調査年2回を含む)※2

騒音・振動	新幹線騒音振動調査	騒音・振動・速度	新幹線の沿線 3カ所 (田端、東十条、浮間)	年1回
	道路交通騒音振動調査	騒音・振動	環状七号線、環状八号線、 北本通り、明治通りの沿線7カ所	11月
	自動車騒音 常時監視	騒音	高速中央環状線、一般国道122号、 赤羽西台線、白山小台線、特別区 道北63号	11月

※1 常温常圧で大気中に容易に揮発する有機化学物質の総称のことをいう。略称は、VOC。

※2 隅田川水系浄化対策連絡協議会・・・・・・昭和53年4月設立。関係8区加入。

石神井川流域環境協議会・・・・・・平成元年5月設立。関係3区、2市加入。

(2) 光化学スモッグ緊急時の措置

「北区光化学スモッグ緊急時の措置要領」に基づき、光化学スモッグ注意報などを防災行政無線等によりお知らせしている。

令和3年度における注意報発令日数は、都内で6日、北区に係る地域（区西部地域）では3日であった。光化学スモッグによると思われる健康被害の届出は、都内全域で0件であった。

(3) 低公害車の普及・促進

庁有車は全体（161台）の19.3%（31台）が低公害車となっている。

低公害車（庁有車）車種別一覧表

ハイブリッド自動車 (計13台)	小型・普通乗用自動車	5台
	軽貨物自動車	3台
	普通貨物自動車	5台
天然ガス自動車 (計16台)	普通貨物自動車	3台
	軽貨物自動車	5台
	小型貨物自動車	7台
	乗合（定員30人未満）	1台
電気自動車	軽貨物自動車	2台

(令和2年度 自動車環境管理実績報告より)

10 工場指導

令和4年度予算 19,486千円

工場等の公害防止対策について指導を実施している。また、区民から、騒音・振動・悪臭等の苦情の申し立てがあった場合は、その事実を調査し、改善指導を行っている。

(1) 公害防止のための規制・指導

区民の生活環境を守るため、東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（略称：環境確保条例）や騒音規制法、振動規制法等に基づく規制や指導を行っている。

ア. 環境確保条例等の施行事務（①②は別表1のとおり）

① 工場の設置又は変更の認可及び届出の受理並びに公害防止指導

② 指定作業場（20台以上の自動車駐車場、洗たく施設、ガソリンスタンド、めん類製造

場等)の設置又は変更等の届出の受理及び公害防止指導

③ 指定建設作業の規制及び公害防止指導

④ 石綿含有建築物解体等工事に係る届出受理及び公害防止指導(別表3のとおり)

⑤ 日常生活に伴う公害の防止及び指導

イ. 騒音規制法・振動規制法の施行事務(別表1のとおり)

① 特定施設(金属加工機械、空気圧縮機、送風機、印刷機械等)の届出の受理及び騒音・振動防止の指導

② 特定建設作業(くい打機、さく岩機、空気圧縮機等を使用する作業)の届出の受理及び騒音・振動防止の指導

(2) 公害台帳管理システムの運用による相談・指導対応

公害防止に関連する届出書・報告書等を電子データで管理し、効率的かつ迅速な相談対応を行うため、平成27年度に公害台帳管理システムを導入し運用している。令和元年度に環境確保条例の改正等に対応するため、システムの改修を行った。令和4年度はシステムのリプレースを予定している。

(別表1) 令和3年度 環境確保条例・騒音規制法・振動規制法による公害規制事務件数

項 目			件 数
環境確保条例	工 場	設 置 認 可 申 請	4
		変 更 認 可 申 請	6
		廃 止 届 （ 行 政 廃 止 含 ）	28
		氏 名 等 変 更 届 ・ 承 継 届	32
	指定作業場	設 置 届	9
		変 更 届	5
		廃 止 届 （ 行 政 廃 止 含 ）	18
		氏 名 等 変 更 届 ・ 承 継 届	23
騒音規制法	特定施設	設 置 届	6
		変 更 届	1
		廃 止 届 （ 行 政 廃 止 含 ）	9
		氏 名 等 変 更 届 ・ 承 継 届	33
	特 定 建 設 作 業 実 施 届		290
振動規制法	特定施設	設 置 届	3
		変 更 届	2
		廃 止 届 （ 行 政 廃 止 含 ）	7
		氏 名 等 変 更 届 ・ 承 継 届	23
	特 定 建 設 作 業 実 施 届		181
電 気 供 給 に 関 す る 証 明			0
そ の 他 公 害 関 係 諸 証 明			1

(別表2) 令和3年度 現象別苦情・陳情受付件数

発生源 \ 種類	ばい煙	粉じん	有害 ガス	悪 臭	汚 水	騒 音	振 動	土壌 汚染	その他	計
工 場	0	0	0	1	0	2	0	0	0	3
指 定 作 業 場	0	0	0	2	0	2	0	0	0	4
建 設 作 業	0	17	0	0	0	82	44	0	0	143
一 般	0	0	0	15	0	65	2	0	0	82
合 計	0	17	0	18	0	151	46	0	0	232

※1件で複数の種類の苦情・陳情が寄せられたものについては、主な種類に計上。

(別表3) 令和3年度 石綿含有建築物解体等工事に係る届出

法 届 出	19
条例届出	19

1.1 豊島地区ダイオキシン類土壌汚染について

令和4年度予算 7,472千円

平成16年12月に豊島四丁目の日本油脂(株)工場跡地等でダイオキシン類による土壌汚染が見つかったとの発表が日本油脂(株)からあった。

発見場所が豊島五丁目団地と同じ日産化学工業(株)(現・日産化学(株))の工場跡地であったため、団地周辺の区施設で確認調査を行ったところ、旧豊島東小学校、豊島東保育園園庭、東豊島公園から、環境基準値を上回るダイオキシン類が検出された。そこで直ちに、危機管理室に豊島地区ダイオキシン対策本部を設置し、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく対策を進めるための詳細調査を実施した。

この調査結果と都市再生機構が実施した団地内での調査結果をもとに、平成17年12月東京都知事に、法律に基づく対策地域の指定要請を行った。東京都は平成18年3月6日に区の3施設を対策地域に指定し、平成18年12月には対策計画を策定した。

区は対策実施者として、「公害防止事業費事業者負担法」に基づき、北区環境審議会に費用負担計画の策定について諮問した。平成19年1月31日の審議会の答申を受け、区は費用負担計画を決定した。平成19年2月1日、日産化学工業(株)(現・日産化学(株))を費用を負担する事業者として定め事業者負担金の額を決定した処分を同社に対して通知した。平成19年4月10日には、区が請求した18年度対策費用(豊島東保育園の園庭ダイオキシン対策工事費の4分の3)が日産化学工業(株)(現・日産化学(株))から支払われた。なお、国からは、「環境監視調査等補助金交付要綱(平成13年3月13日制定)」に基づき対策費用の4分の1のうち55%の補助があった。

旧豊島東小学校及び東豊島公園のダイオキシン対策工事については平成20年3月に完了。平成19年度対策費用については、平成18年度同様4分の3が、日産化学工業(株)(現・日産化学(株))より支払われた。

平成19年7月25日、日産化学工業(株)(現・日産化学(株))は、上記処分等に対して、北区を相手取り、東京地方裁判所に取消し請求の訴えを起こした。東京地方裁判所は、平成23年7月7日、上記処分等を取り消す判決をなした。北区は、同年7月19日、同判決を不服として控訴したが平成24年9月27日、東京高等裁判所は控訴を棄却する判決をなした。その後、同判決が確定し、上記処分等が取り消されたことに伴い、区は日産化学工業(株)(現・日産化学(株))が区に納付した負担金を同社に返還するとともに、還付加算金等を同社に支払った。

区では、訴訟の結果を受けて、対策事業に係る費用を負担させる事業者を再度定めるため、環境審議会に費用負担計画について諮問し、同審議会は専門部会を設置し検討を進め、平成26年6月11日に区長に答申した。これに基づき、区長は、汚染の原因を旧王子工場における苛性ソーダの生産のための食塩電解工程から発生するダイオキシン類の排出であること、当該工程を有する工場を操業することにより、ダイオキシン類を排出し、土壌の汚染を引き起こした事業者が、苛性ソーダの生産量（生産量が不明の場合は生産能力）による按分により費用を負担すべきとする費用負担計画を平成26年6月13日に策定し、費用負担計画に基づき、平成26年7月8日、日産化学工業(株)（現・日産化学(株)）及びJX日鉱日石金属(株)（現・JX金属(株)）に対し、費用負担決定処分を行った。

この処分に対し、JX日鉱日石金属(株)（現・JX金属(株)）は、平成26年9月4日付の異議申立書を区長に提出し、区長は、平成26年12月24日、異議申立てを棄却する決定を行った。

また、費用負担決定処分の取消しを求めて、東京地方裁判所に上記2社がそれぞれ別に訴訟を提起し、平成27年1月5日には日産化学工業(株)（現・日産化学(株)）の訴状、平成27年2月9日にはJX日鉱日石金属(株)（現・JX金属(株)）の訴状が区に送達された。なお、平成27年5月26日の口頭弁論にて弁論の併合が決定されている。令和元年7月2日、第12回口頭弁論にて本件訴訟が結審し、令和元年12月26日、区一部敗訴の判決がなされた。令和2年1月21日、同判決を不服として区、日産化学(株)及びJX金属(株)各々が控訴した。令和3年3月10日、東京高等裁判所は第一審原告側控訴を認容し、第一審被告である区側控訴を棄却する判決がなされた。その後、同判決が確定し、上記処分が取り消されたことに伴い、区は日産化学(株)及びJX金属(株)が区に納付した負担金を同社に返還するとともに、還付加算金等を同社に支払った。

区では、訴訟の結果を受けて、対策事業に係る費用を負担させる事業者及びその負担割合を再度定めるため、令和4年1月28日、環境審議会に費用負担計画についての諮問を行った。同審議会では専門部会を設置、諮問内容を付議し、検討を進めている。

なお、平成20年度からリスク管理のためのダイオキシン類調査を実施しており、令和4年度も引き続きダイオキシン類のモニタリング調査を行う。

北区清掃事務所

北区清掃事務所では、ごみの収集・運搬、びん・缶・ペットボトルの回収、廃棄物の減量・再利用の推進や指導、有料ごみ処理券の販売、清掃協力会に関すること、事業者・住民への指導・苦情処理等を行っている。また令和4年10月からは、まず滝野川地区において、プラスチックごみを資源として回収する。

北区清掃事務所には、清掃車両の管理・運営のため浮間清掃事業所を設けている。この浮間清掃事業所に、令和4年10月に粗大ごみ中継施設を開設し、粗大ごみの持ち込みを開始する。また、令和2年3月に廃止となった堀船清掃作業所のホッパー棟及び待機所の解体工事を、令和4年度に着工する。

名 称	北区清掃事務所	堀船清掃作業所（R2.4月閉鎖管理）	浮間清掃事業所（浮間分室併設）
所 在 地	北区豊島8-4-3	北区堀船3-3-1	北区浮間5-13-1
建物構造	鉄筋コンクリート3階建	鉄骨2階建	鉄筋コンクリート3階建
敷地面積	1,532.76㎡	1,890.67㎡	2,500.03㎡
建物面積	1,274.35㎡	179.62㎡	1,379.20㎡
竣工年月	昭和42年3月	昭和62年3月	平成11年11月

名 称	滝野川清掃庁舎	滝野川分室（H19.4月閉鎖管理）
所 在 地	北区東田端2-18-15	北区滝野川1-25-5
建物構造	鉄骨鉄筋コンクリート3階建	鉄筋コンクリート3階建
敷地面積	636.60㎡	301.33㎡
建物面積	679.42㎡	408.39㎡
竣工年月	昭和58年3月	昭和41年3月

1 令和4年度作業計画

清掃事業

種別	回数	計画日量	作業計画自動車		搬入先
可燃ごみ	週2回	197.2 t	79 台	大型ダンプ車 1 新大型特殊車 3 新中型特殊車 1 小型プレス車 50 小型特殊車 14 軽小型ダンプ車 10	北 清 掃 工 場 174.9 t 板橋清掃工場 14.8 t 豊島清掃工場 7.5 t ※令和5年1月以降、練馬清掃工場及び光が丘清掃工場（予定）
(注) 不燃ごみ	月2回	9.0 t	13台 (2)	新中型特殊車 (1) 小型プレス車 (1) 軽小型ダンプ車 13	中防不燃ごみ処理センター 0.9 t 資 源 化 施 設 8.1 t
作業補助	—	可燃 狭小対策	6台	軽小型ダンプ車 6	—
粗大ごみ (委 託)	申込制 (月～土)	9.0 t	7台	大型プレス車 1 小型ダンプ車 5 軽小型貨物車 1	中防粗大ごみ破碎処理施設 7.0 t 資 源 業 者 2.0 t
資 源 (委 託)	週1回	36.5 t	16台	平ボディ車 6 軽小型貨物車 7 小型プレス車 3	資 源 業 者 36.5 t
合 計		251.7 t	121台		

(注) 可燃ごみ収集と併用している車両台数は()書きとする。

他リサイクル事業

種別	回数	計画日量	作業計画自動車		搬入先
びん	週1回	8.8t (委託)	9～12台	小型貨物車 7～10	資源業者 8.8 t
缶	週1回	3.5t (委託)		軽小型貨物車 2	資源業者 3.5 t
ペットボトル	週1回	5.0 (委託)	7台	新中型特殊車 5 軽小型貨物車 2	資源業者 5.0 t
プラスチック (10月から滝野川地区で実施)	週1回	3.1t (委託)	6台	小型プレス車 3 軽小型貨物車 3	資源業者 3.1 t
合 計		20.4 t	22～25台		

2 清掃事業

令和4年度予算 2,217,260千円

清掃事務所は、区内の家庭及び小規模事業所から排出される一般廃棄物等を収集し、清掃工場等の中間処理施設に運搬して区民の快適な生活環境の確保を図っている。

令和3年度作業実績

(1) ごみ・資源収集量

令和3年4月1日～令和4年3月31日

可燃ごみ	不燃ごみ	資源（古紙）	粗大ごみ	合 計
61,876 t	1,927 t (うち資源化量1,778 t)	6,684 t	2,763 t (うち資源化量505 t)	73,250 t

※ トン未満は四捨五入

(2) 主な粗大ごみの収集状況

令和3年4月1日～令和4年3月31日

品 目		個 数	品 目		個 数
電 気・ガ ス・石 油 器 具 類	電気掃除機	8,451	家 具・寝 具	ふとん	40,396
	ビデオデッキ	2,248		箱物家具	37,720
	プリンター	4,742		いす・座いす	26,752
	電子レンジ	5,286		衣装箱	13,732
	扇風機	6,548		敷物	10,829
	ガステーブル	2,097		テーブル	9,232
	こたつ	2,434	ソファー	3,921	
	照明器具	6,025	そ の 他	自転車	7,142
	ファンヒーター	1,989		スーツケース	5,118
	ストーブ	2,094		たたみ	1,114
		ゴルフ用品		1,890	
		スキー板		651	
		その他		133,953	
			合 計		334,364

(3) 動物死体処理

令和3年4月1日～令和4年3月31日

区 分		種 別			処 理 内 容	
処理区分	処理頭数	猫	犬	その他	収 容	持 込
有 料 (うち減免頭数)	467 (163)	273 (102)	35 (0)	159 (61)	447	20
都管理	133	75	0	58	105	28
合 計	600	348	35	217	552	48

(注1) 処理区分「有料」は、飼い主等から依頼された動物と、一般家庭から依頼のあった飼い主が判明しない動物。なお、飼い主が判明しない動物は減免。

(注2) 処理区分「都管理」は、東京都が管理する道路河川等で飼い主が判明しない動物。

(注3) 種別「その他」の主なものは、鳥類、うさぎ、ねずみ等。

(4) 有料ごみ処理券取扱事業

有料ごみ処理券は、有料粗大ごみ処理券と事業系有料ごみ処理券の2種類があり、区内及び隣接区の各コンビニ・1つのスーパー・33の商店等で販売している。

① 有料粗大ごみ処理券

家庭から出るごみで一辺が30センチ以上のもの（家電リサイクル法及びパソコンリサイクルの対象物を除く）を廃棄するときに使用する。

② 事業系有料ごみ処理券

小規模な事業者で事業系一般廃棄物（可燃・不燃ごみ、古紙に限る）を自ら処理することが困難、かつ、北区が許可する一般廃棄物処理業者（収集運搬業者）に委託することが困難な場合に、北区の収集に出すときに使用する。

③ 区が行う業務

有料ごみ処理券取扱所委託契約、廃棄物処理手数料の収納、取扱手数料の支出、有料ごみ処理券の印刷・配送手続き等を行っている。

有料ごみ処理券の種類

券種	価格
有料粗大ごみ処理券A	1枚 200円
有料粗大ごみ処理券B	1枚 300円
事業系有料ごみ処理券70ℓ	1セット 5枚綴 2,660円
事業系有料ごみ処理券45ℓ	1セット10枚綴 3,420円
事業系有料ごみ処理券20ℓ	1セット10枚綴 1,520円
事業系有料ごみ処理券10ℓ	1セット10枚綴 760円

【参考】粗大ごみの廃棄物処理手数料

10kgまで：400円、20kgまで：800円、30kgまで：1,200円、50kgまで：2,000円、70kgまで：2,800円

※ただし、品目ごとに手数料を指定しているため上記は目安となります。

販売実績 令和3年4月1日～令和4年3月31日

券種	販売数	販売金額
有料粗大ごみ処理券A	579,478枚	115,895,600円
有料粗大ごみ処理券B	191,169枚	57,350,700円
事業系有料ごみ処理券70ℓ	3,555セット	9,456,300円
事業系有料ごみ処理券45ℓ	22,503セット	76,960,260円
事業系有料ごみ処理券20ℓ	7,128セット	10,834,560円
事業系有料ごみ処理券10ℓ	5,971セット	4,537,960円
合計		275,035,380円

(5) 在宅医療廃棄物（使用済み注射針）適正処理促進事業

使用済み注射針は感染性廃棄物であり、収集時の事故や管理上の危険があるため、医師会等関係団体と協議のうえ、専用容器で薬剤師会が回収を行い区が事業費を補助している。

なお、平成27年度から、「東京都区市町村との連携による地域環境力活性化事業」を活用することで、事業費の1/2の補助金を確保できることから、薬剤師会への事業費補助割合を1/2から3/4に変更した。東京都の補助期間は平成29年度で終了したが、平成30年度以降も薬剤師会への事業費補助は継続して行っている。また近年、在宅医療が普及していることやコロナ禍の影響から、回収量が増加したことに伴い、令和4年度から薬剤師会への事業費補助割合を3/4から4/5に変更する。

【対象経費】

- ① 注射針回収容器及び封印シールの購入費
- ② 注射針処分委託経費
- ③ その他区が必要と認めたもの

	令和3年度
購入容器数	8,760個
回収容器数	8,533個

(6) 一般廃棄物処理業の許可

一般廃棄物処理業の許可は、区の処理（収集）が困難である場合に、区が定める一般廃棄物処理計画に適合し、関係法令等で定める諸条件を満たした処理能力を有する事業者、許可を与えて一般廃棄物を処理させるものである。

許可事務は、平成25年度から事務の効率化を図るため、申請・許可事務は東京二十三区清掃協議会で共同処理し、区は申請事項の決定、指導及び処分等の事務を担当している。

なお、許可関係手数料は権限を有する区に納付される。

令和4年4月1日現在 北区許可業者数 収集・運搬業261業者、処分業1業者

(7) 事業用大規模建築物等の排出指導

区内事業用大規模建築物から排出される事業系廃棄物の減量を進めるため、事業用途床面積3,000㎡以上の事業用建築物所有者に対して、廃棄物管理責任者の届出、再利用計画書の提出を義務付けている。

その後、再利用計画書に基づき、適宜、建築物への立入検査、廃棄物減量と再利用推進に関する指導・助言を行っている。また、廃棄物管理責任者に対して、講習会（年2回程度）を実施している。

なお、延床面積が1,000㎡以上3,000㎡未満の建築物所有者に対しても、上記に準じて指導・助言を行っている。

令和4年4月1日現在 事業用建築物対象件数（1,000㎡以上、3,000㎡未満） 233件
事業用大規模建築物対象件数（3,000㎡以上） 247件

(8) 粗大ごみ中継施設の整備

現在、北区清掃事務所で行っている粗大ごみ中継業務を浮間清掃事業所に移転するため、令和3年10月から令和4年9月にかけて、浮間清掃事業所敷地内において粗大ごみ中継施設の整備を進めている。

この中継施設の整備にあわせて、令和4年10月以降、区民自らが運搬、搬入する粗大ごみを受け入れる「区民の粗大ごみ持込事業」を開始し、区民の利便性の向上を図る。

3 びん・缶回収事業

令和4年度予算 297,248千円

びん・缶回収事業（ステーション回収）は、平成4年3月にモデル事業として、東田端出張所管内町会連合会・浮間出張所管内町会連合会の2地区で開始した。その後、平成4年度2地区、平成5年度5地区、平成6年度に残り10地区と順次対象地区を挙げ、平成6年12月からは区内全域で実施している。

回収方法は、各町会自治会から選出された地域リサイクラー約180人を中心に、地域内から選ばれた管理者の協力を得て、回収場所（ステーション約5,800カ所）のコンテナの保管や設置をしていただき、回収運搬及び処理は区が委託した業者が行っている。回収した資源の売り払い金は、各連合町会を単位に、回収量に応じてそれぞれ還元している。

回収実績

令和3年4月1日～令和4年3月31日

品 目	回 収 量 (kg)
び ん	2,722,560
スチール缶	568,288
アルミ缶	407,250
計	3,698,098

4 ペットボトル回収事業

令和4年度予算 157,593千円

ペットボトルの回収は、平成9年4月に500mlボトルの販売を契機に東京都が暫定的な事業としてコンビニエンスストアやスーパーマーケット等の店頭を回収拠点に23区一斉に回収が開始された。その後、平成20年度のサーマルリサイクル事業の本格的な導入を前にペットボトル回収の事業拡大を図り、びん・缶と同様に平成19年6月から資源回収ステーションで分別回収を行っている。分別回収の普及定着により、平成27年2月行政が実施していた店頭回収は23区一斉に廃止した。

回収したペットボトルは、一部はペットボトルのまま、残りは中間処理後に売却して区の歳入とし、事業費の一部に充当している。

回収実績

令和3年4月1日～令和4年3月31日

品 名	回 収 量 (kg)
ペットボトル	1,536,940

5 拠点回収事業

令和4年度予算 6,523千円

(1) 紙パック

平成3年8月から区の施設などに設置している「サンクルポスト（回収容器）」37カ所及びスーパー店頭の独自回収容器や地域住民が設置するコンテナの9カ所の合計46カ所で拠点回収を行っている。

(2) 食品用発泡トレイ

平成21年8月から区の施設などに「発泡トレイ用サンクルポスト」を31カ所設置し回収を行っている。なお、トレイは白色・色付を問わず回収し再生している。

(3) 乾電池

平成5年1月から水銀含有による有害性を理由にサンクルポストによる拠点回収を行ってきた。平成7年以降、国産乾電池に水銀が使用されていないことが確認され、近年水銀入り乾電池の排出が極めて少なくなったことから、現在は北区清掃事務所、滝野川清掃庁舎の2カ所で窓口受付により回収を行っている。なお、水銀入りでない通常の乾電池は不燃ごみで回収している。

(4) 廃食油

平成21年5月からエコー広場館4カ所で家庭から出る廃食油の回収を開始した。平成22年4月に回収場所を拡充し、現在はエコー広場館3館（赤羽除く）、赤羽区民事務所、清掃事務所など7カ所で回収を行っている。平成24・25年度は、指定管理事業として実施し、平成26年度から区の直接委託契約に変更した。回収した廃食油はリサイクル石鹸の原材料としてリサイクルされる。

回収実績

令和3年4月1日～令和4年3月31日

品 名	回 収 量 (kg)
紙 パ ッ ク	14,690
発泡トレイ	2,900
水銀入り乾電池	0※1
廃食油	2,550

※1 令和2年度窓口で受付した水銀入り乾電池はない。

6 集団回収支援事業

令和4年度予算 46,533千円

集団回収とは、区民が自主的に行っている紙、缶、びん、布類の資源回収活動であり、区は集団回収支援事業として実施団体に対し、回収量に応じて1kgあたり6円の報奨金を支給している。

集団回収支援事業は、平成4年7月に東京都から移管された事業である。

北区では、住民によるリサイクル活動を推進することを目的とし、区内全域で集団回収の拡充を図っている。現在はマンション等の建築時や集団回収を行っていない集合住宅等に事業説明を行うほか、活動の周知・PRを目的とした「のぼり旗」と「周知用標示板」を作成し配付している。

集団回収団体の構成員の高齢化により、報告事務や回収活動が負担となっている。そのため、平成28年度より、集団回収団体の活動を支援することを目的に「集団回収事業者認定制度」を開始し、6事業者を認定した。

回収実績

令和3年4月1日～令和4年3月31日（実施団体数令和3年度 390団体）

品 目		回 収 量 (kg)
紙 類	新 聞 紙	2, 1 2 4, 6 1 8
	雑 誌	1, 4 1 8, 1 8 4
	段ボール	1, 6 8 7, 0 7 4
	そ の 他	1, 0 5 0
	小 計	5, 2 3 0, 9 2 6
金 属 類		6 6, 8 8 1
び ん 類		0
布 類		9 0, 2 0 4
計		5, 3 8 8, 0 1 1

7 プラスチックごみ回収事業

令和4年度予算 1 1 4, 4 7 5千円

プラスチックごみは、平成20年4月以降は、可燃ごみとして収集し、清掃工場において焼却、サーマルリサイクルで資源の有効活用を行ってきた。

近年、プラスチックをめぐる世界的な環境面の動きから、国では令和3年6月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立、令和4年4月から施行となった。

また、北区においても令和3年6月に「北区ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、脱炭素に向けた取り組みを開始した。

令和4年10月から滝野川地区で、令和5年4月からは区内全域で、新たにプラスチックの回収日を設定し、プラスチックの分別回収を開始する。回収したプラスチックは委託事業者で選別・圧縮処理を行い、再資源化事業者に引き渡すことによりプラスチックのリサイクルを実施していく。そのために、令和4年度は、区民への丁寧な周知・啓発活動を継続的に行いつつ、プラスチックごみの収集・運搬、中間処理などに関する仕組みづくりの整備を実施する。

本事業は、東京都の補助金、令和4年度は準備経費（補助率1/2、上限500万円）、令和5年度から令和7年度の3年間は収集運搬・中間処理経費（補助率、令和5年度：1/2、令和6年度：1/3、令和7年度：1/4）を活用する。

—令和４年５月— 事務事業の概要と現況
(地域振興部・区民部・生活環境部)

令和４年５月発行

刊行物登録番号
４－１－０１８

東京都北区地域振興部地域振興課
発 行 東京都北区王子一丁目１１番１号
北とぴあ１０階
電話 ５３９０－００９２